平成23年度生涯学習施策に関する調査研究

諸外国における後期中等教育後の教育機関における 職業教育の現状に関する調査研究

報告書

本調査研究における諸外国調査の計画・実施・報告書執筆にあたっては、下記の方々の多大なご支援を頂いた。厚く御礼申し上げる。

韓国

○有田 伸 国立大学法人東京大学 社会科学研究所 准教授

フィンランド

○渡邊 あや 国立大学法人熊本大学 大学教育機能開発総合研究センター 准教授

ドイツ

○佐々木 英一 学校法人追手門学院大学 教授

フランス

○高沢 晶子 元国際連合教育科学文化機関(UNESCO)職員

<目 次>

序章	⊉		1
第	章	韓国	9
第	章	フィンランド	43
第	章	ドイツ	75
第	章	フランス	125
第	章	米国	173
専作	多学校	交実態調査(概要)	213
専作	多学校	交実態調査 調査票	261

序章

調査研究の概要

序.1 調査研究の主旨

我が国の経済は、低成長・安定成長の時期に入って久しく、また資本主義発展論の見地から言えば、新しい商品やマーケットを絶えず開発・開拓することにより競合相手との差異を意識的に創出して利潤を生み出していかなければならない「ポスト産業資本主義」の段階に在る。国内的には少子高齢化と人口減少がさらに進み、国際的には新興経済国との競争が厳しさを増していく今後の我が国において、経済的・社会的な活力の源泉となり得るものは、新たな知識の創造(イノベーション)の他にない。「知識基盤社会」(knowledge-based society)の到来である。

一方、産業・職業分野の新生と多様化、雇用の流動化と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の進展、非正規雇用の拡大等といった産業構造・就業構造の大きな変化の中で、我が国において伝統的であった長期雇用に基づく企業内人材育成は、その基盤を喪いつつある。

こうした状況を受け、イノベーションを担い得る高度な産業人材への需要に応えるものとして、(企業ではなく)教育機関における職業教育、特に、激化する国際競争への即応といった喫緊の課題を念頭におけば(学術的というより)職業実践的な教育——「卓越した又は熟達した実務経験を主な基盤として実践的な知識・技術等を教授する」教育(中央教育審議会答申『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について』82頁)——に対する期待が高まっている。

以上の問題認識の下、本調査研究は、我が国における「職業実践的な教育に特化した枠組み」の整備を検討する上で必要となる情報収集・分析として、下記を行うことを目的とするものである。

- ① 産学が連携した職業教育の伝統が豊かな欧州諸国、新興経済国として産業人材の育成に注力しているアジア諸国における後期中等教育後の職業教育の現状の調査
- ② 我が国における後期中等教育後の職業教育の主な担い手の一つである専修学校の実態の調査
- ③ ①②等の調査で得られた諸外国および我が国の現状の比較分析を通じた「職業実践的な教育に特化した枠組み」を整備する上での課題の抽出

序.2 調査研究の概要

序.2.1 諸外国における後期中等教育後の教育機関における職業教育の現状調査

上記の趣旨を踏まえ、産学が連携した職業教育の伝統が豊かな欧州諸国としてフィンランド、ドイツおよびフランス、欧州に比べると職業教育より普通教育が中心となっている米国、新興経済国として産業人材の育成に注力しているアジア諸国として韓国——の計5か国について、後期中等教育後の教育機関における職業教育の現状を、文献および現地ヒアリング(フィンランド、

韓国のみ)を通じて調査した。

また、本調査研究の遂行にあたって指導・助言を頂くことを目的とし、下記の有識者 5 名からなる委員会を設置して 3 回の検討委員会を開催した。

委員長 小杉 礼子 独立行政法人労働政策研究·研修機構 統括研究員

委員 秋葉 英一 学校法人秋葉学園 理事長

委員 有田 伸 国立大学法人東京大学 社会科学研究所 准教授

委員 吉川 裕美子 独立行政法人大学評価・学位授与機構 教授

委員 渡邊 あや 国立大学法人熊本大学 大学教育機能開発総合研究センター 准教授

検討委員会での検討事項は以下の通りである。

	主な議題
第1回	1) 事業の趣旨説明
2011年12月21日(水)13:00~15:00	2) 事業実施計画に係る討論
文部科学省 旧庁舎2階 第1会議室	3) 専修学校実態調査票案に係る討論
第 2 回	1)調査研究中間報告(5か国)
2012年2月2日 (木) 13:00~15:00	2) 現地調査計画に係る討論(韓国・フィンランド)
文部科学省 旧庁舎2階 第1会議室	
第3回	1)報告書案報告
2012年3月7日(水)10:00~12:00	2) 追加調査に係る討論
文部科学省 旧庁舎2階 第1会議室	

なお、本調査研究の対象国である 5 か国のうち、韓国およびフィンランドについては、より詳細かつ最新の情報を収集することを目的として、現地調査を行った。現地調査の概要については下表の通りである。

【韓国調査】

行程	視察先
2012年2月6日(月)	東洋未来大学 (専門大学)
2012年2月7日 (火)	KRIVET(韓国職業能力開発院) 新丘大学(専門大学)

【フィンランド調査】

行程	視察先
2012年2月8日(水)	EK(フィンランド産業事業者連合会) OPH(国家教育委員会) Varia(職業学校)
2012年2月9日(木)	Haaga-Helia(専門大学(AMK)) OMK(教育文化省)
2012年2月10日(金)	OMNIA(職業学校) Laurea(AMK)

序.2.2 我が国の専修学校の実態調査

上記の趣旨を踏まえ、また、『専修学校教育の振興方策等に関する調査研究報告』(平成 23 年 3 月専修学校教育の振興方策に関する調査研究協力者会議)において提言された、専修学校における教育の質の保証・向上等に向けた具体的な取組として、教員の質向上、自己評価・情報公開、自主的な第三者評価等の促進や、産業界等のニーズを適切に反映させつつ、教育活動の改善を進めていく仕組みの整備を具体化するため、必要な情報の収集・分析を行うため、我が国の専修学校に対してアンケート調査を実施し、その概要を掲載した。

序.3 調査研究の成果と今後の課題

序.3.1 諸外国における後期中等教育後の教育機関における職業教育の現状調査

経済のグローバル化の下に国際競争が激化し、その競争の中で優位を生む源泉として「知識」の重要性が高まる中で、後期中等教育後も含む職業教育は、何れの国においても、より重視されるようになっていることが分かった。調査対象各国の後期中等教育後における職業教育の概要を次頁の表に総括したので参照されたい。

今後は、職業教育をより有効に機能させる上で鍵になると考えられる、カリキュラム策定や教 員供給の面での産業界との密接な連携の方法について、より深堀した先行優良事例調査を行うこ とが望ましい。

序.3.2 我が国の専修学校の実態調査

我が国の専修学校の実態について、設備、教職員、カリキュラム等に関する多面的・包括的なデータが収集された。ただし、教職員やカリキュラムについては、回答負荷や調査票の問題により有効回答が必ずしも十分に得られたとは言えないところもあり、今後は調査票・調査手法を改善のうえ継続的に調査を行っていく必要がある。

		韓国	フィンランド	フランス	ドイツ	米国
櫻	要					
			高等教育は、学術的 な教育をメインとす	後期中等教育後の進 学先として、 大学お	後期中等教育後の教 育機関は、専門職に	後期中等教育後の進 学コースは、① 技
			る「大学」および実	よび大学敷設技術短	就くための 総合学術	術・職業訓練機関、
		高等学校修了後、8	務に近い職業教育を	期大学(IUT)、上級	大学 と、熟練職(そ	②2年制のコミュニ
		割以上が高等教育へ	メインとする「 専門	技術赦免状(BTS)	のための職業教育は	ティ・カレッジ、③
		進学。全高等教育機	大学 (AMK) 」にて提	準備課程(STS)、社	後期中等教育段階で	4年制のカレッジあ
		関の約 23%が職業に	供される。AMK 法の	会福祉・医療周辺業	完了)を超える純専	るいは大学、の3つ。
	後期中等教	結びついた実践的な	みならず OECD 等の	務学校、商業・経営・	門職(セミ・プロフ	②は一般教養カリキ
	育後の教育	教育を行う「 専門大	国際的な指標におい	販売・会計学校 など。	ェッション)に就く	ュラムとキャリア・
	体系と職業	学 」であり、2011 年	ても、両教育機関は	職業教育はIUTおよ	ための 専門大学、専	技術教育プログラム
	教育の位置	時点で 147 校(学生	大学型の高等教育機	び STS、社会福祉・	門学校、医療・保健	を持ち、この後者お
	づけ	数約 77 万人)ある。	関と位置づけられて	医療周辺業務学校、	学校 。後期中等教育	よび①が後期中等教
		公共職業教育訓練機	いる。	商業・経営・販売・	後の職業教育という	育後の職業教育に該
		関である韓国ポリテ	現在、AMK は全国に	会計学校などが該	一般概念に該当する	当。
		クニック大学も専門	25 機関設置されてお	当。	のは後者(もっとも	
		大学に含まれる。	り、学士課程の学生		ドイツでは総合学術	
			数は約13万人で推移		大学も専門職に就く	
			している。		ための職業教育とみ	
				- k* *L+z = = = * *L+z	なされる)。	
				高等教育・職業教育	後期中等教育後の職	ニューヨーク州の場
				のいずれも基本的に	業教育機関のうち専	合、技術・職業訓練
	高等教育と	教育科学技術部(日	サネマルル (ロナの	高等教育・研究省の	門大学と専門学校	機関は教育省成人キ
	職業教育の	本の文部科学省に相	教育文化省(日本の	所管だが、STS は国	は、総合学術大学と	ャリア・継続教育部、
	所轄主体	当)	文部科学省に相当)	民教育省、社会福 祉·医療周辺業務学	同じく教育省。医療・保健学校は保健	コミュニティ・カレ
				校は保健省の所管な		ッジは同省高等教育
				校は休健者の別官な ど例外あり。	省。	部。
1	ンプット			د و دره ۱ دوان د		
'	<u> </u>		【学士課程】	STS の在籍者数	専門学校の在籍者数	技術・職業訓練機関
			志願者数	24.2 万人	17.6 万人	の在籍者数
		志願者数	97,508名(2007年)	IUT の在籍者数	(2010-11 年度)	47.1 万人
		1,204,494 名	入学者数	11.6 万人 (いずれも	医療・保健学校の在	(2008年度)
		(2009年度)	32,124名(2007年)	2010-2011 年度)	籍者数 12.8 万人	2年制カレッジの在 籍者数
	志願者数	入学者定員	32,121×H (2007 1)	2010 2011 (2)	(2009-10 年度)	精有数 752.1 万人
	入学者数	231,791 名			専門大学の在籍者数	(2009 年度)
		(2009年度)			68.4 万人	※2年制カレッジの学
					(2010-11 年度)	生の約半数がキャリ
					(2010 11 12)	ア・技術教育プログラム
						在籍と推定される
	志願者・入	後期中等教育修了	【学士課程】	STS、IUT ともに大学	専門学校入学者は熟	米国の後期中等教育
	学者の前歴	者。ただし、近年の	後期中等教育(高等	進学資格(バカロレ	練資格取得者で当該	では 88%が普通科教
	(後期中等	厳しい雇用状況を反	学校あるいは職業学	ア) 取得者。STS は	職業に1年以上従事	育を受ける。
	教育修了者	映し、4年制大学卒業	校)卒業者。ただし、	半数以上が技術バカ	した者であり、過半	
	/ 有職者	者が専門大学へ再入	大学卒業者や在職者	ロレア取得者、IUT	数は実科学校修了	
	等)	学する傾向も見られ	が入学するケースも	は3分の2以上が一	者。医療・保健学校	

		韓国	フィンランド	フランス	ドイツ	米国
		ప .	多数見られている。	般バカロレア取得者。	の入学者は18歳以上 の実科学校修了者。 専門大学の入学者は 主に、ギムナジウム を修了して大学入学 資格を得た者と、実 科学校修了後に専門 上級学校で二年間学 んで専門大学入学資 格を得た者。	
	入学選考方法	他の高等教育機関と 同様、専門大学でも 全国統一の「大学就 学能力試験」と各大 学の2次試験、高校 の調査書を基に選考 が行われる。	【学士課程】 受験資格は「大学入 学資格試験に合格し ている者」「基礎職業 資格もしくは同等の 資格を持つ者」等で あり、選抜方法(筆 記試験、面接、等) は各 AMK に一任さ れている。	STS、IUTともバカロレアの結果およびその他の書類の審査。 場合によって面接が課される。	有資格者は原則として全員入学ができる。	コューヨーク州の専門学校 New York Institute of English and Business (NYIEB) の場合、高校既卒は全入、高校未卒者は連邦奨学金受給に必要な Ability-to-Benefit テストへの合格が条件。同州のコミュニティ・カレッジは全入。
7	ベループット					
	カリキュラム	産学連携的な実用性 の高い教育課程、実 験実習・現場実習、 国家技術資格取得と 連携した専門教育、 現場実務英語などが カリキュラムに組み 込まれている。	学士課程は「基礎科目・専門科目」「選択科目」「実習」「論文」から、修士課程は「上級専門科目」「選択科目」「論文」から、カリキュラムが構成される。	STS は少人数制のクラス(平均約30人)での理論授業、職業実習、現場でのインターンシップ。IUTは講義、グループ演習、実習、インターンシップ等から成る「全国教育プログラム」に沿って教育が行われている。	専門学は別域ない。 専門学はに分別が、 が変変が、 が変変が、 が変変が、 が変変が、 が変変が、 が変が、 が変が、 がのいるにはいた。 をでいるのでででする。 をでいるのでででする。 をでいるのででする。 をでいるのででする。 をでいるのででする。 をでいるのででする。 では、現されて、 では、現されて、 では、現されて、 では、では、できない。 では、では、できない。 では、では、では、できない。 では、では、では、では、できない。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	NYIEB の場合、「外 国語としての英語」 以外のディプロマ・ プログラムでは2~ 4 学期にわたって 768~1,536 時間の授 業。専攻分野に関す る科目の他、数学、 キーボード入力、コ ンピューター応用ソ フト操作、キャリア 開発等の授業があ る。

		韓国	フィンランド	フランス	ドイツ	米国
		一般の 4 年制大学の	主任講師には「博士	STS 教員は中等教育	専門学校の教員は、	ニューヨーク州の場
		教員資格と同様だ	号もしくはリセンシ	上級教員資格が必要	職業教育学校教員の	合、技術・職業訓練
		が、専任教員に対す	アート (いずれも博	で、毎年勤務評定が	資格を持つ者、ある	機関の教員の資格要
		る兼任教員の比率の	士課程後期において	ある。IUT も中等教	いは二年以上の職業	件に学位は含まれ
		制限が 4 年制大学に	取得可能な学位)の	育上級教員が中心	経験を持ち教育の適	ず、一方コミュニテ
		比べて緩和されてい	取得」「当該分野にお	で、客員実務家教授	性がある総合大学等	ィ・カレッジの教員
		るため、民間企業に	ける3年以上の職務	もいる。IUT の教員	修了者。医療・保健	はほとんどの場合、
		勤めながら専門大学	経験」「教職課程の履	の3分の1以上は客	学校の教員は、実科	準学士号、学士号な
		で講義を受け持つ兼	修」、講師には「修士	員実務家教授であ	学校修了証と当該職	いし修士号が必要で
	教員の必要	任教員も多い。	号」「当該分野におけ	り、担当学科の専門	種の職業資格を持ち	ある。技術・職業訓
	資格と質の		る 3 年以上の職務経	分野で最低 3 年以上	就業経験のある者	練機関では実務経験
	担保		験」「教職課程の履	教員以外の職業に従	が、専門学校か同等	の方が重視され、教
			修」が求められる。	事した経験が必要と	の大学等を修了した	育については学級運
				される。	者。専門大学の教員	営プログラムの受講
					は、一般的な大学教	が求められる。
					員に求められる条件	
					に加え「複数年の職	
					業実践における学術	
					的認識と方法の応用	
					ないし開発の際の特	
					別な業績」が必要。	
			国レベルで定められ		専門大学では、企業	
		各専門大学は地域の	た基準はあるもの		での実習と大学での	
		多くの企業と提携し	の、これに基づいて		カリキュラムとの内	
		ており、提携先企業	各 AMK は「産業界の		容のすりあわせを行	
	カリキュラ	へ学生を派遣しての	代表者などを委員に		ったり、学生と企業	
	ムや質担保	インターンシップが	含んだ会議体を設		が合同で卒業研究を	
	に係る産学	行われている。また、	置」したり、「インタ		行ったりする。	
	連携	カリキュラムや教材	ーンシップ時や企業			
	Æ174	開発の際も提携企業	との共同研究時等			
		の協力を受けてい	に、企業側ニーズを			
		る。	把握」したりしなが			
			ら、カリキュラム内			
			容を編成している。			
ア	ウトプット					
		2010 年の専門大学卒	2003 年~2007 年に	STS 修了後の主要進	専門学校修了者は、	
		業生の就職率は	AMK 学士号を取得	路は、①就職、②職	テクニシャン職の 3	
		53.9%で、4年制大学	した者の、2007 年時	業学士課程へ進学、	分の 1、工場マイスタ	
	修了者の就	卒業生の就職率	点における就業状況	③その他専門教育課	一職の半数を占め	
	業・進学状	50.7%を若干上回る。	をみると、全分野を	程へ進学。	る。医療・保健学校	
	, 進子(A) 況	就職率は専攻分野に	通じて83.5%が就職、	IUT の場合は①職業	はパラメディカルの	
	1/6	よって大きく異なっ	2.4%が起業・自営、	学士課程へ進学、②	多くを輩出する。専	
		ており、教育系列お	4.1%が進学、4.5%が	一般学士課程への進	門学校の就職率は 9	
		よび医薬系列では就	無職となっている。	学、③専門教育機関	割近くで、総合学術	
		職率が7割を超えて		への進学、が多い。	大学の就職率よりも	

	韓国	フィンランド	フランス	ドイツ	米国
	いる。			高い。	
		学士と修士の二段階	STS 入学者の約 3 分	課程・専攻によって	技術・職業訓練機関
		の学位制度を有して	の 2 が上級技術赦免	取得できる学位・資	ではディプロマある
	医療及び幼児教育関	おり、学士課程では	状 (BTS) を、IUT 入	格は細分化されてい	い は 資 格
	係では3年、その他	3.5~4 年間で 210~	学者の 8 割弱が技術	る。	(certificate)、2年制
	の分野では2年の課	240 単位、修士課程で	短期大学部修了証		カレッジでは準学士
取得学位・	程を修了後「専門学	は1~1.5年間で60~	(DUT)を取得して		号が授与される。2
職業資格	士」の学位が授与さ	90 単位を取得するこ	いる。		年制カレッジのキャ
似未具作	れる。その他、学校	とが求められてい			リア・技術教育プロ
	によっては国際的な	る。			グラムで取れる準学
	職業資格が取得でき				士号は「準応用学士」
	る。				(AAS) あるいは「準
					職業学士」(AOS) と
					いう名称が多い。
	専門大学に対する社		BTS 取得者、DUT 取	専門大学の就業率は	
	会的認識が高まった	産業界は就職する際	得者ともに就職率は	総合学術大学よりむ	
	こと、産学連携の強	には新卒者であって	高く、産業界の評価	しろ高く、その実践	
	化など専門大学にお	も「何ができるか」	は高い。	的な教育は産業界で	
	ける職業教育が充実	を問うているため、		高く評価されてい	
	してきたことなどに	AMK 卒業生に対す		る。	
産業界の評	よって、専門大学卒	る評価は高い。			
価	業生への産業界から	なお、同卒業生には			
	の評価が高まってい	現場型でありつつマ			
	る。また、4年制大学	ネジャー的職務に従			
	卒業者より新卒賃金	事する人材としての			
	が安い場合が多いこ	活躍が求められてい			
	とからも選好されて	る。			
	いる。				

第 章

韓国

要約

< 韓国の教育体系と「後期中等教育後の職業教育」の位置づけ>

- 韓国の教育体系は日本と同じ「6-3-3-4 制」となっている。後期中等教育を卒業した学生が進学する高等教育機関の中でボリュームが大きいのは、4年制の「大学」と 2-3 年制の「専門大学」である。
- 4年制大学がアカデミズムの追求を目的とした教育機関であるのに対し、専門大学は実践的な職業教育を行なっており、韓国における後期中等教育後の職業教育機関としてもっとも大きな比重を占めている。

<専門大学の概要>

- 専門大学は、4年制大学と同じく国の「教育科学技術部」(日本の文部科学省にあたる)によって管轄されており、国公立・私立の別を問わず、政府によって入学定員が定められている。
- 2011 年現在、専門大学の数は 147 校、在籍人数は 776,738 人(学士学位専攻深化課程を除く) にのぼる。
- 専門大学は2年制もしくは3年制(学科によって異なる)の短期高等教育機関であり、正規の課程を修了すると「専門学士」の学位が授与される。さらに、正規の課程を終え、一旦社会に出た卒業生が専門大学に戻ってさらに水準の高い教育を受けるための「学士学位専攻深化課程」制度が設けられており、この課程を修了すると「学士」の学位を取得することができる。また、専門大学・学科によっては職業に直結する資格が取得できるところもある。
- 韓国では、高等教育進学希望者は原則的にすべて国家が行う「大学修学能力試験」(日本のセンター試験に近い)を受験する必要があり、その成績と高校の内申成績、各大学で行われる論述試験等の成績によって選抜される。専門大学の入学者選抜もこの枠内で行われており、4年制大学と専門大学との間にも入学偏差値に基づく垂直的な序列が生じやすい。
- 専門大学の前身である専門学校は工学系教育に重点を置いていたが、今日の専門大学は工 学系以外の学科の比重も大きい。産業界のマンパワー需要および学生のニーズをふまえた 極めてフレキシブルな学科編成がとられており、「ヨガ学科」など非常に特色のある学科も 存在している。

<専門大学の教員>

- 専門大学を含む高等教育機関の教員資格については大統領令等で定められており、修士 号・博士号取得者が多いなど専門大学の教員(特に専任教員)の学歴水準はかなり高い。 また何らかの実務経験を持つ教員が多い。
- 民間企業に勤務する実務家を兼任教員として多く活用する例もあり、彼らは企業に勤めな がら非常勤で講義を受け持ち、現場の技術等を教えている。

<専門大学のカリキュラム・教育内容>

- 入学定員等と同じく、専門大学の教育内容の大枠(単位数)などは政府によって定められているが、具体的なカリキュラムについては原則として各専門大学が自由に決定することができる。
- 産業界と連携したカリキュラム開発の手法をとっている専門大学もある。それらの大学では提携先の企業から実務家を招いてのディスカッションや検討会などが行われており、より実践的な教育を志向したカリキュラムが開発されている。またこの手法はオリジナルの教材開発にも活用されている。
- 職業に直結した実践的な教育を提供するため、産学連携による実習(インターンシップ) プログラムを用意する専門大学は多い。インターンシップは長期休暇期間中などに数週間 にわたって行われ、インターンシップ先が学生の就職先となる例もある。インターンシッ プ受け入れなどを行う提携企業の開拓も、専門大学の教員の重要な役割の一つとなってい る。

< 専門大学への財政支援 >

- 韓国の高等教育の特徴として、政府による財政的な支援が小さく、授業料など学生からの 学校納付金を中心に運営されているという点が挙げられるが、近年、専門大学の学生教育 機能のさらなる強化をねらった「専門大学教育力量強化事業」が政府によって開始され、 教育条件と成果の優れた専門大学のみを対象とした財政支援が行われている。
- 「専門大学教育力量強化事業」の対象校選定のためには、「卒業生の就職率」「定員内在学生充員率」「専任教員確保率」「奨学金支給率」など客観的な指標が用いられている。基本的にこれらの情報は各大学が自ら公表しており、大学情報公示サイトを通じて誰でも入手することができる。
- また、政府のマンパワー供給政策により、特定の分野の学科を持つ専門大学に補助金が支給されることがしばしばある。各専門大学の定員は政府によって定められているが、学科は比較的自由に編成することができるため、補助金をより多く受けるべく既存学科の定員を減らし、その分を補助金対象となる新しい学科の定員に回すケースも見られる。

< 韓国の若年労働市場と専門大学卒業者の就職状況 >

- 韓国における若年労働市場では、大企業を中心とした新規学卒者の一括採用慣行が行われており、この点で日本と類似しているが、「新卒者」枠に卒業後数年以内の既卒者が応募できる点、企業の新卒者一括採用は上半期と下半期の年二回行われる点が大きく異なっている。
- 近年、韓国の大学・専門大学卒業生の就職は厳しい状況にあり、2010年の平均就職率は4年制大学卒業生が50.7%、専門大学卒業生が53.9%であった。この就職率は大学間および専攻領域間で大きく異なり、大学・専攻によっては就職率が7割を超える例もある。
- 専門大学では、卒業生の就職支援のため、卒業生を招聘しての講演会、適性検査、就職情報の提供、資格取得のための講座および受験料の補助、担任制での学生指導・就職指導な

ど様々な施策を行なっている。また、学生が選好する大企業ホワイトカラー職への就職支援にとどまらず、中小企業への就職や起業を推奨し、需給ミスマッチの解消が目指されている。

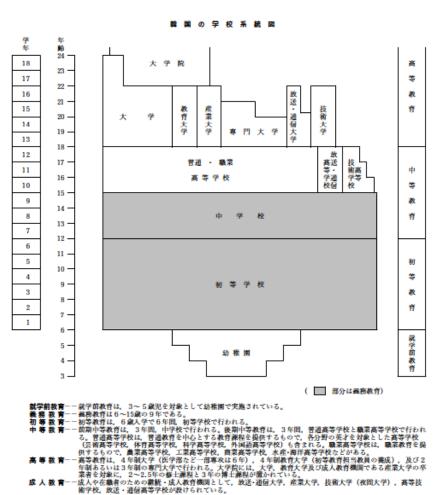
.1 はじめに

韓国の「後期中等教育後の教育機関における職業教育」について論じる本章では、まず第2節において、学校体系・選抜制度等、韓国の全般的な教育制度とそこにおける職業教育の位置づけについて概観した後、後期中等教育後の職業教育機関としてもっとも重要な位置を占めている「専門大学」に焦点を当て、その概要(第3節)と法的な位置づけ等(第4節)を明らかにしていく。さらに第5節では韓国専門大学の近年の制度上の変化について概観し、続く第6節では韓国労働市場の特徴と専門大学卒業生の就職過程について論じる。最後に第7節では、現地視察調査の結果を生かし、専門大学における職業教育の実態について、個別事例に基づきながらより詳細な検討を行う。

.2 韓国の教育制度と職業教育の概観

.2.1 韓国の学校体系と職業教育

韓国における教育制度は、図表 -1に示したように、日本と同様の6-3-3-4制となっている。



図表 - 1 韓国の教育制度

(出所) 文部科学省『教育指標の国際比較』2007年

後期中等教育である高等学校を卒業した学生が進学する高等教育機関には各種あるが、その中でも4年制の「大学」と2-3年制の短期高等教育機関である「専門大学」(junior college)の比重が大きい。実際、各高等教育機関の学生数(2011年度。1年生の学生数のみ)を比較してみると、4年制大学が49万6千人(大学院を除く全体の47.9%、以下同様)であるのに対し、専門大学の学生数も38万3千人(37.0%)に達しており、この両者で全体の約85%を占めるとともに、専門大学の学生数は4年制大学の学生数に引けを取らない規模であることがわかる¹。

4年制大学が主にアカデミズムの追及を目的とする教育機関であるのに対し、専門大学は実践的な職業教育に主眼を置いた短期高等教育機関であり、専門大学は韓国における後期中等教育後の職業教育機関としてもっとも大きな比重を占めている。この専門大学は、実践的な職業教育を行っているという点で日本の専修学校に比較的近いが、後に詳述するように韓国の正規の高等教育機関として位置づけられており、卒業生には「専門学士」という正式な学位が授けられるという点で日本の短期大学に近い。このほかにも職業教育を担う正規の高等教育機関としては、4年制の産業大学や技術大学などがあるがその数は比較的少ない。これらの高等教育機関は1990年代半ば以降、大きく拡大しており、今日、高卒者の高等教育進学率は8割を超える水準に至っている。

このほか、教育科学技術部以外の省庁が主管する職業教育機関や関連組織も存在する。その内の主なものを列挙すれば以下のようになる²。

① 韓国人力公団

・ 労働部と科学技術部の 2 省庁が所管していた職業訓練、資格検定などの部門を統合して 1982年に設立された組織。勤労者の生涯学習支援や職業能力開発支援、資格検定試験の管理、訓練媒体の開発等、その機能は多岐にわたる。

② 韓国ポリテク大学(旧称:技能大学)

・ 労働部が教育訓練のために設立した教育訓練機関であり、専門学士学位の授与も可能。地域別に11大学38キャンパスがあり、2年制の専門学士学位課程、半年~1年間の技能士課程、在職者の職務能力向上課程、離職者訓練など多様な教育訓練プログラムを有する。

③ 韓国技術教育大学

・ 労働部によって 1992 年に設立された工科大学で、職業訓練分野の教員養成および訓練教師 の再教育を行う。

④ 大韓商工会議所人力開発院

・ 労働部の韓国産業人力公団傘下の8箇所の人力開発院が、民間企業の需要を反映させるために大韓商工会議所に移管されたことにより設立。教育訓練事業には正規課程と職務能力向上課程があり、正規課程は29才以下の高校卒業者を対象に、2年間、実務中心に無償で教育訓練を行っている(4,000 名規模)。職務能力向上課程では、中小企業労働者、離職者の職務能力向上のための訓練が行われている。

¹ このほか放送通信大学 (7.2%)、産業大学 (2.8%)、最近新たに設立されたサイバー大学 (2.5%) などが続く。

² 李義圭 (2011)

.2.2 民間の職業教育・訓練機関

このほか民間の職業教育・訓練機関として「学院」がある。「学院」は正規の教育機関ではないため、比較的自由に設立することができ、その数も多い。「学院」には受験生のための塾や予備校等も多く含まれるが、職業教育のための学院も一定数存在する。韓国教育科学技術部によれば、2006 年現在、韓国には 74,503 校の学院があり、その内の 4,039 校(5.4%)が職業技術系の学院(通信、看護補助、デザイン、速記など)であるという³。ただし、その数は減少傾向にあり、2002 年には 6,221 校であったものが、2006 年には 4,039 校までに至っている。

しかし興味深いことに、このような完全な民間の職業教育機関である「学院」も、正規の教育・学校体系から完全に切り離された存在とはなっていない。韓国では教育科学技術部によって「学点(=履修単位)銀行制度」という生涯教育振興のための制度が設けられており、この制度により、正規の高等教育機関への通学経験がなくとも、専門大学での授業と同等のものとして認定された「学院」の教科目を一定以上(最低 80 単位)修得すれば、専門大学卒業者に授与される「専門学士」の資格が与えられるのである。この「学点銀行制度」は、1995 年 5 月 31 日、大統領直属教育改革委員会が発表した『5・31 教育改革』の一環として、開かれた生涯学習と社会発展の方策として提案されたものであり、高等教育の機会に恵まれなかった成人学習者たちに、第 2 の高等教育機会を与えることで、知識基盤社会における知識と技術を習得し、高等教育へのアクセスを拡大するために導入された制度である4。また、それぞれの「学院」における教科目が専門学士取得のための単位として認められるかどうかは、教育科学技術部の管轄事項となっている5。以上のような政策によって韓国では、民間の「学院」と公的な職業教育体系との接続がはかられ、実際にさまざまな分野における民間の「学院」が「学点(=履修単位)」取得と「専門学士」取得のために幅広く利用されているのである。

.2.3 韓国の高等教育入学者選抜制度と職業教育の位置付け

次に、韓国の教育システム・選抜システムの中における職業教育の位置づけに関して、主に専門大学を中心として確認していこう。韓国の選抜システム、特に高等教育進学者の選抜システムは、「国家主導型の一元的選抜」という性格を強く帯びている。具体的に述べれば、韓国では高等教育進学希望者は原則的にはすべて国家が行う「大学修学能力試験」を受験せねばならず、その成績と高校の内申成績、各大学別に行われる論述試験等の成績によって合否が判定される。この「大学修学能力試験」は日本のセンター試験に相当するものであるが、(1)国公立大学のみならず私立大学への進学希望者も原則的にはすべて受験が義務付けられており、さらに(2)論述や面接試験を除けば、大学毎の学力筆記試験の実施が認められていないことから、高等教育進学者の選抜プロセスにおいてこの大学修

_

³ 韓国教育科学技術部 (2008)

⁴ 国家記録院の説明による。http://contents.archives.go.kr/next/content/listSubjectDescription.do?id=003272、2012年3月10日アクセス。実際「学点認定等に関する法律」第1条は、「この法は、評価認定を受けた学習課程を終えた者等に対し、学点認定を通じて、学力認定と学位取得の機会を与えることで、生涯教育の理念を具現し、個人の自我実現と国家社会の発展に貢献することを目的とする」とこの制度の目的を規定している。

⁵ 同法において、教育科学技術部長官は「大統領令で規定する生涯教育施設、職業教育訓練機関および軍事教育・ 訓練施設が設置・運営する学習課程に対し、大統領令で定めることによって評価認定を行うことができる」(同法 第3条第1項)と規定されている。また評価認定の対象は、「大統領令で定めることによって教育科学技術部長官 に評価認定を申し込んだ機関」(同法第3条第2項)である。

⁶ 有田伸 (2006)

学能力試験の重要性が非常に大きなものとなっている⁷。

このような選抜システムの一元化は、各大学に合格するための大学修学能力試験の成績に基づいた「大学の序列化」を生じさせやすい。実際に韓国では、国公立・私立の別を問わず大学の序列化が進んでおり、一般には首都ソウルへの一極集中ともあいまって「ソウル所在大学」が「非ソウル所在大学」よりも大きく選好される状況となっている。

そして重要であるのは、専門大学の入学者選抜もこの「国家主導型の一元的選抜システム」の枠内で行われており、専門大学への進学希望者も(4年制)大学への進学希望者と同様に、基本的にはこの大学修学能力試験を受験しなければならない、という点である。このため、本来教育目的がまったく異なるにもかかわらず、4年制大学と専門大学の間にも垂直的な序列化が生じやすく、受験生の間には「成績が悪く 4年制大学に進学できないため専門大学に進学する」という風潮が一定程度存在する。ただし、4年制大学と専門大学は完全に階層化されているわけではなく、主にソウルに所在する上位専門大学と、ソウル以外の中堅以下の 4年制大学の間には競合的な関係も認められる。例えば入学者の大学修学能力試験の平均成績の分析を行った韓国職業能力開発院の報告書。は、「専門大学はもはや、いわゆる二流大学ではない」(同書: i)と指摘しており、その根拠として「専門大学と(底辺の)私立大学の間で、入学者の確保をめぐる競争が繰り広げられていることを確認できる」(同書: 18)と述べている。このような 4年制大学との競合関係の存在は、専門大学の現地視察調査によっても確かめられたところである(詳しくは .7参照)。

.3 専門大学の特徴

.3.1 制度的変遷

専門大学の前身は、1960 年代前半に設立された「高等専門学校」にまでさかのぼる。この高等専門学校は日本のそれと同様、中学卒業者が入学する 5 年制の教育機関であり、工学系の実務者養成にその主眼が置かれていた。当時の専門大学は、「生活が貧しかった時代に就職に有利であるという理由で、全国の優秀な人材が集まった学校であ」り、「朴正煕大統領も全国の専門学校を視察するなど、大きな関心を持っていた⁹」教育機関でもあった。

しかし当時の韓国社会は家計所得水準も未だ低く、中学校の就学率が 5 割程度、高校の就学率も 2 割台にとどまっている状況にあった。このような教育状況において、5 年間という長い教育期間をもった高等専門学校は社会に十分に定着できず、1970 年には高校卒業者が進学する 2 年制の「(実業高等)専門学校」へと改編されるに至った。この(実業高等)専門学校は、実務と直結した職業教育の実施によって中堅技能・技術人材の育成を目的としたものであり、4 年制大学の入学定員が全般的に抑制されるなか、この専門学校のみは産業化を担うマンパワー養成の観点から、1970 年代を通じて大きく拡大された。

1970年代当時の短期高等教育機関としてはこのほか、日本の短期大学に相当する「初級大学」、さら

⁷ ただし最近では一般入試以外の「随時募集」での入学者も増えており、状況にやや変化が見られる。

⁸ イジュホ ()・イヨン ()・キムスンボ ()・イヘヨン () (2002)

⁹ チョンチャンギ () (2006)、9 頁。

に初等教育教師の養成を目的とする「2年制師範大学」が存在しており、これらの教育機関に対しては「大学設置基準令」(1955 年制定)によって法的な規定がなされていた。それがその後 1979 年の高等教育改革によって、一部の「初級大学」と「2年制師範大学」は4年制大学に昇格され、そして残りの「初級大学」と「(実業高等)専門学校」が「専門大学」として統合されると共に、関連法令として「専門大学設置基準令」が制定され、専門大学は「大学設置基準令」とは独立の法的根拠を持った短期高等教育機関として整備されることになった。ただし、1996 年には再度改正がなされ、専門大学も「大学設置基準令」によって4年制大学と統合的に扱われるようになっている。またその後専門大学の名称も自由化され、以前ならば「〇〇専門大学」と称さねばならなかったものが、必ずしも校名に「専門」とつける必要がなくなり、近年では大学名を見たのみでは4年制大学と専門大学の判別ができないケースが多くなっている。

またこの 1996 年の高等教育制度改革では、当時の大統領傘下教育改革委員会によって「大学設立準則主義」が提示され、大学設立の目的と特性によって、一定の設立基準を満たせば、「特性化・多様化」された大学を自由に設立・運営することができるようになった。なおこの「特性化・多様化」は 1996年から高等教育全般における理念として機能してきており、専門大学政策の基調ともなっている¹⁰。

韓国の高等教育機関は、国公立・私立の別を問わず、政府によって入学定員が定められており、それが厳格に管理されている点が大きな特徴である。ただし前述した 1996 年の大学設立準則主義への政策基調の変更以降、専門大学の新設が相次ぎ、専門大学の学生数も急速に増加してきている。

専門大学は 4 年制大学と共に教育科学技術部によって管轄されている。ただし 4 年制大学に比べれば専門大学に対する管轄体制は必ずしも十分なものではなく、「4 年制大学に対しては『大学支援局』を置き、その中に三つの課を運営しているが、専門大学は『生涯学習局』の管轄対象であり、『専門大学政策課』という一つの課のみで主管されている。政府の専門大学教育に対する視角は、未来志向的ではなく、問題の診断および対策も極めて浅いものではないかと思われる¹¹」との批判も提起されている。また政府の専門大学政策が必ずしも十分ではないという点は他からも指摘されており、韓国専門大学教育協議会のある室長からは、「教育科学技術部長官の諮問機構である高等教育委員会所属高等教育分科には、専門大学の関係者が一人もいない。また、生涯教育分科は、もともと専門大学中心のものであるはずが、ここにも専門大学関係者は 2 人しかいない。(政府の)意思決定構造から徹底的に排除されている。これでは、専門大学の政策が歪曲されるしかない¹²」との批判もなされている。

.3.2 データで見る専門大学の変遷と現況

まずは専門大学の変遷と現況を、データを通じて確認しておこう。**図表 -2**は、専門大学の大学数、学科数、入学定員、在籍学生数を、「専門大学」として昇格された 1979 年以降に限って示したものである。この図からは、韓国の専門大学は、1980 年代初頭の全斗煥政権期にその規模が大きく拡大し、その後 80 年代後半からは入学定員が抑制されたものの¹³、大学設立準則主義へと高等教育政策が転換

¹⁰ 韓国政府国家記録院「大学設立準則主義制度」から引用(http://contents.archives.go.kr/next/content/listSubjectDes cription.do?id=003188&pageFlag=、2012 年 3 月 7 日アクセス)。

¹¹ チョンチャンギ前掲論文、11 頁。

^{12 「}大学入試受験生の4割が専門大学に進学、政府の支援が切実」『大学経済』(2011年10月31日記事)。

¹³ 1988 年の入学定員削減は、定員よりも多めに学生を入学させ、卒業までに絞り込むそれまでの「卒業定員制」を 廃止し、本来の「入学定員制」へと戻したことにもよる。

された1996年以降、再び拡大していることがわかる。

図表 - 2 専門大学の変遷(1979年以降)

		学科	斗数	入学	定員	在籍人数				
(年)	学校数	専門学士学	学士学位専	専門学士学	学士学位専	専門学士学	学士学位専			
		位課程	攻深化課程	位課程	攻深化課程	位課程	攻深化課程			
2011	147	6,106	416	221,116	9,745	776,738	7,807			
2010	145	6,298	385	223,312	9,467	767,087	7.008			
2009	146	6,455	320	231,707	8,816	760,929	5,445			
2008	147	6,360	210	233,729	6,645	771,854	2,894			

(年)	学校数	学科数	入学定員	在籍人数
2007	148	6,504	238,069	795,519
2006	152	6,660	247,604	817,994
2005	158	6,118	266,090	853,089
2004	158	5,847	277,223	897,589
2003	158	5,383	285,922	925,963
2002	159	5,200	293,174	963,129
2001	158	5,110	292,035	952,649
2000	158	4,835	294,175	913,273
1999	161	4,464	294,250	859,547
1998	158	3,874	278,630	801,681
1997	155	2,329	248,850	724,741
1996	152	2,179	234,275	642,697
1995	145	1,987	215,470	569,820
1994	135	1,843	193,070	506,806
1993	128	1,662	174,490	456,227
1992	126	1,538	159,410	404,996
1991	118	1,365	141,090	359,049
1990	117	1,264	130,520	323,825
1989	117	1,161	114,700	291,041
1988	119	1,059	107,010	266,844
1987	119	994	200,220	259,898
1986	120	986	198,540	250,652
1985	120	1,076	200,430	200,430
1984	122	1,332	208,020	230,282
1983	130	1,266	213,920	216,210
1982	128	1,205	206,205	211,404
1981	132	1,081	185,150	188,700
1980	128	961	162,910	151,199
1979	127	880	78,455	75,205

(出所)「教育統計年報」各年版より作成

ただし近年では、専門大学の学生数がやや減少しつつある。近年の学生数減少は、専門大学から 4 年制大学へと昇格した学校があるためでもあるが、このほか、18 歳人口の減少や 1990 年代以降の高等教育機関の新設ラッシュの結果、4 年制大学に比べて一般に選好度の低い専門大学の中には、政府によって定められた入学定員を十分に満たすことのできない学校が現れているためでもある。この点が近年政府によって提起されている専門大学の「構造調整」の必要性の根拠となっている。

次に設立主体別に専門大学の分布を見ておこう。**図表** -3 は国立・公立・私立別に、専門大学、さらに他の主要高等教育機関の学校数、教員数、学生数とその構成比を示したものである。韓国の高等

教育は私立大学主導による拡大を遂げており、現在でも私立大学が大きな比重を占めるのであるが、 専門大学はさらにその傾向が著しく、学校数、学生数ともそのほとんどが私立専門大学によって占め られている。またこのため韓国の専門大学には規模が大きい「総合専門大学」が多く、単純に平均す ると一校当たりの教員数は87.7名、学生数は5,284名にも達している。

		四次 5 成立工作别にの「5同等教育(2011 干)										
		国立			公立			私立			合計	
	学校数	教員数	学生数	学校数	教員数	学生数	学校数	教員数	学生数	学校数	教員数	学生数
大学	28	13,709	412,923	2	780	29,023	153	43,615	1,623,505	183	58,104	2,065,451
(構成比)	(15.3%)	(23.6%)	(20.0%)	(1.1%)	(1.3%)	(1.4%)	(83.6%)	(75.1%)	(78.6%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
産業大学	3	717	58,749	-	-	-	6	1,152	64,167	9	1,869	122,916
(構成比)	(33.3%)	(38.4%)	(47.8%)	-	-	-	(66.7%)	(61.6%)	(52.2%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
教育大学	10	820	20,241	-	-	-	-	-	-	10	820	20,241
(構成比)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	-	-	-	-	-	-	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
専門大学	3	105	2,774	7	228	16,016	137	12,558	757,948	147	12,891	776,738
(構成比)	(2.0%)	(0.8%)	(0.4%)	(4.8%)	(1.8%)	(2.1%)	(93.2%)	(97.4%)	(97.6%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

図表 - 3 設立主体別にみる高等教育(2011年)

(出所)「教育統計年報」2011年版より作成

専門領域別の学科と学生数の構成は、**図表** -4のようになっている。もともと専門大学の前身の専門学校は工学系教育に重点を置いていたが、今日の専門大学は工学系以外の学科の比重も大きくなっている。**図表** -4のデータを基に、大分類レベルでの入学定員(専門学士学位課程)の構成比を算出すると、大きい方から順に社会科学(28.3%)、工学(24.0%)、芸術体育(18.8%)、医薬(12.3%)、自然科学(7.7%)、教育(5.0%)、人文科学(3.9%)となっている。小分類レベルでは、経営・経済(8.6%)、家族・社会・福祉(8.4%)、食品・調理(5.8%)、保健(5.0%)、情報・通信(4.9%)、幼児教育(4.8%)などが入学定員の多い専攻分野として挙げられる。

さらに具体的な学科名についてみると、専門大学には非常に特色のある学科も存在している。たとえば春海保健大学にはヨガ講師の養成を目的とした「ヨガ学科」があり、ソラボル大学等にはカジノディーラーの育成に主眼を置いた「カジノ学科」などがある。個別の専門大学における具体的な学科編成とその改編については .7でも論じられるが、専門大学は特定の職業に就くため専門に特化した職業教育を行っているため、産業界のマンパワー需要(あるいは学生のニーズ)にマッチした学科編成を行わなければ、卒業生の就職や学生募集において大きな隘路に直面することになる。このため韓国の専門大学では一般に、産業界のニーズを注視しつつ、きわめてフレキシブルな学科再編が行われるのが一般的である。もちろん、専門大学の入学定員は政府によって厳しくコントロールされているのであるが、看護や幼児教育といった卒業後に国家資格を取得でき、国家のマンパワー供給政策に沿うことが強く求められている学科を除けば、各大学に認められた総定員の中で、学科を新設したり、学科間で学生定員を調整したりすることは難しくない。むしろ入学定員を満たすことができない大学が生じている状況において、各専門大学側には、産業界と学生側のニーズに合った学科を編成し、これによって入学定員を充足させ、卒業生の就職率を高めるような努力を不断に行うことが求められているといえよう¹⁴。

¹⁴ 各大学における入学定員の充足と就職率の向上がきわめて重要な課題となっているという事実は、政府の専門大学財政支援事業の対象校選定において、これら二つの基準が非常に大きな比重を占めている点からも確認できる (.4参照)。

図表 - 4 専門大学の学科構成

			凶表	- 4 男
	学科	抖数	入学	定員
		学士学位		学士学位
	専門学士	専攻深化	専門学士	専攻深化
	学位課程	課程	学位課程	課程
【総計】	6,106	416	221,116	9,745
1	0,100			0,1 .0
<人文系列>	270	16	8,693	415
	004		7.004	005
[曺語·文学] 日本語	231 69	14 4	7,301 2,380	365 120
中国語	56	1	1,610	30
英語	76	6	2,503	150
その他外国語	8	-	143	-
文芸創作 教養語学	13 9	2	405 260	45 20
我民间于	3	į	200	20
[人文科学]	39	2	1,392	50
文献情報	15	1	352	30
文化	10	1	465	20
人文一般	14	-	575	-
< 社会系列 >	1,785	93	62,580	2,302
[経営・経済] 経営・経済	1,012	62 47	31,859	1,537
経宮・経済 観光	629 178	47 6	19,109 6,703	1,150 145
金融·会計·税務	138	8	4,797	202
貿易·流通	67	1	1,250	40
r Sala dala s	_			
[法律] 法律	6	1 1	280 280	20 20
/A IŦ	0	'	200	20
[社会科学]	767	30	30,441	745
家族・社会・福祉	415	20	18,505	520
秘書 マスコミ・放送	32 59	2	1,152 1,384	45
行政	261	8	9,400	180
13-2			-,	
<教育系列>	210	28	10,978	630
[教育一般]	1		_	
社会·自然教育	1	-	-	-
[幼児教育] 幼児教育	195 195	28 28	10,638	630 630
列尤教育	195	26	10,638	630
[特殊教育]	14	-	340	-
特殊教育	14	-	340	-
<工学系列>	1,624	120	53,086	2,642
[建築] 建築·設備	206 37	18	5,705 1,240	435 225
建築	158	9	4,015	210
造景	11	-	450	-
[土木·都市] 建設	118 17	20	2,944 410	432
建設 土木	101	20	2,534	432
		-3	,	
[交通·運送]	68	1	2,639	20
地上交通 航空	16 14	1	442 607	20
加全 海洋	38	-	607 1,590	-
			1,555	
[機械·勤続]	252	24	12,551	540
機械	136	16	7,052	370
金属 自動車	7 109	- 8	350 5,149	170
	100	3	5,145	11.5
[電気・電子]	214	20	7,343	440
電気	86	10	3,277	220
電子 制御計測	109 19	7	3,559 507	155 65
		Ü		
[精密・エネルギー]	52	3	2,565	70
光学・エネルギー	52	3	2,565	70
[素材·材料]	32	1	690	20
【 蒸竹・竹干 】 半導体・セラミック	7	-	155	- 20
繊維	10	-	200	-
新素材	10	1	255	20
材料	5	-	80	-
(出所)「教育統	11年却	1 2011	年 年 ト	n /ct
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				

八子切子竹柳瓜				
	学科数		入学	定員
		学士学位		学士学位
	専門学士	字工字位 専攻深化	専門学士	字工字位 専攻深化
	学位課程	課程	学位課程	課程
	1 17 hv.17	MW.1T	-1-17-11/1-1-E	HAV12
(継続)				
[コンピュータ・通信] 電算・コンピュータ	569 100	26 2	15,205	565
竜昇・コンピュータ 応用ソフトウェア	76	3	2,224 2,055	65
情報·通信	393	21	10,926	440
[産業] 産業工学	4 4	1 1	100 100	20 20
		•		
[化学工学]	13	-	490	-
化学工学	13	-	490	-
[その他]	96	6	2,854	100
機械電気工学	49	5	1,484	85
応用工学	47	1	1,370	15
<自然系列>	428	23	17,017	533
[農林・水産] 農水産	22 9	6 5	806 376	118 98
展小库 園芸	13	1	430	20
[生物・化学・環境] 生物	79 35	1 1	2,447 1.049	15 15
主物 資源	10	-	333	-
環境	34	-	1,065	-
[生活科学]	316	14	12 454	260
家庭管理	6	14	13,454 330	360 40
食品·調理	305	12	12,894	300
衣類・アパレル	5	1	230	20
[数学・物理・天文・地理]	11	2	310	40
地籍	11	2	310	40
<医薬系列>	482	73	27,147	1,779
- 医果状が	402	73	21,171	1,773
[看護]	80	21	8,420	574
看護	80	21	8,420	574
[治療・保健]	402	52	18,727	1,205
保健	223	33	11,130	825
リハビリ 医療整備	98 40	14 5	4,215 1,778	270 110
医療行政	41	-	1,604	-
, which the bill, who will work .				
<芸術体育系列>	1,307	63	41,615	1,444
[デザイン]	485	24	15,453	508
産業デザイン	60	3	1,503	80
視角デザイン ファッションデザイン	58 64	2	2,187 2,585	40 85
ファッショファ ウィフ その他デザイン	303	15	9,178	303
[応用芸術] 工芸	429 25	18	14,684 653	516
エ云 写真・漫画	50	4	1,134	105
映像·芸術	90	6	2,794	275
ビューティアート	264	8	10,103	136
[舞踊·体育]	257	15	6,718	315
舞踊	6	-	140	
体育	251	15	6,578	315
[美術·造形]	14	2	325	20
美術	12	1	295	20
造形	2	1	30	-
[演劇・映画]	43	1	1,366	20
演劇·映画	43	1	1,366	20
[春寒]	70	•	2 000	,,
[音楽] 音楽	79 76	3 2	3,069 2,934	65 45
音響	3	1	135	20

(出所)「教育統計年報」2011年版より作成

.3.3 産学協力に基づいた職業教育の実施

専門大学の特徴は、これまで論じてきたように、実務に直結した職業教育を行うことにあり、このために「産学間の協力」に大きな重点が置かれている。これは主に企業と専門大学との共同研究や研究委託などを通じて成されているが、産学間の協力関係は教育面においても、職業教育の実践や教育内容の開発等に大きく生かされている。

その一つの例が「注文式教育」である¹⁵。注文式教育とは、米国では "customized training" や "contract training" などと称されているものであり、企業からの要求を中心に据え、教育カリキュラムも企業からの要求に最大限沿う形で編成し、教育を行うプログラムである。この注文式教育は、企業と専門大学がこのための協約を締結することで可能となり、またこの注文式教育のための協約締結に対しては、政府からの財政支援も与えられてきた。

このほか、企業内教育(研修)を専門大学に「外注」する「企業委託教育」という制度もある。この制度の下で、各企業は入社後 6 か月以上の職員を専門大学に派遣し、専門大学側は定員外学生として彼らを受け入れ、多くの場合夜間コースを開設し、企業の研修要望にこたえている¹⁶。

また専門大学は、カリキュラムの上で、「現場実習」(インターンシップ)を卒業のための必要要件とする場合が多い。このため専門大学の学生達は、各大学と協力関係にある企業等において、1か月程度の現場実習を行うのが一般的である。

さらに専門大学の学科・コースのカリキュラムの開発においても、関連分野の実務関係者が参加し、その意見がきわめて重要な要素として扱われている。また .5、 .7に見るように、韓国の専門大学では、企業の技術者や実務経験者を兼任教員や非常勤講師として積極的に採用し、産業界において実際に必要とされる知識や技術を直接学生に教育する体制の構築に努めている。

. 4 専門大学の法的位置づけ

.4.1 専門大学に関する法令体系

本節では、韓国の専門大学の法的位置づけについて、関連する法令を基に論じていく。専門大学を めぐる現行法令は、**図表** - **5** のようにまとめられる。

前述したように、1996年以降、専門大学の設置基準は4年制大学のそれと統合されたため、「大学設立・運営規定」で定められる設置基準は、大学と専門大学に共通に適用される。しかしながら後に見るように、同じ基準が適用されるとはいえ、その基準の充足程度に関しては、大学と専門大学との間で要求される水準に差異がある。つまり大学に求められる設置基準を、専門大学はおよそ5割から7割程度満たせばそれで良いことになっているのである¹⁷。このように要求程度は異なるものの、専門大学の設置基準は4年制大学のそれと同じものであるため、専門大学の設置基準に関してさらに高い要求水準を達成しさえすれば、規定上専門大学は4年制大学へと昇格できることとなる¹⁸。

-

¹⁵ 以下、専門大学における「注文式教育」に関する記述は、渡辺達雄(2005)、ならびにカンギョンジョン()ほか(2002)などに基づいている。

¹⁶ 馬越徹 (2010)

¹⁷ 同上。

¹⁸ 実際には教育科学技術部の大学設立審査委員会の審査を通過することが必要となる。

図表 - 5 専門大学に関する法令体系図

法律	施行令(大統領令)	施行規則
教育基本法		
私立学校法		_
	私立学校法施行令	
高等教育法		
	高等教育法施行令	
		高等教育法施行規則
	大学設立・運営規定	
		大学設立・運営規定施行規則
学点認定等に関する法律		
	学点認定等に関する法律施行令	
韓国専門大学教育協議会法		

(出所) 韓国法制処「国家法令情報センター」(http://www.law.go.kr/main.html) の法令情報を基に 筆者作成。特に断りのない限り以下同様。

.4.2 専門大学設置基準の詳細

「大学設立・運営規定」では、専門大学を含め、韓国「高等教育法」で定める「大学」の設置基準に関して定めている。本項では「大学設立・運営規定」の設置基準に関する各条を引用し、さらに具体的にその内容を確認しておきたい。

「大学設立・運営規定」第2条で規定する設置認可の基準は、「校舎」「校地」「教員」「収益用基本財産」に分けられる。「校舎」は同規定第4条および同規定の別表2で、「校地」は同規定第5条および同規定の別表4で、「教員」は同規定第6条および同規定の別表5で、「収益用基本財産」は同規定第7条で、それぞれ規定がなされている。

「校舎」は、同規定の別表 2 によって区分される(同規定第 4 条)。同規定の別表 2 では、「校舎施設」を、「教育基本施設」「支援施設」「研究施設」「付属施設」に分け、それぞれ次のような施設を備えることを求めている(図表 1 - 6)。

さらに同条第3項では、これらの施設の面積に関して次のように具体的に規定している。

教育基本施設と支援施設および研究施設の面積は、別表3による、学生一人当たり校舎基準面積に編制完成年度を基準とした系列別学生定員を掛け算し、合算した面積以上とする。この場合、系列別学生定員を足した学生定員が1千人(大学院大学および障碍者だけを入学対象とする大学の場合は200人)未満の場合、その定員を1千人(大学院大学および障碍者だけを入学対象とする大学の場合200人)と見做し、系列別に学生定員を換算する方法は教育科学技術部令で定める。

上記規定中の「別表 3」の内容は**図表 1 - 7**に示した通りである。この表に示された通り、専攻分野別に学生 1 人あたりの校舎基準面積が異なっているのであるが、この表の「備考」に示されているように、専門大学の基準は 4 年制大学よりも緩められており、4 年制大学の校舎基準面積の 7 割さえ確保されていればそれで良いこととされている。

また「大学設立・運営規定」の第 5 条では「校地¹⁹」について規定されている。同規定別表 4 では、

¹⁹ ここでいう校地とは、「農場・学術林・飼育場・牧場・養殖場・漁場および薬草園等、実習地を除外した学校校

満たすべき校地に関する具体的な面積が定められているが、入学定員 400 人以下の学校では「校舎建築面積以上」、400 人から 1,000 人未満の学校では「校舎基準面積以上」、1,000 人以上の学校では「校舎基準面積の 2 倍以上」と定められており、専門大学はそもそも校舎面積基準が 4 年制大学の 7 割に緩められているため、「校地」の基準も結局専門大学のそれは 4 年制大学より緩いものとなっている。

図表 1-6 「大学設立・運営規定」別表 2の「校舎施設の区分」

L4 & 44-30.		0 八字版立 连日观之1 加代 2	1X					
校舎施設	区分							
教育基本施設	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		(事務室)・図書館・学生会館・大学本部					
	およびその	附帯施設にし、図書館には次の名	各施設を置くべきである。					
	1. 閲覧室・定期刊行物室・参考図書閲覧室・書庫および事務室							
	2. 閲覧室に	こは学生定員の 20 パーセント以	上を受容できる座席					
支援施設	体育館・講:	堂・電子計算所・実習工場・学生	生宿舎およびその付帯施設とする。					
研究施設	研究用実験	室・大学院研究室・大学付設研究	究所およびその付帯施設とする。					
付属施設	共通		博物館、教員・職員・大学院生・研究員					
			のための住宅もしくはアパート、公館、					
			研修院、産学協力団の施設およびその付					
			帯施設、大学で運営する企業の施設とそ					
			の付帯施設および付属学校					
	農学系列	農学に関する学科	農場・農場建物および農場加工場					
		畜産学に関する学科	飼育場もしくは牧場とその付属建物					
		林学に関する学科	学術林・林産加工場					
	工学系列	工学に関する学科	工場					
		航空学に関する学科	航空機・格納庫					
	水産・海洋	漁労学・航海学に関する学科	実習船					
	系列	水産製造学に関する学科	水産加工場					
		増殖学に関する学科	養殖場もしくは漁場およびその付属建					
			物					
		機関学に関する学科	機関工場					
	薬学系列	薬学に関する学科	薬草園・実習薬局					
		製薬学に関する学科	製薬実習工場					
	医学系列	医学・漢方医学・歯学に関す	附属病院					
		る学科						
		獣医学科	動物病院					
/#* 	> 1 3 3 5 4 pt (3)	パがし っ () エル・コーニー オッ	* Andre / 1					

備考:大学もしくは学部(学科)の必要によって設置できる細部付属施設の種類は教育科学技術部長官が告示で別途に定めることができる。

図表 1 - 7 「別表 3 :校舎(教育基本施設·支援施設·研究施設)基準面積

(第4条第3項関連)」(単位:m²)

	人文・社会	自然科学	工学	芸術・体育系	医学			
学生1人あたり基準面積	12	17	20	19	20			

備考:専門大学およびこれに準ずる各種学校の場合、上記の校舎基準面積の10分の7に該当することと定める。

「教員」に関しては「大学設立・運営規定」第6条で規定されている。確保すべき教員の数に関して、同条第1項では「大学(教育大学を除く)は、編制完成年度を基準にした系列別学生定員を、別

内のすべての用地を意味する」(同規定第5条第2項)ものである。

表 5 による教員 1 人あたり学生数で割った数の教員(助教を除く²⁰。以下同様)を確保しなければならない。この場合、系列別学生定員を足した学生定員が500人(大学院大学および障碍者だけを入学対象とする大学の場合200人)未満の場合、その定員を500人(大学院大学および障碍者だけを入学対象とする大学の場合200人)と見做し、系列別に学生定員を換算する方法は、教育科学技術部令で定める」と定められている。別表 5 の規定内容は、図表 - 8 の通りである。

図表 - 8 「別表 5:教員算出基準(第6条第1項関連)」(単位:名)

	人文・社会	自然科学	工学	芸術•体育系	医学
教員1人あたり学生数基準	25	20	20	20	8

ここで「確保すべき教員」には専任教員のみならず、「兼任教員等が含まれ得る」(同規定第6条第4項)。この場合、「産業大学・専門大学およびこれに準ずる各種学校の場合、その定員の2分の1の範囲で」兼任教員等にすることができる(同規定第6条第4項)。一方、「大学(産業大学、専門大学、専門大学院としての大学院大学およびこれに準ずる各種学校を除外する)の場合はその定員の5分の1」へとこの比率を縮小しており、専門大学院と専門大学院としての大学院大学の場合は、3分の1としている(同規定第6条第4項)。このように求められる教員数は専門大学と4年制大学とで同じなのであるが、4年制大学ではその内の兼任教員比率が5分の1までしか認められないのに対し、専門大学ではこの比率が2分の1まで緩められているのである。

「収益用基本財産」に関する第7条では収益用基本財産の金額を、「1.大学 100 億ウォン」「2. 専門大学 70 億ウォン」「3.大学院大学 40 億ウォン」と規定している(同規定第7条第1項)。ここでいう「収益用基本財産」とは、「年間学校会計運営収益総額」(同条第7条第1項)であり、やはり専門大学が確保すべき収益用基本財産は、4年制大学の7割の規模でよいことがわかる。

.4.3 「高等教育法」における専門大学の位置づけと特徴

.4.3.1 「高等教育法」概観

韓国において、高等教育機関としての専門大学の位置付けを規定しているのは「高等教育法」である。以下では、同法の規定を概観し、専門大学の位置づけと特徴を考えていきたい。

「高等教育法」第1条では、「この法は、『教育基本法』第9条によって高等教育に関する事項を定めることを目的とする」とし、第2条では「学校の種類」として「1.大学」「2.産業大学」「3.教育大学」「4.専門大学」「5.放送大学・通信大学・放送通信大学およびサイバー大学(以下では『遠隔大学』と称する)」「6.技術大学」「7.各種学校」のそれぞれを挙げている。したがって、専門大学は「高等教育法」第2条で規定されている高等教育機関の一つとして、「大学」等とは区別される教育機関である。しかしながら「高等教育法」の「第1章 通則」および「第2章 学生と教職員」に関する規定は「高等教育法」第2条で規定する全ての「学校」に適用されるため、これらの規定は専門大学にも均しく適用される。

「第1章 通則」においては国公私立の区分(第3条)、設立のために必要な「教育科学技術部長官」

²⁰ 韓国における「助教」とは、教員を補助する大学院生を称する。

の認可(第4条)、同長官による指導・監督を受ける義務(第5条)、政府(国家および地方政府)による財政補助の可能性²¹(第7条および第8条)、政府の支援義務(第9条)、「学校協議体」の構成・運営可能性(第10条)、「登録金および登録金審議委員会」の設置義務(第11条)、評価と評価結果の公示義務等(第11条の2)が規定されている。「第2章 学生と教職員」では第12条から第17条まで、学生と教員の種類・任務・教員と見做すための基準等を規定している。「第3章 学校」においては「第1節 通則」で各「学校」に共通して適用される規定が述べられ、専門大学に関しては「第4節 専門大学」で規定している(第47条から第51条)。専門大学に関する規定は次項で詳述していきたい。

.4.3.2 「高等教育法」における専門大学の規定

ここでは「高等教育法」における専門大学に関する規定をさらに詳しく見ていこう。まず専門大学の「目的」が定められた第 47 条では、「専門大学は社会の各々の分野に関する専門的な知識および理論を教え、研究し、才能を練磨させ、国家社会の発展のために必要な専門職業人を養成することを目的とする」としている。専門大学が養成するのは従来「中堅職業人」(middle level wokers)であったが、産業構造の変化や知識基盤社会への変化等によって人材育成における専門大学の位置づけが変化したことなどにより、今日では「専門職業人」の養成が目指されるようになっている²²。

続く第 48 条では「授業年限」という題目で、第 1 項では専門大学の授業年限(修業年限)を「2 年以上 3 年以下」とし、但し書きで「授業年限を 3 年とする場合は、大統領令で定める」としている。3 年の授業年限が認められる分野は、「高等教育法施行令」によって規定されている²³。また、同条第 2 項では「学則で定める学点(=履修単位)以上を取得した者に対しては、第 1 項の規定にも拘らず大統領令で定めることによって、授業年限を短縮することができる」と規定している。

第 49 条では「専攻深化課程」という題目で、「専門大学を卒業した者の継続的教育のために、大統領令で定めることによって、専門大学に専攻深化課程を設置・運営することができる」と規定している。続く第 50 条では「学位の授与」という題目で、各々の専門大学で定める課程を履修した者に対しては「専門学士学位」を授与するものと規定されており、第 50 条の 2 では「専攻深化課程に対する学位の授与」について規定されている。これらの「専攻深化課程」に関しては次節において詳述する。

さらに第 50 条の 3 は、「医療人養成のための科の授業年限および学位に関する特例」という題目の下で、上記第 48 条にも拘らず授業年限を 4 年にする場合を規定している。これは、「医療法」第 2 条第 1 項による、「医療人を養成するために専門大学に開設された科の授業年限」(第 50 条の 3 第 1 項)を「4 年にすることができる」(第 50 条の 3 第 1 項)と規定しているのである。そしてこのように 4 年間の教育課程を履修した者には、「学士学位」を授与すると規定している (第 4 項)。

.4.3.3 専門大学の教員について

「高等教育法」第16条では、専門大学を含む大学等における教員について、その資格を次のように 規定している。同条のタイトルは「教員・助教の資格基準等」であり、「教員や助教になることができ る者の資格基準と資格認定に関する事項は、大統領令で定める」と規定している。

-

²¹ 財政補助の「義務」ではないことには注意したい。

²² 渡辺前掲論文。

²³ 「高等教育法施行令」第57条第1項では、3年にする科を、「看護科・放射線科・臨床病理科・物理治療科・歯技工科・歯衛生科・作業治療科・漁業科および機関科」にしている。また、第1項で規定する以外の科に対しても、「教育科学技術部長官が定めることによって」、授業年限を3年にすることができる(同条第2項)。

ただし韓国の「助教」は日本のそれとは異なるものである点には注意が必要である。韓国の大学に おける「助教」は、大学院生が在学する所属研究科において事務処理・教員の秘書・その他教員の研 究を補助する場合のポストを意味するものであり²⁴、一般的には大学の「教員」とはみなされない。そ の身分に関しては「大学教員資格基準等に関する規定25」(大統領令)で規定しているものの(同規定、 同規定第2条においては、「教員および助教の資格」といったタイトルの下で、「教授・副教授・助教 授(以下『教員』とする)もしくは助教になれる者は、次の各号のいずれかの一つに該当する者とす る」としている。したがって、この規定からみれば、助教は「大学教員資格基準等に関する規定」で 規定しているとはいえ、「教員」には入っていないことになる。

上記の別表を引用すると、次の図表 -9の通りである。またこの「別表」では、大学の教員資格と してこのほかに第2条の2、第3条、第4条、第4条の2および第11条も関連するとされているため、 さらにこれらを図表 - 10 として共に示す。

図表 - 9 別表:教員および助教の資格基準 (第2条、第2条の2、第3条、第4条、第4条の2および第11条関連)

					,			
学歴等	大学	卒業者・同等資	格者	専門大学卒業者・同等資格者				
研究·経歴 年数	研究実績 年数	教育経歴 年数	合計	研究実績 年数	教育経歴 年数	合計		
教授	4	6	10	5	8	13		
副教授	3	4	7	4	6	10		
助教授	2	2	4	3	4	7		
助教	勤	勤務しようとする学校と同等以上の学校を卒業した学歴を持つ者						

備考:研究実績年数と教育経歴年数のうちどれか一つが基準に達していないとしても、研究実績年数 と教育経歴年数の合計が上記の基準を充足する場合、資格基準を満たしていることと見做す。

図表 - 10 第2条の2、第3条、第4条、第4条の2および第11条

- 第2条の2(同等資格者の範囲)□別表に規定された専門大学(技術大学、「高等教育法」第2条第5号による遠 隔大学の専門学士学位課程と従前の2年制教育大学・初級大学・専門学校・実業高等専門学校を含む。以下同 様)卒業者と同等資格者の範囲は次の通りである。
- 1. 高等教育法施行令第71条第1号各号の1に該当する者26。
- 2. 1945 年以後従前の規定による学校卒業者資格認定令第5条および第6条の規定によって初級大学卒業者と同 等の資格者として認定される者。
- 3. 専門大学と同等程度の学校として、教育科学技術部長官が指定する学校の卒業者および従前の教育科学技術 部長官の指定を受けた学校の卒業者。
- 4. 外国で14年以上の学校教育課程を履修した者として、専門大学程度の専攻課程を2年以上専攻した者。
- ②別表に規定された大学(産業大学・教育大学・技術大学、「高等教育法」第2条第5号による遠隔大学の学士学 位課程を含む。以下同様)卒業者と同等資格者の範囲は次の通りである。
- 1. 高等教育法施行令第71条第3項及び第4項に該当する者27。
- 2. 1945 年以後従前の規定による学校卒業者資格認定令第5条の規定による大学卒業者と同等の資格を持つ者と して認定された者。

^{) (1992)&}lt;sub>0</sub> ²⁴ イテヒョン(

²⁵ 以下では「大学教員資格基準等に関する規定」の2012年2月29日改正以後の内容について示す。

²⁶ これには、主に戦前に存在していた学校(官立師範学校演習科、中等教員養成所、専門学校、大学予科、1922 年以前の農林学校、官立師範学校、大学の専門部等)の卒業者が該当する(高等教育法施行令第71条(旧学校等 の卒業者の資格認定)第1項)。

²⁷ これには、従前の「大学令」および「教員教育院令」で規定した各課程の修了者が該当するである(高等教育 法施行令第71条(旧学校等の卒業者の資格認定)第3項及び第4項)。

- 3. 大学と同等程度の学校として、教育科学技術部長官が指定する学校の卒業者および従前の教育科学技術部長官が指定した学校の卒業者。
- 4. 外国で16年以上の学校教育課程を履修した者として、大学程度の専攻課程を3年以上専攻した者。
- ②教育科学技術部長官が第1項第3号および第2項第3号によって学校を指定した際には、これを公告しなければならない。
- 第3条(研究実績および教育経歴の範囲)□別表に規定された研究実績は、次の各号のどれか一つに該当する実績もしくは経歴とする。この場合、その実績および経歴は、大学・専門大学もしくはこれと同等程度の学校を卒業した後の実績もしくは経歴とし、第11条第3号に該当する者の場合には、適用されない。
- 1. 教員が担当する学科目に関連して、大学その他の研究機関で研究した実績。
- 2. 産業体において教員が担当する学科目と関連される職務に勤務した経歴。
- ②別表に規定された教育経歴は、大学・専門大学もしくはこれと同等程度の学校の教育経歴とする。
- 第4条(研究実績の換算率)□別表に規定された研究実績は、次の各号で規定する換算率で計算する。
- 1. 大学・専門大学もしくはこれと同等程度の学校の長(以下「学校長」とする)が認める学術研究(実験・実習を含む。以下同様)を大学・専門大学もしくはこれと同等程度の学校で行った研究実績は100パーセント。
- 2. 国家もしくは公共団体が設置した研究機関もしくは教育科学技術部長官が認める研究機関もしくは施設において専任で研究に従事した実績は100パーセント。
- 3. 国家もしくは公共団体の機関もしくは教育科学技術部長官が定める基準に適合する機関もしくは施設において研究を主にするか、専門学識を必要とする職務に従事した実績は30パーセントから70パーセントまで。但し、その職務が純粋な研究業務と同一視される場合には100パーセントまで認めることができる。
- 4. 教育科学技術部長官が定める基準に適合した産業体において専攻学科およびそれに関連する学科の学問分野に該当する職務に従事した経歴は70パーセントから100パーセントまで。
- ②第1項第3号および第4項の換算率の算出基準は学校長が定める。
- 第4条の2(資格認定と資格基準との関係)第14条によって資格認定を受けて教員として任命された者は、その職において上位の職に任命される場合、その資格認定を受けた職に該当する、別表の学歴・研究実績および教育経歴がある者と見做す。
- 第11条(資格認定の対象)第2条第2号の規定によって認定され教員になり得るものは次の各号の通りである。
- 1. 大学・専門大学卒業者もしくはこれと同等以上の資格を持つ者で、その卒業もしくは資格取得後、別表の職名別研究実績と教育経歴の合計年度の2分の1以上の経歴を持つ者。
- 2. 大学・専門大学卒業者もしくはこれと同等以上の資格を持つ者で、その卒業もしくは資格取得後、別表の研究実績年数と大学・専門大学もしくはこれと同等程度の学校以外の学校において、別表の教育経歴年数に該当する年数の教育経歴を持つ者。この場合、教育学・倫理学等、学校長が特別的に認定する学科目の教育経歴年数は、これを研究実績年数として置き換えることができる。
- 3. 国内の学校教育では履修することができなかったこともしくは非常に困難だった学科目を担当する者で、研究実績が別表の研究実績年数に該当するか、論文・著書その他の研究業績が顕著であるが、学歴が別表の基準に該当しない者。
- 4. 国家公務員法の規定により自然科学系の研究官もしくは5級以上の農村指導職公務員として勤務している者。

高等教育機関の教員資格が以上のように定められていることもあり、専門大学の教員、特に専任教員の学歴水準はかなり高い。図表 - 11 は専門大学の学位別教員数 (2010 年) を示したものであるが、これによれば専任教員の 61.7%は博士学位を所持しており、33.3%は修士学位を持っている。 .7の個別事例で見る通り、専門大学の専任教員の多くは実務経験を持つもので構成されているのであるが、それでも実務のみに携わってきた教員はむしろ少なく、大学院において専門課程を学んだ後に(しかもその多くが博士課程まで進んだ後に)、実務経験を積んだ教員がほとんどである。

図表 - 11 専門大学の学位別教員数(2010年)

博士学位	修士学位	学士学位	その他	合計
7,728 人 (61.7%)	4,174 人 (33.3%)	570 人 (4.5%)	58 人 (0.5%)	1万 2,530人 (100.0%) (非常勤を含めると 2万 6,534人)

(出所) 韓国教育科学技術部・韓国教育開発院『教育統計年報 2010 年』

逆に、純粋に実務畑で経験を積んできた教員は、専門大学では満たすべき教員数の 2 分の 1 まで認められる「兼任教員」などの身分によって採用されることが多い。図表 - 12 は韓国の専門大学の 1 つである明知専門大学の教員構成を示したものであるが(2011 年 9 月 1 日現在)、確かに兼任教員や招聘教員などの比率がかなり高いことが見て取れる。実際この「兼任教員」と「招聘教員」のカテゴリーに、企業 CEO や現場の技術者等が多く含まれている。

図表 - 12 個別大学における教員構成(明知専門大学の事例。2011年9月1日現在)

専任教員			兼任教員	招聘教員	客員教授	名誉教授	合計	
教授	副教授	助教授	専任講師	米仁 教貝	拍特教具	谷貝 教授	石言 教授	口币
108 人	52 人	23 人	14 人	89 人	23 人	12 人	34 人	355 人
(30.4%)	(14.6%)	(6.5%)	(3.9%)	(25.1%)	(6.5%)	(3.4%)	(9.6%)	(100.0%)
借去. ≻ (備孝・このほか、非党勘護師が 612 k (2011 年用左)							

(出所)「全国大学情報」(http://academyinfo.go.kr/)

.5 専門大学に関する近年の変化

本節では、専門大学に関する最近の制度の変化を概観し、これにより今日の専門大学教育とそれを 取り巻く社会的状況の理解を試みる。

.5.1 学士学位専攻深化課程の設置

専門大学は 2-3 年制の短期高等教育機関であるが、正規の課程を終え、一旦社会に出た卒業生が、専門大学に戻ってさらに深い水準の職業教育を受けることを可能にするために「専攻深化課程」の設置が認められている。この専攻深化課程制度が設けられたのは 1998 年のことである。当時は 1 年以下の非学位課程として、専門大学卒業生に対して実務と連携した職業深化教育を受ける機会を保証し、継続的教育を活性化させ、生涯学習の社会を実現させるために、この制度が設けられた。しかし、その後(4 年制)大学と同等の学歴取得を求める声に応えるため、2007 年「高等教育法」が改正され、「学士学位専攻深化課程」が設けられた。これは 2-3 年間の正規の専門大学課程をおえた後、さらに 1-2 年間の課程を履修し、これを修了したものには学士学位が授与される制度である²⁸。

この「学士学位専攻深化課程」に関しては、前節でも述べたように「高等教育法」第 50 条の 2 第 2 項および同法施行令第 58 条の 2 で規定がなされている。ちなみに、学士学位を取得するため、専攻深 化課程において履修が求められる「学点(=履修単位)」は正規の専門学士課程と合わせて 140 学点で

-

²⁸ 「韓国専門大学教育協議会」の説明から引用(http://www.kcce.or.kr:8080/business/major_intro.jsp、2010年3月6日アクセス)。

ある²⁹。これは、4年制大学において学士学位取得のために求められる学点数と等しい。また教育期間に関しては、2年制専門大学卒業者の場合は2年、3年制専門大学卒業者の場合は1年と規定されている³⁰(同法施行令第58条の3)。またこの課程と4年制大学の学士学位との差異として、専門大学の専攻深化課程では「『現場』と『実務』教育中心の教育課程を運営していること」を、韓国専門大学教育協議会は挙げている³¹。

この専攻深化課程には元々、同条第3項で「同一系列の専門大学を卒業し関連の分野で在職した経験を持つ者」に限って入学できるものと規定されており、卒業後少なくとも9ヵ月の在職経験が求められていた。しかし、2011年5月19日に同条第4項の規定が新設され、「大統領令で定める科の専攻深化課程に限って、関連分野で在職した経歴を持たない者も、大統領令で定める要件を満たす場合には専攻深化課程に入学することができる」という例外が設けられるに至っている。なお、この第4項の特例のために、「第4項による専攻深化課程を運営するためには、教育与件に関して、大統領令で定める基準を備え、教育科学技術部長官の指定を受ける」ことが求められている。

また、このような学士学位が授与される専攻深化課程の設置が認められた後も、学位を授与しない形の「非学位専攻深化課程」も継続的に運営されている³²。ただし、この「非学位専攻深化課程」に関しては、この課程を活性化させるために、この課程の修了者に対しても学位を認定すべきであるという意見が提起されている。その理由に関して、ある専門大学の教員は「現場を経験した人がまた入ってきて継続して教育を受けたのに学位は認定されない、それだと、この人は何のために入ってきたのかわからない(せっかく入ってきたのに学位も取れず、無駄になってしまう)³³」としている。

一方、「学士学位専攻深化課程」の運営をめぐって、4年制大学との区別の曖昧化が問題となることもある。例えば、ある専門大学の教員からは「すでに 4年制大学と職業教育機関との区分が崩れております。4年制大学でもすでに職業教育領域の学科を開設しておりますし。一体、4年制一般大学の役割は何で、専門大学の役割はいったい何なのか」といった疑問も提起されている³⁴。

.5.2 専門大学教育力量強化事業と大学評価制度

財政構造面から韓国の高等教育を見ると、政府による支援が小さく、主に授業料など学生からの学校納付金によってその運営がなされてきたという特徴が見いだせる。実際、韓国の学校教育費の内訳を見ると、初等・中等教育段階の学校教育費はその8割近くが政府によって担われており、民間支出は2割強に過ぎないのに対し、高等教育段階の学校教育費はこの比率が逆転しており、政府によって負担されているのは約2割に過ぎず、残りの8割は民間、主に学生によって負担されている35。これは

30 同上。

²⁹ 同上。

³¹ 同上。たとえば産学連携を通じた専門大学の「特性化」を図るための「産学協力先導的専門大学 (LINK) 育成 事業」等が挙げられる。この「特性化」は近年の韓国高等教育政策の基調であり、これまで大学修学能力試験の 成績といった数少ない指標によって評価されてきた個々の大学を、個性的な教育目標やカリキュラム等の工夫に よって「特性化」させるための政策である(韓国政府国家記録院「大学の特性化・多様化」

⁽http://contents.archives.go.kr/next/content/listSubjectDescription.do?id=003184、2012年2月25日アクセス))。

 $^{^{32}}$ これに関しては「高等教育法施行令」第58条で規定がなされている。

^{33 「}企画座談会:専門大学危機の原因と対策は?専門大学はどこに行くのか (4) ―高等教育体制をどのように改編していくか」『教授新聞』2006年7月17日記事。座談会に参加したのは4年制大学教員1人、専門大学教員3人、教育人的資源部(教育科学技術部の旧称)専門大学政策課長1人。
34 同上記事。

³⁵ 韓国教育開発院『OECD 教育指標:2007年版』韓国教育開発院。

(1)韓国の高等教育は主に私立大学に担われる形で量的拡大がなされ、現在でも国公立大学よりも 私立大学の比重の方がはるかに大きいこと、また(2)日本のように私立大学に対する安定的で規模 の大きな助成制度が存在しないこと――がその理由となっている。

専門大学の場合は、さらにこの傾向が著しい。国公立の専門大学は全国で10校程度に過ぎず、私立 専門大学が全体の90数%を占めている。また私立専門大学に対する政府の財政支援規模はこれまで非 常に小さなものであった。このため、専門大学の財政構造において授業料等の学校納付金が占める割 合が非常に大きなものとなってきた。

しかし近年、いくつかの目立った専門大学支援事業が政府によってなされつつある。その一つが、2008年よりはじめられた「専門大学教育力量強化事業」である。この事業は、専門大学の学生教育機能のさらなる強化をねらったものであり、今日の韓国高等教育政策の基調でもある「選択と集中」の原則によって事業が進められている。すなわち、この事業では、すべての大学を対象として均しく予算配分がなされるのではなく、教育条件と成果がすぐれた大学のみを対象とし、またこの教育条件と成果に基づいて予算が配分される仕組みとなっている。このような「選択と集中」の原則に基づく事業実施は、韓国政府の(専門)大学構造改革の意図に基づくものといえる。1996年に大学設置政策が「大学設立準則主義」へと転じて以降、大学・専門大学が大きく増加し、大学入学適齢人口の減少ともあいまって、一部の大学が入学定員を満たせなくなってしまっている状況において、教育条件と成果の芳しくない大学(韓国では「不実大学」と称する)の統廃合を、今日の韓国政府は狙っているのである36。

この「専門大学教育力量事業」は、現在全国に 140 余り存在する専門大学の約 55%にあたる 80 校程度に対して予算を与えるものであり、総事業費が 2,600 億ウォン (日本円で約 200 億円) にのぼる大きなプロジェクトである。この事業の対象校は、図表 - 13 のように、教育成果と条件に関する客観的指標によって算出された得点が高い順に選定される。

この対象校選定のための諸指標のうち、教育の成果に関する指標として用いられているのが、「卒業生の就職率」(卒業生がどの程度就職を果たしており、またすぐに仕事を辞めていないか)、「定員内在学生充員率」(与えられた入学定員をどの程度満たしているか)、「産学協力収益率」(産学協力によってどの程度収益を得ているか)の三つである。このうち定員内在学生充員率は、現状の水準のみならず、前年度からの改善程度も一部基準に含められている。一方、教育の条件に関する指標として用いられているのは、「専任教員確保率」(前節で述べた教員定員をどの程度専任教員で満たしているか)、「教育費還元率」(学生からの納付金をどの程度直接的な教育に用いているか)、「奨学金支給率」(どの程度多く奨学金を支給しているか)、「成績評定管理指数」(成績評定をどの程度基準に即して厳格に行っているか)、「学生納付金引上指数」(学生納付金をどの程度据え置いており、引上げを行っていないか)の五つである。このうち専任教員確保率は、前年度からの改善程度も評価基準となっている。

³⁶ 同様の意図から近年、全学校を対象とした大学・専門大学評価が教育科学技術部によって行われており、教育条件と成果が芳しくない大学に対しては、財政支援や学生に対する学資金貸出に制限が加えられるようになっている。

図表 - 13 専門大学教育力量強化事業対象校選定のための得点算出式(2011年度)

	七冊々	中京	基準	5	反映比率(%)		
	指標名	内容	年度	全体	現況	向上度	
		0.8 x {(6月·12月平均就業率)					
成果	就業率指数	+ (海外就業率)} + 0.2 × (維持	2010	25	25	-	
		就業率)					
指標	定員内在学生充員率	定員内在学生/編成定員	2010	20	18	2	
(50%)	 産学協力収益率	産学協力団運営収益/学生納	2009	5	5	_	
(8070)	注于 >>>>	付金収入	2000				
	専任教員確保率	専任教員/教員法定定員	2010	10	9	1	
	 教育費還元率	直接教育費総額/学生納付金	2009	20	20	-	
	大円 見起 カー	収入	2000				
条件	奨学金支給率	校内外奨学金総額/学生納付	2009	12	12	-	
33,11	X 3 X MA 1	金収入					
		100 - (0.4×A評定獲得学生比					
指標	 成績評定管理指数	率 + 0.4 × B評定以上獲得学生	2009	3	3	-	
3113		比率 + 0.2 × C評定以上獲得学					
		生比率)					
		100 - {0.2×(09年度~10年度)					
(50%)	 学生納付金引上指数	学生納付金引上指数 + 0.8 ×	2010	5	5	-	
(5070)	ナエミュエリエリ 上月数	(10年度~11年度)学生納付金	2010				
		引上指数}					

(出所)教育科学技術部(2011)「2011年専門大学教育力量強化事業基本計画」。

このような指標に基づいて選定された大学を対象として、この事業の予算が配分されるのであるが、 実際の支援額は以下の計算式によって定められる。

「財政支援額」=「基本運営経費(4億ウォン)」+「支援基準経費(首都圏 29 万ウォン、非首都圏 44 万ウォン)」×「規模指数(定員内在学生数)」×「成果指数(成果指数適用)」

ここに含められている「成果指数」は、前述の対象大学選定時の各大学の得点から算出されるものである。また韓国では専門大学の場合も、非首都圏所在大学よりも首都圏所在大学の方が一般に選好され、定員も充足しやすい傾向が存在することから、実際の支援額は非首都圏所在大学を優遇し得るように「支援基準経費」を両者間で違えている。

以上の対象大学選定、ならびに実際の配分額算定で用いられている教育条件と成果に関する諸指標は、政府の「大学情報開示」の原則に従い、基本的にはすべて各大学が自ら公表しているものである。 各大学に関するこれらの情報は、大学情報公示サイトである「大学アルリミ」(大学お知らせ)のホームページ³⁷を通じて誰でも容易に入手することができる。

.5.3 今日の専門大学が抱える課題

本節の最後に、今日の専門大学が抱える課題をいくつか挙げておこう。まず専門大学側から指摘されている課題として、授業年限(修業年限)の問題が挙げられる。前にも述べた通り、「高等教育法」は専門大学の修業年限を2年ないし3年と規定しているが、専門大学の中には、教育内容や学生のニ

³⁷ http://www.academyinfo.go.kr/

ーズに合わせた修業年限の多様化、すなわち修業年限を 1 年から 4 年の間で幅広く設定することを可能にするよう求める声も強い 38 。

専門大学に対する政府の財政支援の不足も、専門大学側からしばしば提起される問題の一つである。 前述の「専門大学教育力量強化事業」などが開始されたとはいえ、専門大学への政府の支援額は、一 般の4年制大学へのそれの13.6%に過ぎず(2010年)、専門大学に対する財政支援の拡大が要求されている³⁹。

このほか、18 歳人口の減少によって専門大学の入学者確保競争が激化していることにより、専門大学の教員が学生集めに忙殺され、専門大学の職業教育のポテンシャルを十分に発揮できていないという問題⁴⁰、さらにはこれと関連して、1996年の「大学設立準則主義」への設置基準の変更によって、(専門)大学の数が増えすぎてしまったことへの批判もしばしば提起されている。1996年の政策変更によって大学設置基準が緩められ、実際に専門大学の数は急増したものの、教育の「質」を保証するための仕組みは十分に整えられてこなかった、というのがこれらの批判の骨子である⁴¹。

また、専門大学に関する政策決定過程が、専門大学に対する十分な意見聴取に基づいておらず、一方的であることへの不満も提起されている。2001 年、当時の教育人的資源部が「専門大学発展方案」を発表した際には、次のような批判が寄せられている。

教育部が『専門大学発展方案』を、予告もなく一方的に確定して発表した。比較の対象にしたくないが、教育部は、かつて『国立大学(4 年制)発展計画』を作成する際には、国立大学の教授たちを意識して、事前の意見収斂と公聴会といったプロセスを踏まえたうえで発表した。教育部が、国立大学と専門大学をこのように差別してもいいのか⁴²。

政府の専門大学政策の策定過程においては、(4 年制) 大学政策に比べ、当事者の意見が十分に重視されていないことを示す事例と言えよう。

このほかにも、韓国では(4年制)大学と比べた場合の専門大学に対する否定的認識が、社会全体にもある程度浸透してしまっているようであり、この点も専門大学関係者にとっては乗り越えるべき課題とされている。韓国の専門大学が構成している「韓国専門大学教育協議会」は、専門大学と専門大出身者に対する差別的認識改善の試みをしばしば行っており、例えば最近では、専門大学出身者に対する社会的差別待遇を是正し、専門大学に対する社会的認識を転換するための「全国専門大学卒業生による職業体験手記公募展」などが実施されている⁴³。この公募展の趣旨説明においては、「大学の種類とは上下の位階ではなく、お互いに異なる役割と特性を区分するものである。にもかかわらず我が国では、根深い社会的認識とそれによる労働市場での賃金格差のため、専門大学とその卒業生たちは

_

³⁸ 「専門大学が『一般大学との差別を是正する』ことを要求―財政支援の大幅な拡大と授業年限の多様化を要求」『ソウル新聞』(2010年5月5日記事)。また「韓国の専門大学と比べて、日本の専修学校は修了年限の面でフレキシブルである点が良い」という評価は、今回の視察先の専門大学教員からも聞かれた。

³⁹ 同上記事。 ⁴⁰ ペクソンジュン・ユンヒョンハン (,) (2010)

⁴¹ 「専門大学を台無しにする『専門大学発展方案』―全国専門大学教授協議会連合会イヨング()会長」 『ハンギョレ』(2001 年 10 月 25 日記事)。

⁴² 同上。

⁴³ 韓国専門大学教育協議会の報道資料から引用(http://www.kcce.or.kr:8080/inform/inform_data.jsp、2012年3月7日アクセス)。

不合理な立場にいる」と指摘され、「専門大学出身というレッテルを張りかえるため、一般大学に編入する学生が多くおり、このために年平均1,700億ウォンにのぼる社会的費用が発生している。専門大学への差別を是正することによって、学歴や学閥中心ではない、能力中心の社会をつくるべきである」と主張されている⁴⁴。本章第2節でも述べられたような、4年制大学と専門大学の間の序列的関係は、専門大学関係者からも非常に深刻な問題として受け止められていることが理解できよう。

.6 韓国の若年労働市場と専門大卒者の就職過程

.6.1 韓国の若年労働市場

韓国における若年労働市場には、日本のそれに比較的似通った部分と、それとはやや異なる部分の 双方がある。まず日本との類似点としては、大企業を中心に、企業が新規学卒者の一括採用慣行を持っている点が挙げられる。このため、企業の多くは、新卒者の採用枠と、すでに労働市場に参入して いる勤労経歴者の採用枠とを分けている場合が多く、多くの新卒者はこの「新卒者用」の入職経路を 通じて就職を果たしていくことになる。一般に新卒者の採用過程は、履歴書・自己紹介書等による書類審査、適性試験、面接などによって構成されている。また採用過程においては、所持している職業資格などよりも、出身校の学歴の方が重視される傾向があるようである⁴⁵。ただし採用人数の少ない中小企業などでは勤労経歴者との区別なく随時採用が行われており、また人的ネットワークを利用した 縁故採用も比較的多い。

韓国の新卒一括採用慣行には、日本とやや異なる部分もある⁴⁶。第一に、韓国では成年男子に対する 徴兵制が敷かれていることの影響もあって、「学校卒業」と「就職」という二つのイベントが時間的に 一致しなければならないという規範が弱く、このため企業の「新卒者用」採用枠には、新卒者のみな らず、卒業後数年以内の既卒者も応募することができる。また、新卒者が何度か留年していたとして も、基本的にはそれが就職過程において大きく不利になることはない。第二に、韓国の大学は主に二 学期制をとっているため、企業の新卒者一括採用も上半期と下半期の年に二度行われることが多い。

近年、大卒・専門大卒者の就職は厳しい状況にある。その背景としては第一に、1997 年の通貨危機 以後、多くの企業が人件費の削減のためリストラを強く進めており、新卒者の採用枠も全般的に縮小 傾向にあることが挙げられる。また通貨危機以降、韓国の労働市場は大きく流動化しており、新卒者 が望むような安定的な雇用機会が比較的少なくなっている点も、同様に新卒者の就職を難しくしてい る要因である。第二に、本章冒頭でも述べたように、近年韓国では高等教育進学率が 8 割以上に達し ており、大卒・専門大卒労働力の供給がやや過剰になっている点も、彼らの就職を難しくしている要 因となっている。

このように韓国の大卒・専門大卒者は近年かなり厳しい就職難に直面しているのであるが、日本とやや異なるのは、新卒直後に就職を果たさなくともその後の就職が大きく不利になることがないため、

⁴⁴ 同上報道資料。

⁴⁵ この点は、韓国職業能力開発院ファンギュヒ・チョンテファ研究委員とのインタビュー調査 (2012年2月実施) においても確認された。

⁴⁶ 韓国の若年労働市場に関する以下の叙述は基本的に有田伸 (2006)、朴昌明 (2009)、高安 (2011) に依拠している。

新卒時に希望するような就職機会を見つけられない場合、卒業(ないし留年)して「就職浪人」の道を選ぶ学生が多いという点である。韓国では全般的にホワイトカラー職と非ホワイトカラー職の間の職業威信格差が大きく、非ホワイトカラー職への就業に対しては忌避感が持たれる場合も多いことも、このような「就職浪人」を選択させやすくする背景要因となっている。

今日の韓国の若年労働市場は概して以上のような状況にあるため、専門大学卒業者の場合も、単に 学校において職業訓練をきちんと受けさえすればそれで就職先を容易に見つけられる、と期待するこ とはできない。むしろ次節において見るように、各大学はさまざまな経路を通じて卒業生の就職率を 高めようと努力を重ねているのが実情である。

.6.2 専門大学卒業者の就職状況

次に専門大卒者の具体的な就職状況を見ていこう。**図表 - 14** は、専門大学の卒業生が労働市場に 参入しはじめた 1980 年代前半以降の卒業生就職率⁴⁷を、4 年制大学との比較において男女別に示したものである。これを見ると、1980 年代前半までは専門大卒者よりも大卒者の方が就職率が高かったものの、それ以降 2000 年代半ばまでは専門大卒者の就職率の方が 10 数ポイント高くなっている。このような専門大学卒業生の就職率の高さに関しては、しばしば「専門大学は実務と直結した職業教育を行っており、企業側の評価も高いため」といった説明がなされがちであった。

図表 - 14 専门大子・大子卒業生の肌職率						
		専門大学		大学		
	合計	女子	男子	合計	女子	男子
1982	42.4%	39.8%	44.9%	72.3%	51.2%	83.6%
1985	52.9%	49.9%	56.6%	54.5%	31.7%	73.1%
1990	71.8%	68.2%	78.6%	55.0%	39.7%	65.1%
1995	74.2%	70.9%	79.3%	60.9%	50.0%	69.2%
2000	79.4%	78.2%	81.0%	56.0%	53.4%	58.6%
2005	83.5%	82.6%	84.6%	65.0%	62.3%	67.7%
2010	53.9%	53.4%	54.5%	50.7%	46.5%	54.6%

図表 - 14 専門大学・大学卒業生の就職率

(出所)「教育統計年報」各年版より作成

しかしこのような説明には一定の留保が必要である。韓国の専門大卒・大卒者の就職率データは、 日本の学校基本調査と同様、各学校に対する悉皆調査の結果に基づくものであり、基本的には各学校 レベルにおいて収集されたデータの集計である。しかし数年前、一部の大学において、就職先の決ま らない卒業生を自校においてアルバイトとして雇用するなどし、それによって就職率の水増しを図っ ていたなどの不正が明るみに出たため、2009年、教育科学技術部は就職率データ算出の厳格化方針を 打ち出した。具体的には、国民健康保険公団のデータベースに登録されている、職場を通じた医療保 険加入者(および海外就職者)のみを「就職者」として扱い、この国民健康保険公団データベースを 用いたり、直接卒業生に電話をかけるなどの抜き打ち検査を行うことで、大学側が報告する就職率デ ータが正しいものであるのかを確かめるという方針を示したのである。

これ以降、各大学が報告する卒業生就職率は大きく低下し、**図表 - 14** に見るように、2010 年には 専門大卒者の就職率が 53.9%、大卒者の就職率が 50.7%にまで下がっている。しかもこのような調査方

^{47 (}就職者数) / (卒業者数-進学者数-入隊者数)。

式の変化を受け、今日では専門大卒者の就職率は、大卒者のそれよりも3ポイント程度高い程度に過ぎない。専門大卒者の就職状況が、4年制大学卒者と比べて必ずしも良好なものではないことを示しているといえよう。

また、このような就職率算出基準の厳格化は、大学別、あるいは専攻別の就職率格差の存在を如実に示す結果となっている。前述の「大学アルリミ」を用いて大学別の就職率(2011年データ)をみると、140余りの全国専門大学の内、卒業生の就職率が80%を超える学校が5校、70%台の学校が13校あるのに対し、逆に低い方には10%台の学校が2校、20%台が1校、30%台の学校が2校存在している。

図表 - 15 専門大学卒業生の専攻別就職率

表	- 15 専門大学卒業生	の専攻別就職
	【総計】	58.8%
	<人文系列>	48.8%
	[言語・文学]	48.3%
	[人文科学]	52.3%
	<社会系列>	57.2%
	[経営・経済]	56.7%
	[法律]	57.9%
	[社会科学]	57.6%
	<教育系列>	77.1%
	[教育一般]	-
	[幼児教育]	77.7%
	[特殊教育]	62.8%
	<工学系列>	65.1%
	[建築]	60.8%
	[土木·都市]	65.6%
	[交通・運送]	66.6%
	[機械・勤続]	66.7%
	[電気・電子]	71.1%
	[精密・エネルギー]	54.7%
	[素材·材料]	58.9%
	[コンピュータ・通信]	63.2%
	[産業]	100.0%
	[化学工学]	62.7%
	[その他]	71.9%
	<自然系列>	53.2%
	[農林・水産]	37.5%
	[生物・化学・環境]	58.8%
	[生活科学]	53.0%
	[数学·物理·天文·地理]	52.4%
	<医薬系列>	71.5%
		76.8%
	[治療・保健]	68.6%
	<芸術体育系列>	41.7%
	[デザイン]	44.8%
	[応用芸術]	40.6%
	[舞踊·体育]	44.0%
	[美術・造形]	41.6%
	[演劇・映画]	35.9%
	[音楽]	26.4%

(出所)「教育統計年報」2011年版より作成。

このような大学間での就職率のばらつきの一部は、専攻領域間での就職率格差にその要因を帰することができる。学科の専攻領域別⁴⁸に 2011 年卒業生の就職率を示したものが**図表 - 15** であるが、

これを見ると幼児教育学科などを含む「教育系列」の就職率が77.1%ともっとも高く、その次に看護学科などを含む「医薬系列」が71.5%となっている。これらの分野は、教員免許や看護師免許など、就職のために国家資格が要される領域であり、これらの資格を取得できる学科の就職率は、他の学科に比べて非常に高いことがわかる。

これらに続くのが「工学系列」の 65.1%である。その中でも「電気・電子」学科の就職率は 7 割を超えている。これに対し「人文系列」や「芸術体育系列」の就職率は 4 割台となっており、これらの学科の卒業生が比較的不人気であることがわかる。専門大学の目的が「実務と直結した職業教育」にある以上、分野毎のマンパワー需要状況に応じて、専攻分野別に就職率のばらつきが生じてしまうのはある程度致し方ない事実と捉えるべきであるのかもしれない。

.7 事例を通じてみる韓国専門大学の職業教育

本節では、2012年2月6日~7日に行った現地調査において得られたデータに基づき、個別事例を通して韓国専門大学の特徴を述べる。現地調査では、東洋未来大学、新丘大学という二つの専門大学を訪問し、担当者にインタビュー調査を行った。調査対象とした東洋未来大学、新丘大学の概要は図表 —16の通りである。

	東洋未来大学	新丘大学
設立年	1939 年	1974 年
入学者定員49	2,297 人	2,688 人
入学志願倍率	11.8 倍	12.5 倍
就職状況	就職率 70.0%、進学率 6.0%	就職率 56.7%、進学率 2.4%
インタビュー対象者	・産学協力処長	• 教務処長
	・教務副処長	・教務戦略チーム長
	・国際協力処長	・産学協力チーム長

図表 -16 現地調査における調査対象大学の概要

.7.1 専門大学の学科

.7.1.1 専門大学における学科編成

.3でもみたように、専門大学はその前身が工学系教育に重点を置く専門学校であったため工学系の学科が一定の比率を占めるが、今日では工学系以外の学科の比重も大きい。

今回訪問した 2 校の学科編成は**図表** -17・図表 18 の通りである。東洋未来大学は工業系の分野が充実しており、卒業後はエンジニアなど技術系の就職を目指す学生が多く、他方、新丘大学はデ

⁴⁸ 専攻領域の分類は**図表 - 4** と同一のものである。

⁴⁹ 入学者定員、入学者志願倍率、就職状況のデータはすべて 2011 年度のもの。

ザインや保育など様々な分野の学科を設置する総合専門大学のため、多くの学生がサービス業に就職 している。

コンピューター & 情報分野 機械工学分野 ロボット分野 電気工学分野 デザイン分野 経営分野 ビジネス インテリアデザイ オートーメーショ ソフトウェア 機械工学科 機械システム科 ン科 ビジュアルコミュ ンシステム科 工学科 管理科 インターネット情 流通マーケ 機械デザイン科 ロボット科 情報電子科 ニケーションデザ イン科 報科 ティング科 会計·税務 半導体電子科 学科 情報コミュニケー 観光経営学科 <u>ション科</u> イービジネス 科

図表 -17 東洋未来大学の学科編成

図表 18 新丘大学の学科編成

工業デザイン分野	生活&自然科 学分野	社会福祉分野	実践ビジネス分 野	医療科学分野	空間デザイン 分野
ビジュアルコミュニ ケーション デザイン科	環境&景観 建築科	保育科	グローバル ビジネス管理科	理学療法科	建築情報科
布地 & 服飾コー ディネート学科	応用植物科学 科	食物栄養科	会計·税務学科	放射線技術科	地理情報科
ファッション デザイン科	動物科学科	幼児教育科	観光英語学科	歯科技術科	インテリア 建築科
カラーデザイン科			ビジネス中国語 科	歯科衛生科	

いずれの専門大学も2年制課程と3年制課程を持ち(学科によって異なる)、所定の単位を取得して課程を修了することで専門学士の学位が得られる。例えば東洋未来大学では、2年制課程で80単位、3年制課程で120単位を習得することが卒業の要件となっている。これらの必要単位には一般教養科目50の単位も含まれており、職業教育に特化した専門大学といえども教養科目の履修が求められていることがわかる。

.7.1.2 学科の再編・新設

前述の通り、専門大学の総定員はその他の教育機関と同じく政府によって厳しく定められているが、 その定員の中であれば学科単位での定員の変更は自由⁵¹であり、各専門大学の判断でフレキシブルに学 科の再編を行うことができる。今回訪問した二校とも、毎年のように学科の再編・新設を行なってい た。

東洋未来大学の担当者の話では、政府からの補助金も学科再編の大きな原動力となっているということであった。政府のマンパワー供給政策により、ある特定の分野の学科を持つ専門大学に補助金が出されることがしばしばある。東洋未来大学では、補助金をより多く受けるために既存学科の定員を

 50 2 年制課程では卒業要件の 80 単位のうち 12 単位が、3 年制課程では 120 単位のうち 18 単位が一般教養科目の枠で取得しなければならない単位数である。また、学科によって異なるが、最低 $54\sim90$ 単位を主専攻分野の科目において修得しなければならない。

⁵¹ これも .2で述べた通りだが、看護や幼児教育といった国家のマンパワー供給政策に沿うことが強く求められている一部学科については、自由に設置することが認められていない。

減らし、その分を補助金対象となる新しい学科の定員に回しているという。

また、新丘大学では学生の選好する学科の定員を増やし、逆にそうではない学科の定員は徐々に減らしている。このように、学生のニーズに合わせて学科を「淘汰」することで、入学定員の充足を図っているのである。また学科を新設する際には、その1~2年前から就職市場や学生ニーズのトレンドを読むためのタスクフォースを結成して、今後どのような職業が有望かを予測、それに基づいて新しい学科を設置する。大学職員だけでなく、実際に教壇に立つ教員がこのタスクフォースに参加することもあるという。

つまり、韓国専門大学の学科編成は、一つには政府からの財政援助を受けるため、そしてもう一つには学生のニーズに応えるため(こちらも結果的には、定員充足率という形で政府からの財政支援につながっている)という二つの理由により、頻繁にその見直し・再編が行われている。韓国政府は、補助金という形で専門大学における学科編成をコントロールし、分野ごとにマンパワーの需給調整を図っていると言えよう。

.7.2 カリキュラムの開発

職業に結びついた実践的な教育を行う専門大学では、様々な場面で産業界との連携が図られており、その一つがカリキュラムの開発である。学科編成と同じく、トータルの単位数や授業数など最低限の規制はあるものの、カリキュラムの中身については基本的に専門大学が自由に決定することができる。東洋未来大学・新丘大学のいずれも DACUM⁵²という手法を用いて企業と協働でカリキュラムを作成しているとのことだった。

東洋未来大学は工業系の分野が中心のため、カリキュラム開発の際は企業からエンジニアを招き、どのようなカリキュラムを開発していくべきかについて議論を重ねている。すでに提携している企業から招聘することが多いが、これまで協力関係になかった企業にオファーし、そこから関係をつくっていくこともある。また、企業からの要求に応える形でカリキュラムを編成する「注文式教育」53も行われており、例えばある大手電機メーカーは、協定を締結している東洋未来大学及びその他4校程度の専門大学に対して特定の科目の設置を要求しており、その科目を履修した卒業生のみが入社できる枠を設けている。専門大学側は多くの学生が就職を希望するそのメーカーの要求に応えた科目を設置することによって、就職率の向上をねらう。

新丘大学はサービス系の学科が中心のため提携先企業には中小企業が多いが、それでも新しくカリキュラムを開発する際には、産業界から実務家 8~10 人程度を招いてのディスカッションを必ず行なっている。学科ごとに目標とする職業が異なるため、その職業一つ一つに対してその職に就くために必要な科目は何か、その科目の受講に先立ってどのような基礎知識を得ておく必要があるか、等について実務家に自由な意見を述べてもらうのだという。さらに、新丘大学ではカリキュラムのみならずオリジナル教材も現場の実務家と協同で開発している。4年制大学で用いられている教科書は理論的で、実務中心の専門大学の教育にはなじまない面があるため、教材や e ラーニングのコンテンツをオリジナルで開発するとのことだった。図表 -18 に見られるように、毎年多くの教材を開発している。

-

⁵² DACUM (Developing a Curriculum) の詳細については http://www.dacum.org/ を参照のこと。

^{53 . 2.3}参照。

図表 -18 カリキュラム・教材の開発実績および計画(新丘大学)

	カリキュラム	教材	e ラーニング コンテンツ
2008	6	1	21
2009	14	15	10
2010	3	28	11
2011	5	7	4

.7.3 専門大学の教員

専門大学の教員について、「大学設立・運営規程」及び「高等教育法」による規定と、全国専門大学の学位別教員数、個別大学における教員構成は .4で述べたところであるが、本項では現地調査において訪問した二校の教員採用基準や構成について見ていこう。

東洋未来大学では、教員の採用要件は修士以上の学位を持つ者、あるいは15年以上の実務経験がある者とされている。実際に15年以上の実務経験(企業勤務経験)を持つ教員は7人程度にとどまるが、全教員のほぼ全員(90%以上)が何らかの実務経験を持っている。前述の通り、産業界の需要等に応じて学科編成及びカリキュラムを柔軟に変更しているため、その都度新規に専任教員を採用するのは難しい。そこで、「事業体兼任教授制度」と呼ばれる枠組みを用いて、民間企業に勤務する実務家を兼任教員として多く活用している。専門大学では満たすべき教員数の2分の1まで兼任教員として採用することができるが、実際に東洋未来大学では常勤の専任教員が163人に対して兼任教員が138人であり、全教員に占める兼任教員の割合が大きいことがわかる54。「事業体兼任教授制度」の下では、兼任教員は各企業に籍を置いたまま非常勤で講義を担当する。兼任教員は実習よりも講義を担当することが多く、講義の中で教科書の内容に加えて自らの経験を学生たちに伝えることを求められている。兼任教員の中には教育経験がないためにうまく講義を行うことができない者もいるが、学生による授業評価の成績が悪い教員については辞めてもらうことで、質を担保しているという。

一方、新丘大学では実務経験(企業勤務経験)を 3 年以上持つ者を教員として採用している。毎年のように学科再編が行われるが、その際は廃止される学科の教員を辞めさせるのではなく周辺分野の学科に異動させることで対応しており、また教員自らが学科再編のためのタスクフォースを結成して複数の学科の統廃合を進めて統合先の学科の教員となることもあるという。家族会社(後述)の開拓実績も教員の評価項目の一つであり、特にノルマが定められているわけではないものの、どの教員も家族会社の開拓に熱心に取り組んでいる。新丘大学では教員の研修に力を入れており、採用後 1 年次から 20 年次までの教員が受けるべき研修を定めた「教育ロードマップ」を作成して計画的に研修を行うととともに、毎年夏休みに 10~15 名の教員を米国の大学へ派遣し、教授法・教材開発について研修を受けさせているという。加えて、教員の研究力量を強化するため、専攻分野の研究活動支援(一定レベル以上の学術雑誌にその成果が掲載されることが条件とされる)も行っている。

専門大学では、4年制大学に比べ多くの兼任教員を採用できることもあり、実業界で働く人々が兼任教員として多数教鞭をとっている。これは、実践的な職業教育を担う教育機関としてその教育内容を常に現場とリンクさせておくためでもあり、また政府のマンパワー供給政策や学生のニーズによって

⁵⁴ 現地調査(2012年2月6日)の際に提供を受けた資料より。

年々変わる学科編成、カリキュラムに対応するためでもあるだろう。兼任教員は専任教員に比べて教育経験に乏しい場合もあるが、学生からの授業評価を行うことで教育の質の確保が図られている。また専任教員に対しても、計画的な研修など教授力強化のための取組が行われ、学科再編の際も柔軟に対応できるよう体制が工夫されている。

.7.4 実習(インターンシップ)

職業に直結した実践的な教育を担う専門大学であるが、その大きな特徴として、産学連携による実習 (インターンシップ) プログラムが用意されている。

東洋未来大学では夏休み・冬休みといった長期期間中に 2~4週間程度のインターンシップを行っている。以前は一ヶ月程度のインターンシップが主流だったが、近年その期間が短くなってきているという。現在 400 程度の企業と提携しており、提携先の企業がインターンシップの受け入れ先となる。インターンシップには、学生が自らを売り込む「営業」の側面もあり、インターンシップがそのまま就職に結びつくケースもある。インターンシップの受け入れ先となる提携企業の新規開拓も専任教員の重要な役割の一つとなっており、教員一人あたり5社以上の企業を訪問するよう求められている。

新丘大学では提携している企業は「家族会社⁵⁵」と呼ばれており、前述の「注文式教育」やカリキュラム開発など様々な面で連携している。インターンシップの受け入れもその一つである。東洋未来大学が工業系の分野を中心としているのに対し、新丘大学ではサービス系が中心のため、提携先の「家族会社」もサービス業の中小企業が多い。新丘大学では夏と秋にインターンシップを行っており、そのうち夏のインターンシップは必修である。学生の中には専攻分野と関連のない職種・企業への就職を希望する者もいるが、インターンシップは専攻分野と関連のある職種・企業において行わなければならないとされている。

現場で即戦力となる人材を育成するため、専門大学の教育プログラムにおいてインターンシップは不可欠なものとなっている。インターンシップは長期休暇期間中などに数週間にわたって行われることが多く、受け入れ先の企業にとっても一定の負担となると考えられるが、専門大学と各企業は、インターンシップの受け入れだけではなく、学科の新設やカリキュラムの開発、就職支援(後述)など様々な面で協力関係にある。学校推薦による優秀な人材の採用や専門大学による企業支援⁵⁶など、企業側にとってもメリットのある仕組みとなっており、それがインターンシップ受け入れ先企業の確保を可能にしていると考えられるだろう。但し企業の新規開拓は常に必要であり、専門大学では教員もその役割⁵⁷を担っている。

.7.5 就職支援

. 6でみたように、2010 年度における専門大学卒業生の就職率は平均 53.9%であり、4 年制大学卒

_

⁵⁵ 新丘大学における「家族会社」とは「注文式教育」や学生が就職する際の推薦枠の提供などを行なう、大学と継続的な関係を築いている企業を指す。厳密な定義がないため正確な数は不明であるが、1900 社を超える企業が「家族会社」であるという。サービス系の企業が中心のため、「家族会社」の多くは地域の中小企業である。

⁵⁶ 新丘大学では産学連携の一貫として、大学が「家族会社」の「ドクター」として長期契約を結び、企業(特に地域の中小企業)が抱える問題に対してコンサルティングを行なっている(現地調査(2012年2月7日)に提供を受けた資料より)。

 $^{^{57}}$ 前に述べたとおり、東洋未来大学では教員一人あたり 5 社以上の企業を訪問しなければならず、新丘大学では ノルマはないが、企業開拓実績が教員評価の項目に含まれている。

業生の就職率をおよそ 3 ポイント上回る程度である。また、大学間および専攻領域間の就職率には大きな差が見受けられる。近年、韓国の労働市場は流動性を高めており、実践的な教育を行う専門大学の卒業生といえども、その就職状況は厳しいものと言える。そこで、専門大学では卒業生の就職支援のため、様々な施策を行なっている。

東洋未来大学の就職率 (2011 年度) は 70.0%であり、その就職率は全国的に見てかなりの高水準⁵⁸に位置している。400 あまりの提携企業および教員が個人的なネットワークを有している企業へは毎年学校推薦者を出しているが、学校推薦を受けたからといって全員が採用されるわけではない。また、推薦先は中小企業が多いため、より規模の大きな企業への就職を目指して推薦ではなく直接応募という方法を採る学生も多い。また韓国では待遇の良い大企業ホワイトカラー職を選好する若者が多く、東洋未来大学の学生も例外ではないが、大企業への就職は毎年全卒業生の 1 割程度である。大学側は学生たちに「中小企業に就職したほうがやりたい仕事ができ、また起業もしやすい」と中小企業への就職を勧めているという。

さらに東洋未来大学では、就職支援の一貫として年に一度学生に適性検査を施し、どのような職業が向いているかについてアドバイスをしている。また、学生に夢を抱かせようと、会社の CEO など仕事上成功している卒業生を招聘して特別講義・講演を行なっている。1 学年 2,000 名を超える大規模校であるが、学科の中は学生 30~40 名の「班」に分けられており、そこに 1 名ずつ指導教授(担任)がつくことで、きめ細やかな学生指導・就職支援が目指されている。

一方、新丘大学での就職率(2011 年度)は 56.7%で全国平均をおよそ 3 ポイント上回っている。卒業生の 7 割程度が自分の専攻と関連した分野の企業に就職するが、そのさらに 6~7 割の学生が「家族会社」に学校推薦によって就職している⁵⁹。しかしそれでも近年の雇用情勢は厳しく、また就職できたとしても雇用の質は不安定になっているため、新丘大学では起業もひとつの就業であるとの考えのもとに、起業サークルへの支援や学内でのビジネスコンテスト⁶⁰など、起業家マインド育成のための試みも行われている。また新丘大学にも東洋未来大学と同様に指導教員の制度があり、心理検査・相談・キャリアデザイン等の就職活動支援を一括して行なっているほか、就職関連の支援部署、教育室、相談室および情報検索室をワンストップで利用できるよう空間づくりを工夫している。さらに、情報処理やコンピューター関連の資格取得を目的とした講座や資格試験受験料の補助など、専攻分野以外のスキルアップ支援も行なっている。

このように、各専門大学では職業に結びついたカリキュラムを提供するだけではなく、提携企業の 開拓や適性検査等の就職支援、マッチングなど様々な取組を行なっている。また、学生が選好する大 企業ホワイトカラー職への就職支援にとどまらず、中小企業への就職や起業を推奨し、需給ミスマッ チを解消しようとしている点は特徴的であると言えるだろう。

.7.6 専門大学と4年制大学

前に述べたように、専門大学をめぐる近年の動向として、「学士学位専攻深化課程」の導入により専門大学と4年制大学の区別が曖昧になっているという問題が指摘されることがある。現地調査で訪問

58 需要の大きい工業系分野の卒業生が多いことも、その高い就職率を維持する一つの要因であると考えられる。

⁵⁹ 「家族会社」1 社あたり毎年 1~2 名が就職している。

⁶⁰ あるアイテムに関して起業プランを学内から募集し、一番良いアイディアを出した学生グループに1年間のオフィスと2000万ウォンの資金援助を行なっている。

した二校はいずれも、専門大学と4年制大学の区別について、前者は職業教育を担う機関で後者は「学問」を修めたいと考える学生が通う機関であるとしながらも、近年は後者が就職率向上のために職業教育の領域に参入し、境界が曖昧になってきていると述べていた。専門大学と4年制大学における区別の曖昧化は、修業年限や取得できる学位だけではなく、それぞれが担う教育の方向性に関しても生じつつあると言えるだろう。

しかし、この区別の曖昧化は専門大学にとって必ずしもネガティブなものと捉えられているわけではない。東洋未来大学はソウル近郊に位置するが、やや遠方に位置する4年制大学と競合関係にある。地域の高校生は東洋未来大学と遠方の4年制大学のどちらに入学するかを悩み、就職先を確実に見つけたいと考える学生は東洋未来大学に入学するケースが多いとのことだった。また新丘大学では、専門大学と4年制大学の区別の曖昧化によって、これまで確固として存在してきた専門大学卒業生と4年制大学卒業生との処遇格差が改善されるのではないかと期待する意見も聞かれた。

東洋未来大学も新丘大学もソウル近郊に位置し、政府からの補助金を多く受けている「有力」専門大学であることには留意が必要であるが、いずれにしても専門大学と 4 年制大学は(正確に言うならば、ソウルに所在する「有力」専門大学とソウル以外に所在する中堅以下 4 年制大学は)競合関係にあり、その区別の曖昧化によって競合はより激化していく可能性が高いと考えられる。

<参考文献·資料>

有田伸(2006)『韓国の教育と社会階層』東京大学出版会

李義圭 (2011)「韓国の職業教育訓練と教員・指導員の養成」職業能力開発大学校編『諸外国における職業 教育訓練を担う教員・指導員の養成に関する研究』職業能力開発大学校

韓国教育開発院『OECD 教育指標:2007年版』韓国教育開発院

韓国教育科学技術部(2008)「生涯教育振興基本計画(2008-2012)」韓国教育科学技術部

朴昌明(2009)「韓国における若年層の失業・未就業問題」『駿河大学論叢』38:123-144

高安雄一(2011)「大学は出たけれど…人気企業どころか4割が非正規職に」『日経ビジネス(オンライン記事)』(2011年4月11日付)

馬越徹(2010)『韓国大学改革のダイナミズム—ワールドクラス(WUC)への挑戦』東信堂

渡辺達雄(2005)「大学と産業界の関係に関する一考察」広田照幸編『近代化過程における産業・労働政策と整合・葛藤に関する比較社会学的考察』(科学研究費補助金研究成果報告書)。

- イジュホ ()・イヨン ()・キムスンボ ()・イヘヨン () (2002)『専門大学市場構造の変化と政策課題』韓国職業能力開発院
- チョンチャンギ () (2006)「学会の提言―専門大学の危機をどのように克服するか」『大韓土木学会 誌』54 (11):9-15.
- カンギョンジョン () ほか (2000) 『専門大学注文式教育発展方案』韓国職業能力開発院
- イテヒョン () (1992) 「大学における助教は教員か小使いか (・・,・・・・フナ)」『月刊マル ()』10:150-153。
- ペクソンジュン・ユンヒョンハン () (2010)『専門大学革新の成功要因』韓国職業能力開発院。

第章

フィンランド

要約

<教育体系の中での職業教育提供機関>

- フィンランドでは、後期中等教育段階から普通教育系と職業教育系とに教育体系が分岐する。
- 後期中等教育のうち、普通教育は「ルキオ(普通高校)」にて、職業教育は「職業学校」にて提供される。前者は大学入学資格を、後者は基礎職業資格を取得することを目的としている。
- 高等教育は、学術志向の「大学」および職業志向の「専門大学 (AMK)」にて提供される。 AMK 法のみならず OECD 等の国際的な指標においても、両教育機関は大学型の高等教育 機関と位置づけられている。

<職業学校・AMK・大学で養成される人材像>

- 基本的な考え方として、各教育機関で養成される人材は「職業学校=現場型ブルーカラーとしての人材」、「AMK=現場型でありつつマネジャー的職務に従事する人材」、「大学=汎用的なスキルが要求されるゼネラリスト的な職務に従事する人材」とされており、その人材像が区分されている。
- ただし、工学分野や経営学分野については、AMK 卒業者と大学卒業者が担当する職務が必ずしも明確に区分されておらず、ジョブマーケットが一部重複している。

< AMKの学位制度・教育分野>

- AMK は学士と修士の二段階の学位制度を有しているが、学修期間および取得すべき単位数は大学と、また、AMK で提供される教育分野によって異なっている。
- 具体的には、学士課程では 3.5~4 年間で 210~240 単位、修士課程では 1~1.5 年間で 60~90 単位を取得することが求められており、学士と修士を合わせ 5 年間で 300 単位となるよう に設計されている。この合計学修期間および単位数は、大学のそれと同じである。
- 提供される教育分野は「①人文科学・教育学」、「②文化」、「③社会科学・経営」、「④自然科学」、「⑤工学・通信・運輸」、「⑥自然資源・環境」、「⑦社会福祉・保健・スポーツ」、「⑧観光・ケータリング・サービス」の8分野である。

< A M K の学生 >

- AMK の受験資格は「大学入学資格試験に合格している者」、「基礎職業資格もしくは同等の 資格を持つ者」等であり、選抜方法は各 AMK に一任されている。
- 現在、約13万人の学生(学士課程)が在籍しており、このうち半数以上の学生が在職者である。また、年間約2万人が学士課程を、約200人が修士課程を修了している。
- 分野別学生数は「工学・通信・運輸」が最も多く、「社会福祉・保健・スポーツ」、「社会科学・経営」がこれに続く。

< AMKの教員>

- 職業教育を提供する教員の区分として「主任講師」と「講師」がある。AMK 法では、各 AMK に主任講師ならびに講師を配置しなければならないこと、非常勤講師や客員講師を配置できること、が規定されている。
- 教員の資格要件も AMK 法により規定されており、主任講師には「①博士号もしくはリセンシアート(いずれも博士課程後期において取得可能な学位)の取得」、「②当該分野における 3 年以上の職務経験」、「③教職課程の履修」の三つの条件が課されている。ただし、修士号しか有していない場合でも、同等の実績を持つ者については例外的に認められる。
- 講師の資格要件も同法に規定されており、博士号やリセンシアートの取得は求められていないものの、「①修士号」、「②当該分野における3年以上の職務経験」、「③教職課程の履修」は必須である。
- AMK は職業志向・実践志向であることなどから、実務の経験が求められることに加え、すべての教員に教育学的素養を求めている点は大学教員とは異なるところである。

< AMKのカリキュラム編成に係る産学連携実施状況>

- 学士課程については、①基礎科目・専門科目、②選択科目、③実習、④論文から、修士課程については、①上級専門科目、②選択科目、③論文から、カリキュラムが構成される
- カリキュラム内容は、国レベルで定められた基準はあるものの、これに基づいて地方カリキュラムや学校カリキュラムを編成することができることから、各 AMK は学内に委員会等を設置し、検討している。
- この際には、「産業界が求める能力・知識・技術を身に付けることができるよう、商工会、 金融保険セクターをはじめとする産業界の代表者などを委員に含んだ会議体を設置」した り、「インターンシップ時や企業との共同研究時等に、現場の管理者・労働者等から産業界 で求められる知識・技能・技術について直接の意見や、AMKで学生に身に付けさせてほし い知識・技能・技術等のニーズを把握」したりしている。

< AMK卒業者の就職状況>

- 近年、フィンランドでは学生の就職状況が芳しくない状況が続いているものの、AMK 卒業 生は比較的高い就職率を維持しているとされている。
- 2003 年~2007 年に AMK 学士号を取得した者の、2007 年時点における就業状況をみると、 全分野を通じて 83.5%が就職、2.4%が起業・自営、4.1%が進学、4.5%が無職であり、概ね 良好な就職状況にあると言える。
- なお、近年は大学卒業者の就職が厳しいこともあり、大学卒業後に AMK へ入学する者も増加している。

.1 はじめに

本稿は、フィンランドの後期中等教育後の教育機関における職業教育に焦点を当て、その概要とともに、そこで提供されている教育の現状について明らかにすることを目的とするものである。「後期中等教育後の教育機関」をフィンランドの文脈に照らした場合、高等教育機関である専門大学(AMK: Ammattikorkeakoulu)と成人教育機関がその対象となり得るが、本稿では、このうち、前者の AMK を中心に取り上げる。

.2 教育制度

.2.1 教育制度の概要

図表 - 1 フィンランドの学校教育体系 博士課程 (リセンシアート課程) 5__ AMK大学院課程 修士課程 就労経験 (修士相当) 4 4 学士課程 2 AMK 学士課程 **与別専門職業学校** 1 大学 AMK(専門大学) 就労経験 上級職業専門学校 高等学校 職業学校 2 徒弟制度@職場 ΟP 9 8 7 6 _ 5 基礎学校 4 3 2 _ 1 就学前教育

46

図表 -1 が示しているように、フィンランドの学校教育体系の構造はシンプルである。特に義務教育は、誰もが同じ学校で学ぶという、「総合制学校」の理念に基づいた単線型の教育制度である。基礎学校は、かつては初等教育段階と前期中等教育段階(小学校・中学校)に分かれていたが、1998年の基礎教育法(Perusopetuslaki)改正により、制度上、いわゆる小中一貫型の教育機関となった。

続く、後期中等教育段階以降は、普通教育系と職業教育系とに分岐している。普通教育はルキオ(Lukio:普通高校)で、職業教育は職業学校(Ammattikoulu)において提供されている。ルキオは、主に進学希望者を対象としており、課程を修了することと試験に合格し大学入学資格(Ylioppilastutkinto)を得ることが目標となる。一方、職業学校は、教育課程を修了することにより基礎職業資格(Ammattilliset perustutkinnot)を得ることを目的としている。

なお、フィンランドの教育段階間の移行(接続)は、他国に比べ比較的統制されている。たとえば、基礎教育段階から後期中等教育段階の移行に際して、ルキオ(普通高校)への進学を目指す場合、一般に、評定平均値が7.0(4-10の7段階評価。5段階評価の3相当)以上であることが求められる。また、大学への進学についても、大学入学資格試験に好成績で合格することだけでなく、大学が個別に実施する試験に合格することも求められる。大学の入学志願者は多いことから、毎年、希望者の3分の1程度しか進学できない状況である。

児童・生徒数/学生数 機関数 基礎学校(特別支援学校含) 538.193 3.097 ルキオ (普通高校) 112,283 397 職業学校 142,799 148 AMK 144,639 28 大学 168,343 20

図表 - 2 教育段階別児童・生徒・学生数および機関数(2009年)

(資料) Finnish National Board of Education (2011), p.27.

.2.2 後期中等教育における職業教育~職業学校~

.2.2.1 概要

職業教育が提供されるのは、後期中等教育段階からである。後期中等教育段階の職業教育は「初期職業教育」に位置づけられ、提供する機関には総称として「職業学校」(ammattikoulu:アンマッテイコウル)という機関名が用いられている。かつては機関の種類も多様であったが、1999年の職業教育法施行以降は統一されている。これはまた、機関の大規模化・多分野化を伴うものであったため、現在では多くの職業学校が総合型で、複数キャンパスを持つ。たとえば、ヘルシンキ近郊のヴァンター市にあるヴァリア職業学校(Varia)には四つのキャンパスで、エスポー市にあるオムニア職業学校(Omnia)には九つのキャンパスがあり、いずれも六つの分野の教育プログラムを提供している。

職業学校は、私立、自治体立あるいは自治体連合立である。近年、公立(自治体立や自治体

連合立)学校の統合が進んでいるため、機関数は私立が最も多いが、比較的小規模の学校が多いため、1機関当たりの生徒数では公立が私立を上回る(図表 -3参照)。なお、先述のヴァリア職業学校はヴァンター市立の学校であり、オムニア職業学校はエスポー圏の自治体連合立の学校である。

図表 - 3 職業学校の設置形態別学校数・生徒数(2010年)

	機関数	生徒数	生徒数/機関
私立 (民間・財団)	87	29,999	345
自治体	15	24,578	1,639
自治体連合	39	93,682	2,402
	142	148,395	1,045

(注) 生徒数には、基礎職業資格の取得を目指す成人コースの生徒も含んでいる。

(資料) Kumpulainen (2011), p.151.

国家教育委員会 (NBE, 2011; p.11) によると、職業学校の入学者は毎年 5 万人程度であるという。生徒は必ずしも基礎学校を卒業したばかりの生徒というわけではない。実際、2008 年の統計では、職業学校入学者の 50%が基礎学校からの直接進学者、14%がルキオ(普通学校)の卒業者、24%が既にいずれかの基礎職業資格を取得している生徒、12%が大学もしくは AMK の卒業生であり、新入生の 18%が 20 歳以上であった⁶¹。このことからも明らかであるように、職業学校は基礎学校卒業したばかりの者だけでなく、基礎職業資格取得を目指す、あらゆる世代の生徒に対して教育を提供している。

.2.2.2 教育課程と取得資格

後期中等教育段階で取得する資格は「基礎職業資格」と呼ばれ、現在8分野52種類ある。この8分野は具体的には以下から構成され、職業資格の段階を問わず職業教育に共通して設定されているものである。

- ④ 人文科学・教育学
- ⑤ 文化
- ⑥ 社会科学・経営
- ⑦ 自然科学
- ⑧ 工学・通信・運輸
- ⑨ 自然資源・環境
- ⑩ 社会福祉・保健・スポーツ
- ① 観光・ケータリング・サービス

61 http://www.education.gouv.fr/cid217/la-formation-tout-au-long-de-la-vie.html#l-etat

48

教育課程における卒業要件単位は 120 単位であり⁶²、これは 3 年間のフルタイム学習に相当する(1 年間 40 単位)。その内訳は、専門科目 90 単位、基礎科目 20 単位、選択科目 10 単位であり、専門科目には最低半年間の実習(無給)20 単位が含まれている。かつては基礎職業資格を得るために必要な学修期間は統一されていなかったが、2001 年よりすべての教育課程が 3 年間のフルタイム学習相当のものとされている(NBE, 2001; p.78)。ただし、ルキオ(高等学校)卒業者の場合、共通科目の履修が免除されるため、2 年相当のプログラムとなる。

職業学校の教育課程基準は、国家教育委員会が職業資格別に定めている。その編成に当たっては、国家教育委員会の他、雇用主団体、各分野の組合、教員組合、生徒組合など、関係団体が参加する。これに基づき、地方カリキュラム、学校カリキュラム、生徒個人の学習計画(カリキュラム)などが作成される。これらは学校設置者によって作成され、そのプロセスには産業界の代表なども関わっている。

また、上記のような職業学校における学習を前提とするプログラム以外でも、後期中等教育 段階の職業教育を受けることが可能である。「学習契約(Oppisopimus)」と呼ばれる制度はその 一例である。「見習い制度」とも呼ばれるこの学習形態は、職場における学習を中心とするもの であり、この学習が教育課程全体の 70~80%を占める。学校および職場と学習契約を結び、8 割程度の給料を得ながら学習を進める。フィンランド統計局(Tilastokeskus)の 2010 年の統計 では、学習契約方式で学ぶ生徒 59,700 人のうち、39%が基礎職業資格を目指すプログラムに在 籍しているという。

上記のように、後期中等教育段階の職業教育を提供する機関の多くは、教育段階(後期中等 教育段階、中等後教育段階)や学習形態(学校方式、見習い制度)、対象(伝統型学生、成人) 等の点において多様なプログラムを多角的に展開している。

.2.2.3 教員

職業学校にて職業教育を担当する教員は、一般に「職業教育教員」と呼ばれる。教育職員資格法施行規則⁶³によると、職業教員資格を得るためには、以下の4点が求められる。

- ① 高等教育機関で学位を取得していること
- ② 教職課程を履修していること(1年間のフルタイム学習(1,600時間)相当:現在の単位基準では60単位(opintopiste)、ボローニャ・プロセス以前の単位基準では40単位(opintoviikko))
- ③ 当該(担当)分野における3年以上の職務経験
- ④ (必要に応じて) 関連する資格の取得

2008年の統計では、72%の教員がこれらの資格を満たしている (FNBE, 2011; p.22)。資格要件

⁶² Opetusministeriön asetus ammatillisista perustutkinnoista, 1.3.2001/216.

⁶³ Asetus opetustoimen henkilöstön kelpoisuusvaatimuksista 14.12.1998/986.

を満たしていない教員の多くは、教職課程の未履修によるものである。

職業教育教員になる道はいくつかあるが、職業教育教員養成課程が置かれているのは AMK である。ここで学習し、AMK 学士号を取得することにより教員資格を得ることができる。一般の教員同様、職業教員養成課程も人気が高く、入学を許されるのは志願者の 35~40%程度である。

また、職業学校で基礎科目(いわゆる主要教科)を教える教員については、一般の教科担当 教員の資格と同様の下記要件が規定されている。

- ① 修士号を取得していること(担当科目に関するコースを120単位以上、その他担当可能な教科に関するコースなどを60単位以上)
- ② 60単位相当の教職課程を履修していること

職業教育教員には、国は権利として年3日の研修を保障している。定められた期間は必ずしも長くないが、年間2日である一般の教員(基礎学校やルキオで教えている教員)と比較すると長い。これは、社会変化への対応を求められる職業教育教員の職務の特殊性に鑑みたものである。こうした問題意識は各機関も有しており、独自に長期の研修機会を提供したり、場を設けたりしているところも見られる。たとえば、ヴァリア職業学校では、教員に対し5年ごとに2か月間の職場実習を求めるなど、現場との連携等も含め、教員の職能開発を支援する取組を行っている。

.2.2.4 近年における職業教育人気

かつて人気が低迷した時期もあった職業教育であるが、近年は人気を取り戻している。2004年の統計では、基礎学校を卒業した生徒の55%がルキオ(普通高校)に進学するのに対し、職業学校に進学した生徒の割合は37%であった(Kumpulainen,2005)。それが、2010年には、ルキオ進学者が50.4%、職業学校進学者が40.7%へと変化している⁶⁴。

職業教育人気が再燃している要因のひとつとして、後期中等教育制度の弾力化がある。前述の通り、後期中等教育は普通教育と職業教育という二つのセクターから構成されている。かつて各セクターは独立性が高く、相互交流はほとんどなされてこなかった。こうした状況に変化が訪れたのは、1980年代以降のことである。この時期に進められた後期中等教育改革の結果として進められた制度の弾力化が、両者間の交流や連携を広げている。それは、たとえば、異学校種であっても開講科目を相互に履修しあうことが可能となったり、職業学校の中に職業資格の取得とともに大学入学資格試験の合格を目指すコースが設置されたり、といった試みである。

特に近年人気が高まっているのが、二重資格 (Kaksoistutkinnot) と呼ばれる制度である。「職業高校」 (ammattilukio) とも称されるこの制度は、職業学校に通いながら、教育課程の一部を

-

⁶⁴ Tilastokeskus: http://www.tilastokeskus.fi

ルキオの必修科目に代えて履修することで、大学入学資格と基礎職業資格双方の取得を目指すものである。卒業までに3~4年かかるため、職業学校の標準修業年限である3年より長くなるが、進路選択の幅を広げることから人気が徐々に高まっている。さらに、職業学校とルキオ双方の教育課程を完全に履修することで、基礎職業資格、大学入学資格、ルキオの修了証(卒業証書)の三つを取得する三重資格(kolmoistutkinnot)と呼ばれる制度もある。

後期中等職業教育における上記のような動きに加え、1990 年代に職業型の高等教育機関である AMK が設立されたことも、職業学校人気を高めた要因の一つである。1997 年に AMK が高等教育機関として制度化されると、翌 1998 年より基礎職業資格が大学および AMK 双方の入学要件として認められるようになった (NBE, 2001; p.78)。AMK という職業学校卒業後の受け皿が整備されたことは、職業学校卒業者にとって、高等教育への進学という道をより現実的なものとしている。

現状では、職業学校の生徒の約8割が就職しているが、高等教育機関に進学する者も15%程度存在している。その内訳は、AMK進学者14%、大学進学者1.4%である。この数字が示すように、職業学校から大学への進学は未だ限定的であり、僅かな大学進学者も文化芸術など限られた分野である。たとえばヴァリア職業学校の場合、2010年度の卒業者のうち11%がAMKへ進学しているが、進学者は技術系・社会福祉系・文化系・デザイン系であったという65。

.2.2.5 職業学校が担う新たな役割への期待

職業学校については、中途退学の問題が指摘されて久しい(.3.7において詳述)。一方で近年は、社会的に疎外された若者が社会との接点を取り戻す場として職業学校が担う役割への期待が高まっている。

その背景には「消えた若者 (Hukassa)」問題がある。「消えた若者」とは、義務教育終了後、教育にも労働にも職業訓練にも参加しておらず、失業手当ももらっていない、社会の外で生きる若者を指す。フィンランド統計局によると、「消えた若者」は3万2,500人、義務教育を修了したのみで職のない状況にある若者を含めるとその数が5万1,000人にまで達するという。この数字はフィンランドの若者人口(15~29歳)の5%に相当する(Myrskylä, 2012)。

これに対処すべく、政府はより直接的な方法で若者支援に乗り出している。教育文化省が実施している「若者の仕事を探せ」(Etsivä nuorisotyö / Etsivä nuori)プロジェクトは、その一例である。「消えた若者」を探しだし、職を得るために必要な教育や職業訓練を受けるよう導くことを狙いとするこのプロジェクトは、若者にガイダンスやカウンセリングサービスを提供するものである。

このプロジェクトにおいて、職業学校は政府と連携してその支援を実施している。オムニア職業学校では、探しだされた「消えた若者」など、不就労や不就学、長期失業などの問題を抱えている若者を対象として「若者仕事工房」(Työpaja)と呼ばれるインターンシップ型の職業

_

⁶⁵ ヴァンター市の職業学校 Varia におけるインタビュー調査 (2012年2月8日)。

教育を提供している。これは生活習慣改善など生活支援から実践的な職業訓練までを含む 1~5 か月のプログラムであり、社会的に疎外された若者が、工房での学習を通じて社会に居場所を見つけることを支援するものである。

フィンランドの職業学校はこれまでも多様な機能を有してきたが、また、新たな役割を担うこととなっている。

.3 AMKの概要 ~ 高等教育機関としての職業教育~

.3.1 高等教育制度の概要

フィンランドの高等教育制度は、学術志向の「大学」と職業志向の「AMK」からなる二元型である。AMK 法第 2 条においても、「AMK は高等教育制度の一角をなすものであり、大学とともに高等教育制度を構成する」と記されている66。OECD(経済協力開発機構)の『図表で見る教育』(Education at a glance)など国際的な指標においても、両機関ともに大学型の高等教育機関と位置付けられている。図表 - 4 は両機関の基本情報をまとめたものである。

十半

図表 - 4 AMK および大学の基本情報
AMK
自治体立(4)・ 設置形態

AMK		大字
自治体立(4)・	設置形態	法人 (14)
自治体連合立(7)・民間(14)		財団 (2)
25 (+2)	機関数	16
37,345	新入生数	20,169
57.1%	該当年齢(19-21 歳)人口比	30.8%
152,542 (学士) 5,366 (修士)	学部学生数	130,727 (学士+修士)
106,732	フルタイム学生数	114,448
学士:20,044 修士: 941	学位授与数	学士 : 10,775 修士 : 10,535 リセンシアート: 307 博士 : 1,642
主任講師: 5,962 非常勤講師: 167 その他の職員: 4,822 その他のサービス職員: 387	教職員数	教育・研究職員:16,485 その他の職員: 14,470
16.74	教員:学生比	8.2 人
3.29	教員1人当たりの学位授与数	修士:0.77 博士:0.72

(資料) Opetus- ja kultuuriministeriö (2011).

大学と AMK の主な違いとしては、たとえば次のようなものが挙げられる。

-

⁶⁶ Ammattikorkeakoululaki, 9.5.2003/351.

- ① 大学が学術志向であるのに対し、AMK は職業志向であること
- ② 大学は博士号を授与できるのに対し、AMK ではできないこと
- ③ ともに修士課程を有すが、AMK は進学の際に当該分野における3年間の職務経験が 求められること
- ④ ともに研究開発に従事するが、大学が基礎研究中心であるのに対し、AMK は応用研究が中心であること
- ⑤ ともに機関としての使命に地域開発への貢献が含まれているが、その設置形態および 歴史的経緯から、AMK の方がよりその意識が高いこと
- ⑥ AMK における教員の名称として、公的には「教授」が用いられないこと

.3.2 機関の名称

専門大学の原語表記である Ammattikorkeakoulu (AMK) のうち、"Ammatti"は「職業」あるいは「専門」を、"korkeakoulu"は「高等教育」「高等教育機関」をそれぞれ意味する。したがって、これを直訳すると「職業高等教育学校/機関」となる。しかし、一部の工科大学において"Teknillinen Korkeakoulu"、商科/経済大学が"Kauppa Korkeakoulu"といったように、"Korkeakoulu"が「大学」と表記されていることを踏まえ、本稿では専門大学という呼称を用いる。

なお、英語名称については、当初、Polytechnic が用いられていたが、同種の教育機関を有する他国(ドイツ等)の動向を踏まえ、近年では、「Universities of Applied Sciences」という呼称が広がりつつある。ただし、国内においては AMK の位置付け等に対する関係各所のスタンスの違いから様々な呼称混在している状況である。たとえば、AMK 学長会議は Universities of Applied Sciences を、教育文化省は Polytechnics を使用している場合が多い。

かつて大学はすべての機関が教育省(当時)の翼下に置かれた国立大学であったが、2010年の大学改革により、法人化もしくは財団化(私学化)した。一方、AMK は自治体立が 4 機関、自治体連合立が 7 機関、私立(民間)が 14 機関であり、その設置形態からも、大学以上に地域色が強いことがわかる。ただし、現在、AMK では管理運営改革が進行中であり、財政上の責任を国に移した上で、法人化することが検討されている。

.3.3 成立過程

.3.3.1 設置の背景

職業型の高等教育機関は、欧州では、ドイツ、ノルウェー、オランダなどにおいて見られる。これらが設立されたのは1960~1970年代である。一方、フィンランドのAMKが設立されたのは、1990年代と比較的最近のことである。設立構想が生まれたきっかけは、1981年にOECDがフィンランドの教育政策を対象として実施したレビューであり、1982年に刊行されたその報告書には、職業型の高等教育機関の設立が提言されている(OECD、1982)。しかしながら、当

時は職業教育の包括的な改革を進めていた時期であったこともあり、実行可能な提言とは捉えられていなかった(OECD,2003; p.50)。

具体的な議論が進んだのは、1980年代後半である。これは「①現状の教育・訓練制度が、急速に変化する労働市場のニーズや世界の動向に対応できていないこと」「②経済のグローバル化、高等教育から労働市場への移行の問題化、欧州統合による国境を越えた人の移動の増加、産業構造の変化、高等教育機関の多様化・量的拡大のニーズなど、高等教育をめぐる環境に対応する必要が生じたこと」などの問題意識に基づくものであった。

.3.3.2 設立のねらい

AMK の設立に関しては、次のような目標が掲げられた(OECD, 2003; pp.50-51)。

- ▶ 提供する教育の質の向上をはかること
- ▶ 職業スキルに対する新たなニーズに応えること
- ▶ 職業教育の魅力を高めること
- ▶ 国際的な互換性を改善すること
- ▶ 職業教育の制度全体の経営力を高めること
- ▶ 管理運営を分権化し、学校や機関のネットワークの合理化をはかること
- ▶ 教育の地域的カバー率を改善すること

さらに、この目標を果たすために、次のような手段が取られている。

- ▶ 機関の統合をはかり、AMK に再編すること
- ▶ 学位制度を改革すること
- ▶ 教育の水準を引き上げること
- ▶ 教育法を改善すること
- ▶ 教育(学校)と労働市場(仕事)間の相互作用を促進すること
- ▶ 教育・訓練を国際化すること
- ▶ 図書館および情報サービスを改善すること

以上のような目標と手段でもって進められた AMK の設立過程には、試行期間を設けるパイロット・プログラムの手法が採用された。1991 年よりパイロット実施された AMK は、その成果の検討を経て 1996 年に制度化されている。

そのプロセスにおいては、オピスト (Opisto) と呼ばれる中等後職業教育機関を再編・格上 げする形がとられた。それまで、各地域において人材育成および地域開発に関して重要な役割 を担ってきたオピストであるが、専門大学への移行に際しては、大規模な統合と高等教育レベ ルへの質の向上が求められた。特に、質については高等教育評価会議(Korkeakoulu Arviointineuvosto: KKA) による設置認可を受けることが求められたこともあり、各機関にとって厳しい課題となった。結果として、学習内容に理論的な要素を組み込み、さらにその質を上げるという取組が各機関で進められた。

.3.3.3 設置認可

設置認可は、オピスト (Opisto) と呼ばれる中等後職業教育機関を再編し、高等教育機関へと格上げするという高等教育の二元化の過程において用いられたものであり、適格認定 (Akkreditiointi:アクレデイティオインティ)という言葉が用いられている。審査は当初、各機関から提出された申請書に基づく書類審査のみで行われたが、1997年以降は訪問調査も併せて実施されている。審査過程およびその結果は、報告書として刊行・公表されている(KKA, 1998)。 認可は、専門大学のミニマムな設置要件として設定された基準に基づいている。具体的には、

使命・ビジョン・目標・目的

まず高等教育評価会議が以下を設定している。

- ② カリキュラムデザイン (現代性・プログラムの多様性・協力)
- ③ 実施計画の長所
- ④ 適正学生数
- ⑤ 教育活動
- ⑥ 図書館・情報サービス
- ⑦ 産学連携
- ⑧ 他の高等教育機関との協力
- ⑨ 国際協力
- ⑩ 地域貢献
- ① 質保証システム

加えて、教育省(当時)が以下を設定している。

- 迎 学習環境
- ③ 労働環境

実際の審査はこれらの観点に基づき、5 段階のリカートスケール (秀・優・良・可・不可) を用いて実施された (①⑤⑦⑩⑫は他の観点の2倍の点が加算される)。審査を担当するのは、評価機関である高等教育評価会議ではなく、AMK、教員、学生、産業界の代表から構成される委員会であった。

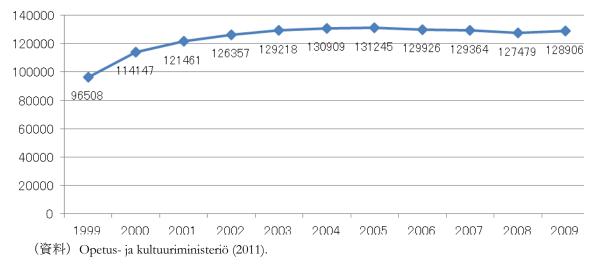
1996年に最初の機関が認可を受け、2000年までにはすべての機関が認可されている。移行の プロセスにおいては、AMKの趣旨や構想に合わないことから閉校した機関や閉鎖されたコース (廃止された資格)も存在する。たとえば「看護助手」(Apuhoitaja)などの資格は、AMKの設立とともに廃止されている。

一方、一旦は廃止されながら復活した資格もある。「建設技術者」(Rakennusmestari: ラケンヌスメスタリ)の資格は、AMK設立時にAMK学士(工学)の資格に統合され、廃止されている。しかしながら、工学の教育プログラムで育成される人材がこれまで「建設技術者」が担ってきた仕事を担当する上で必要なスキルを身に付けられていなかったため、2007年に再導入されている。

なお、最多時には AMK は 29 機関(ほかに、内務省管轄の警察学校、オーランド自治領の 1 校)存在したが、高等教育機関の再編の流れの中で統合が進んだ結果、現在は 25 機関となっている。

2000 年に全ての AMK が正式な高等教育機関としての認可を受けて以降、新設のための認可 は実施されていない。しかし、AMK の組織において何らかの変化がある場合などにおいて、上 述の手法による評価が行われるものと規定されている。

なお、設置認可については、AMK 法第6条において「質およびその他の資格要件を満たした AMK の設置者(自治体、自治体連合、民間:財団、法人等)に認可が与えられる」こと、および「これらが満たされなくなったときに、認可が取り消されること」が規定されている。



図表 一5 専門大学の学生数(学士課程)の変遷

.3.4 学生

.3.4.1 学生数

現在、約13万人の学生がAMKに在籍しており(図表 - 5)、年間約20,000人が学士課程を、約200人が修士課程を修了している。1機関当たりの学生数は数百人規模から1万人規模まで様々である。ただし、小規模の機関はオーランド自治領内のものなど特殊な機関であり、3,000

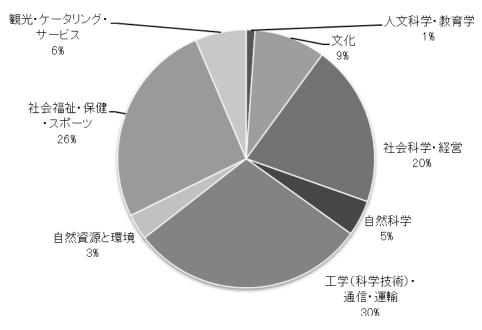
~5,000 人規模が最も多い。2009 年時点において全機関の平均学生数は 4,661 人であるが、近年 は再編統合による大規模化が進んでおり、7,000~8000 人規模の機関が増えつつある。

図表 - 6 専門大学の分野別/課程別学生数(2009年)

	学士		修士	
	新卒	既卒	修工	合計
人文科学・教育学	1,203	228	65	1,496
文化	10,562	1,343	110	12,015
社会科学・経営	21,306	4,615	1,434	27,355
自然科学	4,924	940	175	6,039
工学・通信・運輸	33,198	5,188	1,428	39,814
自然資源・環境	3,500	710	157	4,367
社会福祉・保健・スポーツ	26,905	6,028	1,817	34,750
観光・ケータリング・サービス	6,820	1,436	358	8,614
計	108,418	20,488	5,544	134,450

(資料) Opetus- ja kultuuriministeriö (2011).

図表 - 7 分野別学生数の割合



(資料) Opetus- ja kultuuriministeriö (2011).

図表 - 6 および図表 - 7 は、学生数を分野別に見たものである。「工学・通信・運輸」が最多で、「社会福祉・保健・スポーツ」「社会科学・経営」がこれに続く。大学と比較すると、社会科学系および保健系などの割合が高く、人文科学・教育学系および自然科学系などの割合が低いことが特徴的である(図表 - 8 参照)。

図表 - 8 大学における分野別学生数の割合(2009年)

		.,, 6,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	全学生数	割合	学位授与数	割合
神学	2771	1.6%	466	2.0%
人文学	25762	15.3%	3547	14.9%
デザイン	2874	1.7%	410	1.7%
音楽	1353	0.8%	290	1.2%
演劇舞踊	418	0.2%	98	0.4%
教育	13447	8.0%	2593	10.9%
スポーツ科学	851	0.5%	183	0.8%
社会科学	17802	10.6%	2468	10.4%
心理学	1912	1.1%	344	1.4%
保健	2824	1.7%	649	2.7%
法学	4611	2.7%	856	3.6%
経済学	18587	11.0%	2812	11.8%
自然科学	24541	14.6%	2593	10.9%
農学・森林学	3286	2.0%	343	1.4%
工学	35621	21.1%	4080	17.1%
医学	8293	4.9%	1389	5.8%
歯学	862	0.5%	137	0.6%
獣医学	616	0.4%	132	0.6%
薬学	1779	1.1%	390	1.6%
美術	265	0.2%	51	0.2%
合計	168475	100%	23831	100%

(資料) KOTA online.

.3.4.2 入学要件

AMK の入学要件(受験資格)について、AMK 法第 19 条は以下のいずれかに該当するものと 規定している。

- ① 大学入学資格試験法に基づく試験に合格している者
- ② 基礎職業資格もしくは同等の資格を持つ者
- ③ 職業成人教育法に示された基礎職業資格・継続職業資格・専門職業資格のいずれか、 もしくは同等の資格を持つ者
- ④ 海外で高等教育に進学する資格を満たす教育を受けてきた者

出願は全国規模で標準化されている共同出願システムを用いて行われるが、選抜方法については各機関に一任されている。

.3.5 教員

職業教育を提供する教員の区分として「主任講師 (Yliopettaja)」と「講師 (Lehtori)」がある。 これらを配置しなくてはならないこと、ならびに非常勤講師や客員講師を配置できることが、 AMK 法 31 条に規定されている。

教員の資格要件については、同法 23 条に規定されている。これによると、主任講師には以下 3 点が条件として課されている。ただし、修士号しか有していない場合でも、同等の実績を持つ者については、例外的に認められている。

- ① 博士号もしくはリセンシアート (いずれも博士課程後期において取得可能な学位) の 取得
- ② 当該分野における3年以上の職務経験
- ③ 教職課程の履修

講師については、博士号やリセンシアートの取得は求められていないものの、以下 3 点が求められている。

- ① 修士号
- ② 当該分野における3年以上の職務経験
- ③ 教職課程の履修

AMK は職業志向・実践志向であることなどから、実務の経験が求められることに加え、すべての教員に教育学的素養を求めている点は大学とは異なるところである。

2009 年のデータによると、AMK 教員の 21%が博士号もしくはリセンシアートを、69%が修士号を有している(図表 - 9)。

こうした教員に対する資格要件は、オピスト(中等後教育機関)から AMK へと移行する際に、大幅に引き上げられたものである。オピストの教員の多くがそのまま専門大学へと移ったことから、職業能力の向上と、相応の資格取得が求められることとなった。これは、各機関にとって機関自体の質の向上が図られる一方で、大きな課題ともなった。

政府も5年間の移行期間を設け、その間に教員が必要な資格を取得することを奨励した。たとえば2001~2003年には、年間1,500名の教員に各教員種の資格要件となっている修士・リセンシアート博士を取得させることを目標に掲げるとともに、これを支援するプログラムを提供するなどして、課題の改善に取り組んだ。

AMK 学士 4% 博士号 11% フセンシア -ト 10% 大学修士 69%

図表 - 9 AMK 教員の学位取得

(資料) Opetus- ja kultuuriministeriö (2011).

.3.6 教育プログラム

.3.6.1 学位制度・学修期間

欧州ではボローニャ・プロセスにより、学士+修士という2段階の学位制度への標準化が進んでいる。フィンランドもこれに対応し、2005年に大学の学位改革を実施し、学士課程3年+修士課程2年という学位制度・学修期間へと移行している。そこでは1年間のフルタイム学習が60単位相当とされ、学士課程では180単位、修士課程では120単位が、卒業要件単位として設定されている。

上記の新たな学位制度は、大学では逼く導入されているが、専門大学では弾力的に運用されている。たとえば AMK は、大学と同様に学士+修士の 2 段階の学位制度を有しているが、そこで想定される学修期間および単位数の設定は異なっている。それは分野によっても異なり、学士課程では $3.5\sim4$ 年間で $210\sim240$ 単位を取得すること、修士課程では $1\sim1.5$ 年間で $60\sim90$ 単位を取得することが求められている。AMK 法第 19 条 2 項にも「学士課程は 3 年以上 4 年以内、修士課程は 1 年以上 1.5 年以内のフルタイム学習が課される」ことが規定されている。特例として 4 年以上の学修期間を認める規定もあり、現在最長のプログラムは、4.5 年 270 単位の学士プログラムである。

このことはすなわち、同じ「学士」ではあっても、大学と AMK で必要とされる学習量に差があることを示している。ただし、学士+修士を合わせた場合、双方とも 5 年間 300 単位となるようプログラムが設計されている。

なお、フィンランドでは標準年限で卒業する学生は必ずしも多くない(図表 - 10 参照)。

2003 2006 2009 学士 学士 (成人) 学士 学士 (成人) 修士 学士 学士 (成人) 修士 人文科学・教育学 3.9 2.4 4.0 2.3 3.9 2.7 2.6 文化 4.4 2.5 4.5 2.8 4.5 3.2 1.5 社会科学・経営 4.1 3.5 4.1 3.3 2.9 4.1 3.7 2.7 自然科学 4.1 3.4 4.3 3.9 4.4 3.9 2.6 工学・通信・運輸 4.4 4.5 3.7 4.5 3.8 2.3 3.4 3.1 自然資源と環境 3.2 4.4 3.5 2.7 4.4 4.5 3.8 社会福祉・保健・スポーツ 2.9 3.7 2.7 3.8 2.3 3.8 3.0 2.6 観光・ケータリング・サービス 4.1 3.3 4.2 3.5 4.1 3.6 2.8 合計 4.1 4.2 3.2 2.8 4.2 3.4 2.5 3.1

図表 - 10 分野別・コース別平均修学年数(2003、2006、2009年)

(資料) Opetus- ja kultuuriministeriö (2011), p.56.

.3.6.2 学位の名称

専門大学において授与される学位は、AMK 学士(ammattikorkeakoulututkinto)と AMK 修士(ylempi ammattikorkeakoulututkinto)である。学位には、専攻分野が付される。各分野の学位名称は図表 - 11 の通りである。

人文科学・教育学	Humanistisen alan ammattikorkeakoulututkinto
文化	Kulttuurialan ammattikorkeakoulututkinto
社会科学・経営	Liiketalouden ammattikorkeakoulututkinto
自然科学	Liiketalouden ammattikorkeakoulututkinto
自然資源と環境	Luonnonvara-alan ammattikorkeakoulututkinto
工学 (科学技術)・通信・運輸	Merenkulun ammattikorkeakoulututkinto Tekniikan ammattikorkeakoulututkinto
社会福祉・保健・スポーツ	Kauneudenhoitoalan ammattikorkeakoulututkinto Liikunnan ammattikorkeakoulututkinto Sosiaali-ja terveysalan ammattikorkeakoulututkinto
観光・ケータリング・サービス	Matkailu-ja ravitsemisalan ammattikorkeakoulututkinto

図表 - 11 各分野の学位名称

なお、大学で授与される学位は、学士(alemmat korkeakoulututkinnot; kandidaatti など)、修士(ylemmat korkeakoulututkinnot; maisteri など)、博士(jatkotutkinnot; lisensiaatin tutkinnot、tohtorin tutkinnot)という名称が用いられる。英語名称は、AMK・大学ともに学士(bachelor)と修士(master)であるが、フィンランドの学位は、「①学位を得た機関の種類」「②学位の種類」「③専攻分野」が示されるため、原語による表記は異なっている。

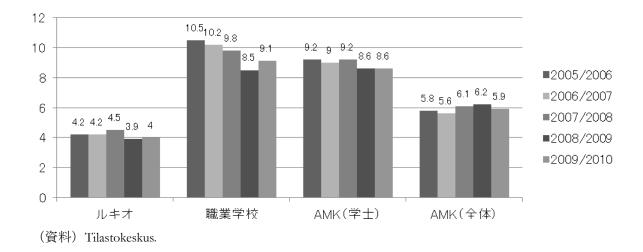
また、各分野にはソーシャルワーカー資格となる Socionomi (ソシオノミ) など、学位を取得することで得られる資格もある。これら資格名称の多くは AMK 設立以前より使われてきたものであることから、一般的な認知度が高い。

.3.6.3 カリキュラム

AMK で提供される職業教育の分野は、以下の8分野であり、このことはAMK 施行令の第1条に記されている。

- ① 人文科学・教育学
- ② 文化
- ③ 社会科学·経営
- ④ 自然科学
- ⑤ 工学・通信・運輸
- ⑥ 自然資源・環境
- ⑦ 社会福祉・保健・スポーツ
- ⑧ 観光・ケータリング・サービス

教育課程の内容は、学士課程については、①基礎科目・専門科目、②選択科目、③実習、④論文から、修士課程については、①上級専門科目、②選択科目、③論文から、それぞれ構成される(AMK 法施行令第4条)。この構造を基本として、各分野でより具体的な枠組みを設定している。たとえばラウレア専門大学の看護学のプログラムの場合は、基礎科目20単位、専門科目125単位、選択科目20単位、実習45単位、論文15単位から構成されている。



図表 - 12 教育機関別中退率(2005-2010年)

.3.7 課題

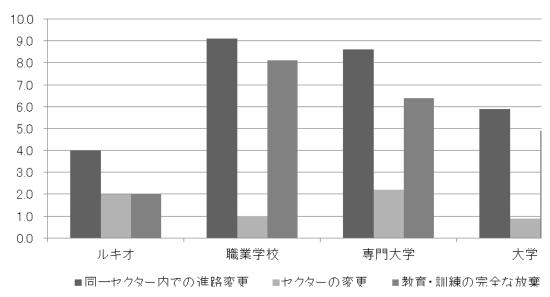
AMK が抱えている問題のひとつに中退率の高さが挙げられる。これは、職業教育が教育段階 に関わらず共通して持つ問題でもある。図表 - 12 は、教育機関別中退率を示したものである。

これによると、AMK の学士プログラムは職業学校ほどではないものの約9%と高い中退率を示している。

その背景のひとつとして、フィンランドにおける学習と職業のレリバンスの高さが挙げられる。フィンランドでは、資格制度が比較的厳格な形で機能している。したがって、今学んでいること(これから取得する資格)がそのまま自身の将来につながることが多い。そのため、選んだコース・分野が合わないと感じた学生は、見切りをつけて進路の転換を図る場合が少なくないからである。図表 -13 は、生徒・学生が、どのような形で学習を中断しているのかをグラフにまとめたものである⁶⁷。

この図表からも、学習を完全に中断する生徒・学生がいる一方、同一セクター内、あるいは 職業教育と一般教育間での進路転換を図る学生も少なくないことがわかる。

とはいえ、一般教育に比して高い数値は、職業教育の課題とも認識されている。そのため、 進路指導やガイダンスを徹底するなどして、その減少に取り組んでいる。



図表 - 13 中退理由(学校種別:2010年)

(資料) Tilastokeskus.

.4 労働市場とAMK卒業生の就職

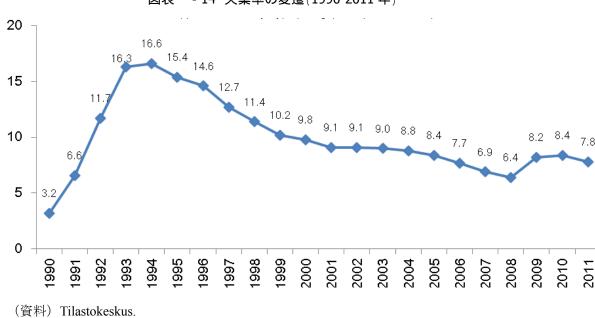
.4.1 雇用状況

所得水準が低く、人口の大部分は農林業に従事しているという準工業国であったフィンラン

⁶⁷ フィンランドでは、「中退」という言葉より「中断」という言葉が用いられる場合が多い。これは、一度学習をやめても再開することができるほか、一旦入学すると籍も残ることから、「中退」という言葉が必ずしも馴染まないためである。

ドは、第二次世界大戦以降に急速な発展を遂げ、1980年代にはその経済成長率は先進国の中で 最も高い国のひとつになるまで成長していた。こうした好調な経済は、失業率にも影響を与え る。この時期、フィンランドの失業率は EU 平均を大きく下回る低い値であったことから、雇 用についてはさほど大きな問題意識が持たれることはなかった。

その状況が一変したのが 1990 年代である。ソビエト連邦の崩壊をきっかけに急速に悪化した 経済の影響と、それに伴う公共部門のダウンサイジングが、フィンランドの雇用状況を急速に 悪化させた。1990 年から 1994 年の間にフィンランド国内の職の 5 分の 1 に相当する約 475,000 の職が失われ、失業率もその間に 3.2%から 16.6%にまで急上昇した。この失業率は EU 加盟国 中ではスペインに次ぐ高さであった(Kauppinen, 1998; p.13)。特に若年失業者と長期失業者の増 加が著しく、1995年には、15-24歳の求職者の30%が失業状態にあったほか、長期失業者は全 失業者の30%にものぼった(図表 - 14 参照)。



図表 - 14 失業率の変遷(1990-2011年)

高等教育卒業者の雇用が問題となったのもこの時期であり、教育から職業への移行やエンプ ロイヤビリティ(雇用可能性)を高める教育のあり方が注目を集めた。こうした議論は、当時 パイロット実施されていた AMK の設立プロセスにおいても影響を与えている。また、大学に おいてもキャリア・サービス部門を設置して学生の就職支援に取り組むようになったり、企業 との連携を強めたりといった変化を生んだ。

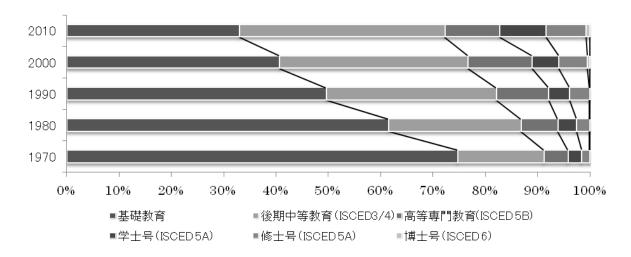
1990年代後半になると、携帯電話をはじめとする情報通信産業の発展により、景気が急速に 回復した。それとともに雇用状況も改善し、失業率も一時は6.4%まで低下した。しかしながら、 2008年のいわゆるリーマン・ショックを契機とする世界同時不況の影響を受け、雇用状況が再 び悪化している。

フィンランドは、雇用状況などのデータを各教育機関の定員を設定する際の参考資料としている。近年は、定期的に雇用予測を行っており、教育文化省と国家教育委員会、および雇用経済省は、中長期的視点から人材養成を行うべく、各分野の人材の需要について試算している。その結果は報告書としてまとめられるほか、4年に1度策定され、教育政策のグランドデザインとなる『教育と研究: 開発計画』(Koulutus ja tutkimus)にも反映される (Hanhijoki et. al, 2004, 2009, 2011)。

.4.2 学生の就職

.4.2.1 就職動向

図表 - 15 は、教育レベル別の人口をまとめたグラフである。これが示しているように、近年、国民の教育水準は高まっており、高等教育の大衆化も急速に進んでいる。



図表 - 15 教育レベル別人口(15 歳以上)

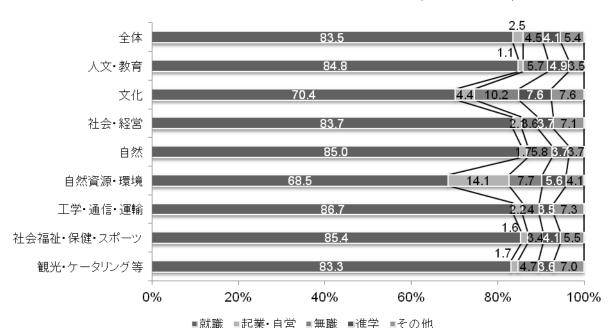
(資料) Tilastokeskus.

そうした中、学生の就職をめぐる状況も変化しているが、学生の就職状況が芳しくない近年にあって、AMK の卒業生は比較的高い就職率を維持しているとされる。次の**図表 - 16** は、2003年~2007年に AMK 学士号を取得した者の、2007年時点における就業状況を分野別にまとめたデータである。

これによると、各分野の在職率は、最も高い「工学・通信・運輸」では88.9%、最も低い「文化」は74.8%である。無業状態にある卒業生は全体で4.5%であることから、概ね良好な就職状況にあると言える。近年では大学卒業者の就職が厳しいこともあり、大学を卒業した後にAMKに入学する者も増えてきているという。

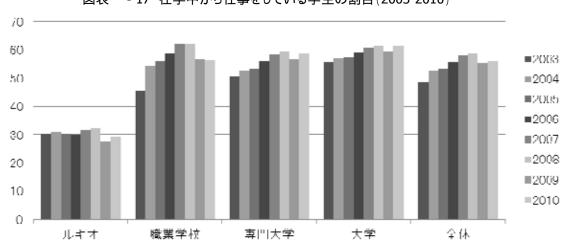
近年、フィンランドの生徒・学生の就職をめぐる動向として、在学中から職に就く学生の増加がある。AMKにおいても、半数以上の学生が仕事をしている(図表 -17)。こうした活動

は修業年限を短縮する政策を展開する政府方針と矛盾する様でもあるが、実際には 1990 年代以降、政策レベルでも各機関における指導レベルでも、雇用可能性を高める取組として積極的に推奨されてきている。



図表 - 16 2003-2007 年 AMK 学士取得者の卒業後の進路(2007 年末時点)

(資料) Opetus- ja kultuuriministeriö (2011), p.56.



図表 - 17 在学中から仕事をしている学生の割合(2003-2010)

(資料) Tilastokeskus.

.4.2.2 労働市場における卒業生

フィンランドは資格社会であり、その資格も学習した教育段階や教育機関、分野等で明確に 区分されている。そのため、基本的には同一分野であっても教育段階や学校種等が異なってい る場合、ジョブマーケットも異なる。これは、得られた資格で果たすことのできる職責が異な っていることによる。

基本的な考え方としては、職業学校で養成されるのは現場型のブルーカラーであり、AMKで養成されるのはそれらにマネジャー的要素が加わった職務を担う者であり、大学で養成されるのは汎用的なスキルが要求されるゼネラリスト的な職務に従事する者である。

ただし、工学や経営学については、大卒者が担当する職務と専門大学卒業者が担当する職務の差別化が必ずしも図られておらず、マーケットが一部重複している。工学・経営学ともに両機関、特に AMK の中核的分野であることから、量的なインパクトもあるものと推察されるが、基本的には人材養成における機能分担は両機関間で図られている。

.5 AMKにおける職業教育の事例

.5.1 調査実施概要

フィンランドにおける AMK における職業教育の事例を把握するため、2012 年 2 月に現地調査を実施した。具体的な事例調査の対象は**図表 - 18** の通りである。

実施日	調査対象	対応者
2月9日	HAAGA-HELIA ammattikorkeakoulu (ハーガ・ヘリア AMK)	Director, Vice PresidentInternational Coordinator
2月10日	Laurea ammattikorkeakoulu (ラウレア AMK)	• Senior Lecturer 他

図表 - 18 事例調査の対象

.5.2 事例 HAAGA-HELIA ammattikorkeakoulu:ハーガ・ヘリア専門大学(AMK)

.5.2.1 教育機関概要

フィンランドに開設されている AMK25 機関のうち、ハーガ・ヘリア AMK は「AMK」として最初に認可を受けた教育機関である(正確には、前身の一つであるハーガ専門大学)。同校のミッションは「対人サービスや経営技術のエキスパートを養成すること」と掲げられている。

設置主体は民間であるが、運営費交付金が国から支出されている。授業料は、法に基づきフィンランド人学生は原則として無償であるが、修士課程では EU 圏外からの留学生のみ授業料を課しているプログラムもある。

同校はヘルシンキ市内に四つ、ヘルシンキ市外に二つ、計六つのキャンパスを保有する。学

生数は総計約 10,600 名、スタッフ数 (教員を含む) は約 690 名であり、フィンランドの中で最も大きい AMK の一つとされている。なお、学生のうち約 1,100 名は留学生であり、その国籍はロシア、ベトナム、中国、エストニア、ナイジェリア等、多様である。

学士課程入学者はルキオ(普通高校)卒業者が8割程度、職業学校卒業者が2割弱であり、 その他大学卒業者も含まれる。入学に当たっては今までの成績に加えモチベーションが重要で あると考えており、これを筆記試験や面接試験で見極めている。

なお、教育文化省は職業学校卒業生の比率をもう少し高めることを推奨しているが、入試の際には、ルキオ(普通高校)卒業生と職業学校卒業生を対等に扱う必要があり、また、試験において英語が課される場合もあるため、現実的には厳しいとのことであった。

.5.2.2 教育分野

同校の学士課程ならびに修士課程の教育分野は**図表** -19 の通りであり、学士課程には計40 コース(うち、英語のみで教育が行われるコースが9 コース)、修士課程には計9 コース(同5 コース)が設けられている。留学生はこれら英語のみで教育が行われるコースを履修しているケースがほとんどである。

図表 - 19 ハーガ・ヘリア専門大学において提供されている教育分野

【社会科学・ビジネス・経営管理】 ・ビジネス分野 ・マネジメントアシスタント分野(=秘書業務分野) 【観光・ケータリング】 ・ホテル・レストラン・観光分野 ・観光分野 【社会福祉・健康・スポーツ】 ・スポーツ分野 【自然科学】 ・IT 分野 【社会科学・ビジネス・経営管理】 ・コミュニケーションマネジメント分野 「ツーリズム・ケータリング】 ・ツーリズム分野 【社会福祉・健康・スポーツ】		
【社会科学・ビジネス・経営管理】 ・コミュニケーションマネジメント分野 ・国際ビジネスマネジメント分野 【ツーリズム・ケータリング】 ・ツーリズム分野	学士課程	・ビジネス分野 ・マネジメントアシスタント分野 (=秘書業務分野) 【観光・ケータリング】 ・ホテル・レストラン・観光分野 ・観光分野 【社会福祉・健康・スポーツ】 ・スポーツ分野
・スポーツ開発・マネジメント分野 【IT】 ・情報システムマネジメント分野	修士課程	 ・IT 分野 【社会科学・ビジネス・経営管理】 ・コミュニケーションマネジメント分野 ・国際ビジネスマネジメント分野 【ツーリズム・ケータリング】 ・ツーリズム分野 【社会福祉・健康・スポーツ】 ・スポーツ開発・マネジメント分野 【IT】

なお、学士課程・修士課程ともに「社会科学・ビジネス・経営管理」に在籍する学生数が最も多い。なお、学士課程のマネジメントアシスタント分野 (=秘書業務分野) では最低3か国語の習得が求められるなど教育水準が高く、同分野卒業生に対する企業からの評価は高い。

また、同校ではこれら学士・修士課程に加えて「職業教育教員養成課程 (School of Vocational Teacher Education)」や継続専門教育に位置づけられる「MBA コース」、企業で働く労働者を対

象とした学位取得を目的としない教育プログラムである「オープン AMK (Avoin AMK)」等のコースも開設している。

.5.2.3 カリキュラム

同校では、専攻する分野・コースによって修業年数が異なる。たとえば、ビジネス分野であれば「学士課程 3.5 年、修士課程 1.5 年程度」、IT 分野であれば「学士課程 4 年、修士課程 1 年程度」であり、計 5 年間程度となるようにカリキュラムを組んでいる。これは AMK の学士課程と修士課程の合計単位を、大学の学士課程(3 年間)と修士課程(2 年間)の合計単位に合わせるためである。

また、学士課程では1年次に基礎知識、2年次にマネジャーとしてのスキル、3年次以降にマネジャーレベルの意識を学ぶ。そのアプローチは、学術志向で理論を重視する大学とも、現場志向で職業に根差した技術の習得を目指す職業学校とも異なり、結果として就職後の担当する職務も異なる。たとえば、AMKでも職業学校でもプログラムが提供されているホテル・レストラン・観光分野の場合、職業学校卒業者が就くのはウェイターなどであるのに対し、AMK卒業者が従事するのはホテルのレセプションなどマネジャー的業務である。結果として、両者のジョブマーケットは異なることとなる。

なお、カリキュラムは国レベルで定められた基準はあるものの、これに基づいて地方カリキュラムや学校カリキュラムを編成することができる。そのため、同校では学内に委員会を設置し、カリキュラムの内容を検討している。なお、カリキュラム検討に当たっては、産業界が求める能力・知識・技術を身に付けることができるよう、商工会、金融保険セクターをはじめとする産業界の代表者などを委員として含んだ会議体を設置し、カリキュラム作りに活用している。これら2つの委員会は2014年を目途に一つに再編し、さらなるカリキュラムの充実を図ることを予定している。

.5.2.4 教員

先にもみたように、AMK の教員の資格要件は AMK 法 31 条に規定されており、同校の教員は「教員 opettaja(lecturer)=修士号+該当分野における 3 年間の就業経験+教職課程の履修」「上級教員 Yli-Opettaja (principal lecturer)=博士号もしくはリセンシアート学位+当該分野における 3 年間の就業経験+教職課程の履修」の 2 属性に分かれる。

同校では、全教員に対して5年ごとに2~3か月の職場実習を実施することを義務付けている。 学生のインターンシップ時のみならず、自身が直接「現場」に触れる機会を持つことで、産業 界の動向や求められる能力・知識・技術等を的確に把握し、これをカリキュラム構築や講義に 活かすことが可能となる。

また、同校では教員の技能や語学力の向上を図るため、協定校などと教員同士の交換留学も実施している。なお、この際の費用および給与は同校が負担している。

.5.2.5 産学連携

一般的に AMK は R&D (研究開発) のうち、特に開発に力を入れており、企業との結びつきが強い。同校もまた例外ではなく、各分野・コースともに産業界との直接的な結びつきが強い。 具体的には、前述のカリキュラム作成委員会の他にも「カリキュラム作成時にアドバイスをもらう」ことが行なわれているほか、「入学試験時に試験官を務めてもらう」「インターンシップの受け入れ先になってもらう」「論文執筆時に協力してもらう」「産業界と学生で実際のプロジェクト (ホテルの客室デザイン等)を立ち上げる」といった形式で、連携を図っている。連携先は、フィンランド国内の大企業やグローバル企業のみならず中小企業や海外企業も少なくない。その結果、こうした企業が学生の就職先となることも少なくない。なお、近年では大学がAMK の影響を受け、開発を強化すべく企業との連携を開始する事例も増えてきているという。

.5.3 事例 _ Laurea ammattikorkeakoulu:ラウレア専門大学(AMK)

.5.3.1 教育機関概要

同校はヘルシンキ市内に七つのキャンパスを保有する。学生数は総計約 7,700 名、スタッフ数(教員を含む) は約 550 名であり、スタッフを常勤換算すると教員 284.4 名、教員以外のスタッフ 202.9 名となっている。

同校では「①職業に特化した大学としての教育を提供すること」「②地域の産業ニーズに応える貢献をすること」「③研究面で成果を上げること」を使命として掲げている。また、他の AMKと比較した場合、とりわけ「サービスにおけるイノベーション」に重点を置いた教育、「協力・協調性」「社会的責任感」「創造力」の養成を重要視しており、具体的には研究を授業の中に組み込んだ「LBD(Learning by Developing)」という手法を用いた教育(関連事項を .5.3.5 に記述)を行なっている点に特徴を持つ。この LBD はフィンランド教育文化省からも高い評価を得ており、2008~2009 年度および 2010~1012 年度の 2 期にわたって「AMK の優れた教育ユニット」(Ammattikorkeakoulujen koulutuksen laatuyksiköt)に選定されている。これは、日本の大学の教育関係の GP に相当するものである。

学士課程の学生の在学年数は、普通高校卒業者・職業学校卒業者は平均 4.2 年、成人は平均 3.2 年である。また、2003 年~2007 年の就職率(卒業時点で就職・起業が決まっている学生)は約9割であり、これは他の AMK と比較して高い数値となっている。なお、残り1割は育児休業・進学・失業等である。

.5.3.2 教育分野

同校の学士課程ならびに修士課程の教育分野・コースは**図表** - **20** の通りであり、学士課程には 12 コース (うち、英語のみで教育が行なわれるコースが 6 コース)、修士課程には 9 コース (同 2 コース) が設けられている。

更生支援コースは他の AMK には設置されていない、同校独自のコースであり、刑務所や犯罪者のリハビリ施設等における監督者や若年者の薬物を予防する活動に従事する者などを養成

している。定員は24名であり、入学要件として職業学校卒業資格(分野は問わない)を求めている。隔年で在職者向けコースも開講している。なお、同コース卒業生の就職率はほぼ100%である。

学士課程の入学倍率は、更生支援コースが最も高く8~9倍、その他はたとえば社会福祉コースでは3~4倍となっている。

図表 - 20 教育分野・コース

学士課程	 ・美容 ・ビジネスマネジメント(英語コース) ・IT(英語コース) ・更生支援 ・ホテル・レストランマネジメント ・看護(英語コース・フィンランド語コース) ・作業療法 ・セキュリティマネジメント ・サービスマネジメント ・サービスマネジメント ・社会福祉(英語コース) ・観光(英語コース) ・設備管理(英語コース)
修士課程	・自然科学分野・ホスピタリティマネジメント分野・社会福祉分野・健康・スポーツ・社会科学分野・ビジネス・管理分野

.5.3.3 教員

AMK 法 31 条に基づき、教員には「修士号+該当分野における 3 年間の就業経験+教職課程の履修」が課されるが、この修士号の部分に関して、同校の教員の約 7 割が大学院修士課程卒業者、約 1 割が大学院博士課程卒業者、1 割弱が大学院修士課程卒業+AMK 学士課程卒業者、約 1%が大学院修士課程卒業+AMK 修士課程卒業者、となっている。

.5.3.4 カリキュラム

カバーしなければならない基礎的なカリキュラム内容は決まっているが、最終目標を「職業に係る技能・技術を身に付け、深めること」と設定しているため、それをどのように達成するかの観点から全体のカリキュラム内容を編成している。この際には他の AMK と同様に、校内にカリキュラム策定委員会を設置したり、インターンシップ時や企業との共同研究時等に、現場の管理者・労働者等から産業界で求められる知識・技能・技術について直接の意見や、AMKで学生に身に付けさせてほしい知識・技能・技術等のニーズを聴いたりしている。

.5.3.5 ビジネスマネジメントコースについて

学士課程ビジネスマネジメントコースは毎年1月に2キャンパスで計80名が入学する。「ビ

ジネスオペレーション」「マーケティング」「ファイナンス」「コミュニケーション」「マネジメント」に係る必修科目や選択科目、現場実習、論文等を含め、全 210 単位を履修する必要があり、修業年数は 3.5~4 年となっている。

同コースでは、いわゆる「机上の理論」に終わらせることなく、職業実践性の高い講義を行なうことを目的として、主としてプロジェクトマネジメントに焦点を当てた project based learning の手法、具体的には LBD や、これをさらに進化させた peer to peer operating model が採られており、学生は実際にプロジェクトを遂行しながら各種理論を学ぶことができる。

プロジェクトチームのメンバーは1チームあたり4~8名であり、メンバーには他学年の学生や、産業界で実際にプロジェクトを担当している人材がビジネスパートナーとして加わることもある。また、どのようなプロジェクトを行いたいかは、学生が提案する。教員はそのプロジェクトについて「学ぶ目的が明確化しているか」等をチェックするとともに、適宜サポートすることとなる。

プロジェクトの成果は自己評価とチーム評価からはかられる。教員はチームメンバーとして チーム評価を行うが、この際にはプロジェクトの最終成果だけではなく、そこに至るまでのプロセスも重視している。

通常の講義や筆記試験ではどうしても受身になる傾向が強いが、プロジェクト方式の講義の場合にはチームメンバーに対して自身の責任が生じるため、積極的にこれに参加するというメリットがある。しかしながらこのようなアクティブな講義は、主体的な学習を求めるスタイルゆえに、ついていくことができない学生を生んでいる。実際、20~25%の学生が中途退学しており、この点が今後の課題として挙げられている。

.6 おわりに

以上、フィンランドの後期中等教育後の職業教育について、AMKの取組を中心に概観してきた。近年、二元的な高等教育制度を有していた国が、職業型の高等教育機関を大学型高等教育機関へ統合することにより一元化を図るなか、大学と AMK は「異なっているが同等」(separate but equal)という方針のもと機能分担を図り、両者の特性を活かした高等教育制度づくりを行っているフィンランドの事例は興味深いものと考えられる。

<参考文献>

【法令】

Asetus opetustoimen henkilöstön kelpoisuusvaatimuksista 14.12.1998/986.

Ammattikorkeakoululaki, 9.5.2003/351.

Opetusministeriön asetus ammatillisista perustutkinnoista, 1.3.2001/216.

Valtioneuvoston asetus ammattikorkeakouluista 15.5.2003/352

【文献】

Finnish National Board of Education (2001), The Education System of Finland 2001. Helsinki: Hakapaino Oy.

Finnish National Board of Education (2011), Vocational education and training in Finland.

Hanhijoki, Ilpo et.al. (2004), Koulutus ja työvoiman kysyntä 2015. Helsinki: Hakapaino Oy.

Hanhijoki, Ilpo et.al. (2009), Koulutus ja työvoiman kysyntä 2020. Helsinki: Edita Prima.

Hanhijoki, Ilpo et.al. (2011), Koulutus ja työvoiman kysyntä 2025.

Kauppinen, Timo (1998), Labour Relations in Finland. Helsinki: Ministry of Labour.

Korkeakoulujen arviointineuvosto (1998), 167 syytä korkeakouluksi: ammattikorkeakoulu-hakemusten arviointi 1998, Helsinki: EDITA.

Kumpulainen, Timo (2005). Koulutuksen määrälliset indikaattorit 2005. Tampere: Tammer-paino Oy.

Kumpulainen, Timo (2008). Koulutuksen määrälliset indikaattorit 2008. Tampere: Esa-print Oy.

Kumpulainen, Timo (2005). Koulutuksen tilastollinen vuosikirja 2011. Tampere: Juvenes Print-Tampereen yliopistopaino.

Myrskylä, Pekka (2012). Hukassa -Keitä ovat syrjäytyneet nuoret?-. Helsinki: EVA.

OECD (1982). Review of National Policies for Education. Paris: OECD.

OECD (2003). Review of National Policies for Education: Polytechnic Education in Finland. Paris: OECD.

Opetus- ja kultuuriministeriö (2011), Korkeakoulut 2011-yliopistot ja ammattikorkeakoulut.

【ウェブサイト】

http://www.minedu.fi/: 教育文化省のウェブページ。

http://www.oph.fi/: 国家教育委員会のウェブページ。

https://kotaplus.csc.fi/: KOTA (高等教育情報データベース) Online のウェブページ。

http://www.haaga-helia.fi/: HAAGA-HELIA ammattikorkeakoulu:ハーガ・ヘリア専門大学(AMK)のウェブページ。

http://www.laurea.fi/fi/Sivut/default.aspx: Laurea ammattikorkeakoulu:ラウレア専門大学(AMK)

第章

ドイツ

要約

< 労働市場の性格・特徴と「後期中等教育後の職業教育」の位置づけ>

- ドイツにおける労働力水準は大まかに①「特別な知識と長期の集中的なアカデミックな準備を必要とする」専門職②セミ・プロフェッション(準専門職)③熟練職従事者④不熟練職従事者 ——に分かれ、15歳以上人口(2008年)のうち①が13%、②が7%、③が51%、④が28%となっている。
- こうしたドイツの労働力水準は、他国以上に学歴および職業資格と密接に結びついている。医師や法律家といった専門職に就くには、アカデミックな高等教育を受け国家試験等に合格することが必要となり、一方で熟練資格を得るには、中等教育第1段階修了後(15−16歳)にデュアルシステムでの職業訓練を経て修了試験に合格することが求められる。この両者に対してセミ・プロフェッションという概念は必ずしも明確ではなく、この職位に就く経路としては、いったん熟練資格を得たのち専門学校などの継続教育によりグレードアップする形態が多い。
- このように専門職と熟練職という二大職種の育成が高等教育と後期中等教育がそれぞれ担われているドイツにおいて、その間となるセミ・プロフェッションを育成する後期中等教育後の職業教育を担う機関は、①専門学校②医療・保健学校③専門大学の主に三つである。

<後期中等教育後の職業教育機関の概要>

= 専門学校 =

- 専門学校は 2010 年時点で 1,363 校、在籍者数は 176 千人。
- 教育職種は①農業、畜産、林業、造園②製造③技術④サービスに大別され、サービス職種 課程の生徒が 6 割。中でも社会福祉関係、幼児教育、障害児者教育関係が多く、これらで 全体の半数を占める。
- 入学資格は、職業教育法/手工業秩序法ないし州法による熟練資格取得者で、当該職業に1年以上従事した者、及びそれと同等の資格を持つ者が基本。社会福祉分野には実科学校修了資格が求められる。入学者の過半数は実科学校修了者。
- 修了試験は記述試験、口頭試問、実技で行われ、合格者には州から称号が与えられる。
- テクニシャン職の3分の1、工場マイスター職の半数は専門学校修了者が占める。

= 医療・保健学校 =

- 医療・保健学校という校名の機関は少なく、当該教育は専門学校や職業専門学校の当該課程で行われる場合も多い。看護師などの養成は病院の付属学校で行われることも多い。
- 学生数は 2009/10 年度において 128 千人で、そのうち 79%は女性。養成職種の半数近くが 看護師で、次いで老人介護師、理学療法士が多い。
- 入学資格は通常、18 歳以上で実科学校を修了していること。実際の入学者では大学入学資格保持者が3割近くを占め、職業専門学校に比べると高学歴者が多い。

= 専門大学 =

- 専門大学は、ヨーロッパ共同体の技師資格統一により従来の技師学校の格上げが必要となったことを受け、技師学校と高等専門学校を併せて1968年に高等教育機関化させたもの。 医師や法律家といった伝統的な専門職ではなく、現代社会の必要性から生じてきた技師やソーシャルワーカーなど新たな専門職を育成。
- 専門大学は 211 校、在籍者数は 684 千人。校数は総合学術大学の 2 倍あるが、学生数は半分 未満。専門大学を含む全ての大学の学生数に占める専門大学の学生数は徐々に増加してお り近年は 3 割に達する。
- 専門大学入学者は、ギムナジウム(普通科の中等教育機関)を修了して大学入学資格を得た者が 48%、実科学校修了後に専門上級学校で 2 年間学んで専門大学入学資格を得た者が 42%、熟練職業資格を持ち一定条件下で入学を許可された者が 7% (2006/07 年度)。有資格の志望者は全員入学できる。
- 専門大学の学生の専攻で最も多いのは法律・経済・社会科学分野で 42%、その 3 分の 2 が 経済経営実務領域、残りの多くが社会福祉関連領域。次いで工学 (うち機械工学・プロセスエンジニアリングが最多)、数学・自然科学 (その 8 割以上は情報学)、芸術 (その半分はグラフィック・デザイン)。
- 専門大学卒業者の就業率は87%で、総合学術大学の85%をやや上回る(2005年度)。

<後期中等教育後の職業教育機関の教育内容>

= 専門学校 =

- 教育内容は、農業、グラフィックデザイン、技術、経済の各領域で大枠が定められ、さらに必修領域と選択領域に分かれる。必修領域の内容は州教育相会議で結ばれた「専門学校の大綱協定」に基づき、選択領域は各州で決められる。必修領域はさらに専門共通学習領域と専門関連学習領域に分かれる。社会福祉領域では実習が加わる。
- 農業、グラフィックデザイン、技術、経済の領域の標準履修時間は 2,400 時間以上、社会的 教育学と障害幼児教育は 2,400 時間以上の授業および 1,200 時間以上の実習、治療教育学は 1,800 時間以上。
- 専門学校の教員は、職業教育学校教員の資格を持つ者及び、2年以上の職業経験を持ち、教育の適性がある総合大学か同等の大学、芸術大学を修了した者。

= 医療・保健学校 =

- 養成職種は連邦法により定められており、2007 年時点で老人介護士、食餌療法助手、作業療法士、助産師、小児科看護師、看護師、言語療法士、マッサージ師、機能診断医療技術助手、医学実験助手、レントゲン技師、整体師、薬剤師助手、理学療法士、フットケア士、救急救命士、獣医助手。
- 例えば薬剤師助手の養成課程は、①州が認可した薬剤師助手養成所での 2 年間の課程②薬 局での 160 時間の実習③学校外での 8 コマの救急処置の訓練④薬局での 6 か月の実践的訓

練――から成る。州の修了試験も、学校修了時の筆記・口頭・実技試験に加え、薬局での 訓練の後の口頭試問がある。

- 生徒数が最大である看護師の養成課程は「看護職種に関する法律」および「看護職種の訓練及び試験規程」によって定められており、全日制で3年間、定時制で最高5年までとされ、理論授業、実践的授業(2,100時間)および実習(2,500時間)から成る。
- 授業は、州に認可された病院付属の学校か、病院と提携している州認可の学校で行われる。 実習は、病院、介護施設、リハビリ施設で行われる。
- 教員の資格は、州によって定められている。実科学校修了証と当該職種の職業資格を持ち、 就業経験のある者が、専門学校等で全日制 2 年間、定時制 3 年間で教育を受け、州による 試験に合格しなければならない。

= 専門大学 =

- 専門大学の学修課程は1991年より8ゼメスター(4年間)であり、通常基礎課程2~4ゼメスターの後、中間試験を経て専門課程へと進む。専門課程の期間は、専攻領域と修了試験の種類によって異なる。
- 専門大学は、前身である技師学校の現場経験・実地訓練重視の伝統を受け継ぎ、実習ゼメスターを持つことが特徴。実習ゼメスターは6か月(最低20週)で、第5ゼメスターに置くのが標準的とされる。例えばハノーファー専門大学の社会福祉実習は、「学生が社会福祉活動を経験し、理論と実践の関係を作り上げる」ことを目的に8週間(週30時間)行われる。実習場所は、社会福祉関係の資格を持ち且つ経験ある指導者がいる社会福祉機関を学生自身が探して実習契約を結び、それを専門大学の実習担当部署に認可してもらう。
- 専門大学の教員には、連邦の「大学大綱法」により、大学修了、教育の適性そして博士号取得に示される学術的能力という一般的な教授採用条件に加え、「複数年の職業実践における学術的認識と方法の応用ないし開発の際の特別な業績」が求められる。バイエルン州では、総合学術大学を修了し大学以外での職業経験を持つ者とし、ノルトライン―ヴェストファーレン州では、「専門に応じた領域で5年間の職業実践活動(その内、最低3年は大学の領域外で行われたもの)での、学術的認識と方法の応用と開発に際しての特別な業績」を特に求めている。

本調査の対象は、ポストセカンダリー段階での職業教育というテーマから、さしあたり、労働力の点からは準専門職(セミ・プロフェッション)ないしテクニシャンレベルの養成、教育機関では、ユネスコの国際標準教育分類 ISCED(International Standard Classification of Education)4 レベル、と 5 レベルの B(practically-oriented, occupationally-specific tertiary education)の教育機関が対象の中心になる。

しかし、わが国の専門学校レベルの職業教育を念頭に置いて、ドイツの比較対象を想定すると、 この ISCED4 と 5B の教育機関のみの検討では、調査の目的を十分にカバーできないので、必要 に応じて後期中等教育段階に相当する ISCED3 レベルの教育機関にも言及する。

.1.1 ドイツにおける労働社会の特徴

労働力水準については、大まかに「特別な知識と長期の集中的なアカデミックな準備を必要とする」⁶⁸専門職(profession)に携わる者、熟練職従事者、不熟練職従事者、さらに本テーマに密接にかかわるセミ・プロフェッションに分類される。

しかし、ドイツにおいてはこれらの分類は、他の国よりも学歴および職業資格と密接に結びついており、就業前の教育訓練の内容は就職と直結している。専門職に就くには、基本的にアカデミックな高等教育を受け、国家試験等に合格することが必要となる。医師、聖職者、法律家、大学教授、ギムナジウム教師などがその代表的な職種である。

一方、専門職以外の職業については、主要な職種の殆どで熟練資格が求められる。この熟練資格は義務教育年限後、後に述べるデュアルシステムか職業教育学校を経て、所管部署による試験を経て与えられる。この熟練資格は、多くは産業別労働組合と使用者団体による協定による賃金水準の基本となるもので、その職種の労働者の基本的な労働条件の基礎となる。半熟練及び不熟練労働者は、職業教育・訓練を受けないか修了しなかった者である。

これに対し、セミ・プロフェッションという概念はドイツでは専門職、熟練資格に対して必ずしも明確ではない。この職位に就く経路は、一部の医療・保健関連の職種を除き、一旦、熟練資格を得たのち、専門学校などの継続教育によりグレードアップする形態が多い。製造業関連でのテクニシャンあるいはマイスターなどがその典型である。

専門職あるいは経営マネジメント職に至る経路の典型は、ギムナジウムを経て総合学術大学 (Universität) で学位を得るコースである。一方、熟練職に至る経路は、中等教育第1段階修了後 (15-16歳)、デュアルシステムでの職業訓練を経て修了試験に合格するコースである。この 両者の中間に、さまざまなレベル、形態の職業教育・訓練があり、近年、この分野が急速に増加しているとはいえ、従来この領域はマイナーな存在であった。したがって、本調査の対象である

⁶⁸ CEDEFOP: Vocational Education and Training at higher qualification levels. Luxemburg 2011.p.22.

ポストセカンダリーの職業教育は、ドイツにおいては、他国に比して概念的に明確な領域として 摘出しがたい。

さて、このように職業資格によって、かなり明確に労働力水準によって分類できるドイツの労働力の現状は、どのようになっているのであろうか。**図表 -1**は、職業資格によってドイツの労働力の水準分布を年齢別に示したものである。

図表 - 1 年齢別職業資格人口分布(2008年)

(単位:%)

年齢	熟練·半熟練修了	専門学校修了	大学修了	不明	職業資格なし
15-19	2.8	/	/	/	96.9
20-24	39.5	2.2	2.0	0.2	55.9
25-29	53.8	5	15.3	0.3	25.4
30-34	54.5	6.5	21.0	0.3	17.3
35-39	57.6	7.8	19.0	0.3	14.8
40-44	59.2	9.2	17.2	0.3	13.6
45-49	58.9	9.3	16.3	0.4	14.6
50-54	58.6	9.1	16.9	0.4	14.5
55-59	58.2	8.7	16.1	0.3	16.0
60-65	56.9	8.6	14.9	0.3	18.6
65-	49.6	7.3	8.9	0.3	32.4
全体	50.8	7.0	13.0	0.3	28.2

(資料) Bundesministrium für Bilung und Forschung:Bildung in Duetschland 2010. Bielefeld, 2010.S.228.Tab.B3-2A.より作成

これを見ると、15歳以上人口の半数が熟練資格、13%が専門職資格、7%がセミ・プロフェッション資格そして 28%が無資格者であることが分かる。また、近年は大学修了者の割合が増える一方⁶⁹、熟練・半熟練修了が漸減し、無資格者も減っていない傾向が見て取れる。こうした統計が取れること自体が、ドイツが(職業)資格社会であることを如実に示している。

これらの職業資格は、後に見るように、中等教育段階で取得する修了資格(Abschluss)と密接に結びついている。つまり、職業資格へのアクセスは学校歴とセットになっており、職業資格と切り離された「学歴」そのものに対する評価という観点は乏しい。換言すれば、一般的に職業選択の幅を広げるために大学に進学するという発想は乏しく、大学進学は専門職という職業選択の必要条件であるから進学するという考えである。

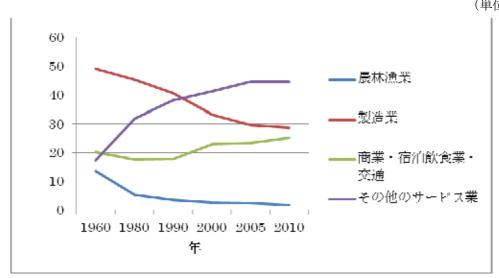
いずれにせよ、ドイツの労働社会は職業資格を前提とした仕組みによって成り立っており、熟練資格あるいは専門職資格とでもいうべき(専門)大学修了資格を持たないことは、非常に厳しく不安定な労働生活を送ることにつながる。2009年で修了資格別の失業率は、熟練資格なしで

 $^{^{69}}$ 大学修了は 30 歳近くかかることが多いので、 $^{25-29}$ 歳の年齢層では在学者が多く、大学修了者の割合は少なくなっている。

21.9%、熟練資格ありで 6.6%、専門大学修了者で 2.8%、総合大学修了者で 2.3%と明確な格差が 示されている⁷⁰。

.1.2 ドイツの労働社会の変化

他の先進国と同様、ドイツにあっても経済のサービス化、知識社会化、国内製造業の空洞化と いった変化は、従来の職業教育・訓練の在り方にも大きな影響を及ぼしている。産業別就業者の 割合の変化は図表 -2の通りである。



図表 - 2 産業別就業者割合

(単位:%)

(資料) BMBF: Daten-Portal.Tabellenauswahl.Tab.0.27 (accessed on.2012.1.30) より加工

戦後ドイツ経済をリードしてきた製造業の就業者は、1960 年の 48.9%から 2010 年には 28.7% に低下する一方、商業・宿泊飲食業・交通とその他のサービス業を加えた広義のサービス業の就 業者は同時期、37・6%から 69.7%へとほぼ倍増している。また 2009 年で、サービスセクターは 国民総生産の73%を占め、1970年の48%から大きく増加している⁷¹。

ドイツの職業教育・訓練の主軸であるデュアルシステムは、製造業の技能熟練職の養成を中心 に発展してきた。したがって、製造業の比重の低下とサービス産業の増加は、職業教育・訓練全 体のシステムの変動に直結する。

また、サービス経済化に伴う知識社会化は、労働力の高度化を要請する。近年の学校機関在学 期間の延長傾向と、大学入学資格取得者の増加はこれに対応するものである。ある研究⁷²による と、2010 年から 2020 年までの職業資格別労働需要は、無資格者は 413 千人の減少、熟練資格者

BMBF(Bundesministrium für Bildung und Forschung): Bildung und Forschung im Zahlen 2011. Bonn, 2011.S3.
 BMBF:Bildung in Deutschland 2010. Bielefeld 2010.S.22.

⁷² Bonin,H.usw.:Zukunft von Bildung und Arbeit.2007.S.81.

も 146 千人の減少に対し、マイスター、テクニシャン、専門学校修了者が 254 千人、専門大学修 了者が 692 千人、総合大学修了者が 498 千人の増加が見込まれている。つまり、従来の熟練資格 より上の職業資格の需要が強まるという予測である。とりわけ、専門大学修了者への需要が大き い点は注目される。

.2 ドイツの教育制度の概要と特徴

.2.1 一般教育学校

ドイツの教育制度は、いわゆる典型的な分岐制で、中等教育段階で将来の進路および職業資格に応じて大きく三つのコースに分かれている。学校制度は**図表 -3**の通りである。

最低年齢 継続教育 教育年 25 20 24 19 23 18 22 総合大学 専門大学 17 高等教育 21 20 15 14 19 18 13 中等教育 ギムナジウム上級 17 全日制職業 デュアルシステム 12 第2段階 教育学校 16 11 段階 15 10 14 総合制 ギムナジウム 複数課程学校 8 中等教育 13 学校 実科学校 基幹学校 7 第1段階 12 オリエンテーション段階 11 10 5 9 4 基礎学校 3 初等教育 8 7 6 5 4 就学前教育 3

図表 - 3 ドイツの教育制度

初等教育は4年間で、第5学年進学時に主としてギムナジウム、実科学校、基幹学校の3種類の学校に分かれる。第5学年及び第6学年はオリエンテーション段階として、この3種類の学校

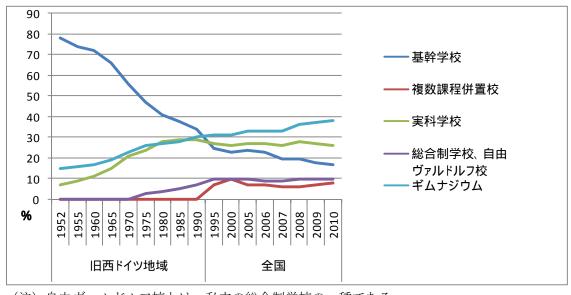
間での移動が可能な段階とされている。その他に、この三つの学校の教育課程を統合した総合制学校、旧東ドイツ部分の州に多い基幹学校と実科学校を併置した複数課程学校がある。

ギムナジウムは、高等教育に直結するアカデミックな9年制の教育課程の学校である。近年8年間の課程に短縮する州も増えてきている。

実科学校は、従来は事務職職員層等の中堅的職業人を目指す者の学校であったが、近年の教育 志向の変化の中で、デュアルシステムで熟練資格の取得を目指す者の主要なルートに変化してい る。

基幹学校は、その名の通りかつては大多数の生徒が進学する主要な学校であったが、1980 年代以降その地位は低下し、現在は、バイエルン州など南部諸州以外の都市部では、社会的経済的に不利な条件に在る生徒が集まる傾向が目立ってきている。かつては、ここを修了してデュアルシステムに進み、熟練資格を取るのが多くの人のキャリアコースであったけれども、現在、ここからデュアルシステムに進むことは困難になってきている。デュアルシステムでの訓練に受け入れられなかった者は、移行システムと呼ばれるさまざまな職業教育・訓練準備プログラムに入るか、不熟練職に就くことが多い。

以上の学校は、職業教育・訓練の前段階として一般教育学校(allgemeinbildende Schulen)と総称される。



図表 - 4 第8学年次の在籍学校生徒比率

(注) 自由ヴァルドルフ校とは、私立の総合制学校の一種である。

(資料) BMBF: Daten-Portal.Tabellenauswahl.Tab.2.3.34 より作成。

中等教育第1段階の学校への在籍分布の変化は**図表 -4**の通りである。これから分かるように、1960年時点で72%であった基幹学校は、その後急速に減じ、1975年には半分を割り、1995年では25%でギムナジウム在籍者の31%と逆転する。2010年には17%となってしまった。実科学校は、1952年の7%から1970年代に20%台に達したのちほぼ変化なく推移し、2010年には26%

となっている。

これらと対照的に確実に増加しているのがギムナジウムである。1952 年にわずか 15%であったのが、1970 年代に 20%台に乗り、1990 年代には 30%に達しその後着実に増え続け、2010 年には 38%と 4割台間近となった。

ドイツの学校では、中等教育段階以降は、規定年数の在学歴と修了(Abschluss)は厳密に区別されている。中等教育第1段階までの9年ないし10年の義務教育年限修了時点で、基幹学校と実科学校では修了試験があり、これに合格しないと修了証はもらえない。

各学校における修了率は図表 -5の通りである。

実科学校(及び 般大学入 基幹学校修 専門大学入学 全体 % それと同様の) % % % 資格 了資格 学資格 住了資格 学校種別 年度 25.5 2000/2001 838049 235950 28.2 376810 45.0 214007 11282 1.3 全体 2005/2006 892972 236531 398171 44.6 244010 27.3 14260 1.6 835206 191956 32.2 13312 2008/2009 23.0 361380 43.3 268558 1.6 199461 163412 36049 2000/2001 81.9 18.1 基幹学校 2005/2006 207795 159596 76.8 48199 23.2 2008/2009 173377 128416 74.1 44961 25.9 2000/2001 227691 12960 56.9 214731 94.3 2005/2006 230498 10403 45.1 95.5 実科学校 220095 2008/2009 217170 9174 42.2 207996 95.8 7982 2000/2001 236831 3781 16.0 32595 13.8 192473 81.2 3.4 2005/2006 253318 2313 25178 216288 85.4 9539 3.8 ギムナジウム 9.1 9.9 2008/2009 279036 2845 10.2 28003 10.3 239821 85.9 8367 3.0 47.9 14158 17.2 2.2 2000/2001 82021 26784 32.7 39311 1768 総合制学校 2005/2006 86780 26897 31.0 38730 44.6 18566 21 4 2587 3.0 2008/2009 74385 18737 33433 44.9 19728 26.5 2487 3.3 25.2 2000/2001 62150 15306 24.6 46844 75.4 2005/2006 75923 18965 複数課程併置校 56958 75.0 25.0 14911 2008/2009 52275 28.5 37364 71.5

図表 - 5 一般教育学校生徒の取得修了資格

(資料) BMBF: Daten-Portal.Tabellenauswahl.Tab.2.3.19 より作成。

この修了証の種類によって中等教育第2段階後の職業教育・訓練の行き先が決まる。なお、ギムナジウムは上級段階終了時点(第12ないし13学年次)で大学入学資格試験(アビトゥアー)があり、これに合格すれば大学に進学できる。

図表 - 5 によれば、基幹学校修了資格取得者は徐々に減少してきており、2009 年で 74.1%になっている。このうちいくらかの生徒は、その後何らかの形 (多くは全日制の職業教育学校で)で実科学校と同等の資格を取っており、それが 25.9%に達している。これに対して、実科学校の修了率は高く 95%台である。ギムナジウムもアビトゥアー取得率は 85%前後を維持している。

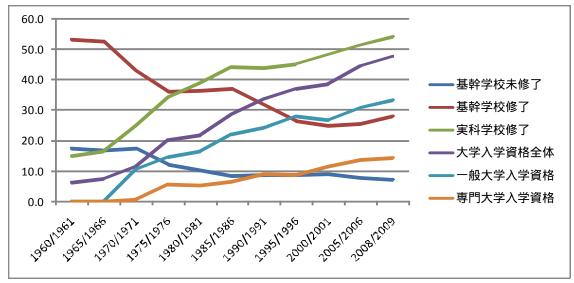
すでに述べたように、従来は基幹学校修了証を得た者は、デュアルシステムに進み、実科学校 修了証を得た者は商業・サービス関連職種のデュアルシステムないし全日制の職業教育学校に進 学した。デュアルシステムは基本的に、その条件として修了証を求めてはいないが、企業は訓練 生の採用時に修了証の所持者を優先することは事実であり、最近は多くの職種で、実科学校修了 証が事実上最低条件になっている。したがって、基幹学校未修了者と基幹学校修了者の職業教 育・訓練の機会はますます少なくなってきている73。

以上を整理すると、生徒の典型的な進路パターンは以下のようになる。

- A 基幹学校未修了→不熟練労働または移行システム
- B 基幹学校修了→移行システムまたはデュアルシステム
- C 実科学校修了→デュアルシステムまたは全日制職業教育学校
- D ギムナジウム上級段階でアビトゥアー取得→大学

学校毎の修了取得の変化は**図表** -6のようになっている。これから分かるように、1970年代から実科学校修了者、大学入学資格者が増加し、基幹学校修了者が減少、未修了者も漸減しているとはいえ一定の水準を下回らない。この結果、中等教育第2段階での職業教育・訓練への敷居は高くなってきている。

図表 - 6 同一年齢人口中の一般学校修了取得者の割合 (単位:%)



(資料) BMBF: Daten-Portal.Tabellenauswahl.Tab.2.3.16 (accessed on.2012.1.30) より作成。

.2.2 中等教育第2段階での職業教育・訓練

既にみたように、中等教育第2段階は基本的に職業教育・訓練である。ギムナジウム上級段階 も大学での専門教育のための準備という意味で、職業教育・訓練であると考えられる。本節では、 ギムナジウム上級段階を除いたデュアルシステムと全日制の職業教育学校の概要について述べ

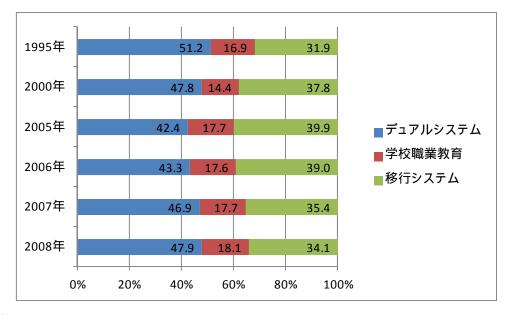
⁷³ これについては、佐々木英一「ドイツにおける職業教育・訓練の構造転換—社会経済構造の変化とデュアルシステムの危機—」(『追手門学院大学心理学部紀要』第4巻、2010年3月)を参照。

る。後者については、後に見るように多くの種類の学校があるが、その役割として、純粋に職業 教育・訓練のみを行う課程と、一般教育学校修了資格を追加的に取らせる課程が混在している。 この点は分かりにくいが、ドイツの職業教育・訓練を考える上で重要なポイントである。具体的 には、基幹学校未修了者がそうした課程で基幹学校修了資格を、基幹学校修了者が実科学校修了 と同等の資格を、実科学校修了者が大学入学資格を取ることは一般的な事象である。

これは、ある職種の職業教育・訓練を受ける際の前提条件として、法規上あるいは事実上、一定の一般学校修了資格が求められるからである。こうした意味でも、一般教育学校も職業教育・訓練と密接に結びついているのである。

もうひとつ、移行システムがある。これは、中等教育第1段階終了後、さまざまな理由でデュアルシステムでの訓練生に採用されなかった者に対して、種々の方策(職業準備年、職業教育基礎年など)によって、学力の補充や修了資格の取得、基礎的な職業準備教育を施すものの総称である。ここには主に基幹学校を出た者が通う。また、移民などの家庭出身者が多いのも特徴である。これを経て、デュアルシステムや職業教育学校への入学をめざす。

これを加えると、基幹学校、実科学校後の職業教育・訓練には三つのコースがあることになる。 近年のそれぞれの分布は**図表** - **7** のようになる。

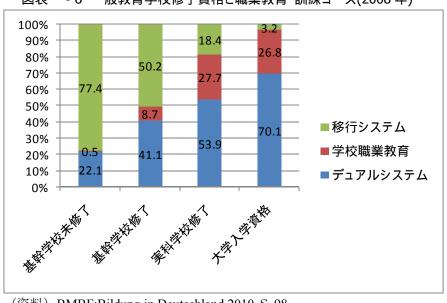


図表 - 7 新たに入った職業教育・訓練種別の割合

(資料) BMBF:Bildung in Deutschland 2010.Bielefeld 2010.S.96.及び Bildung in Deutschland 2008. Bielefeld 2008.S.96.より作成。

これから、漸減傾向にあるとはいえ、デュアルシステムがほぼ半数を占め、学校職業教育が漸増で2割、そして移行システムがほぼ3分の1を占めていることが分かる。移行システムがなかなか減らず、スムーズに職業教育・訓練に移行できない青少年が3分の1もの多数に達することが、近年のドイツの大きな教育、職業教育・訓練問題である。図表 -8に示したように、一般

教育学校での修了資格がその後の職業教育・訓練コースと明確に結びついている。



図表 - 8 一般教育学校修了資格と職業教育・訓練コース(2008年)

(資料) BMBF:Bildung in Deutschland 2010. S.98.

以下では、移行システム以外の二つの形態の職業教育・訓練について、わが国における専門学校での教育・訓練を念頭においてその概略を述べる。

.2.2.1 デュアルシステムにおける職業教育・訓練

周知のように、デュアルシステムはドイツの職業教育・訓練を特徴づける最大のシステムである。元来、中世の手工業の後継者養成システムであったものが、近代以降も工業の熟練労働者養成システムとして整備され、製造業以外の分野にも広がり、戦後西ドイツで 1969 年に初めて職業教育法の制定に伴って、法的にも整備され今日に至っている。

デュアルシステムは、中等教育第2段階に位置づけられ、教育制度の枠組みの中にしっかりと 組み込まれている。デュアルシステムにおいては現在、定められた348の訓練職種において訓練 が行われている。この職種数はここ10年来ほとんど変わっていないが、産業の変化に応じ、新 設されたり、訓練内容の見直しが行われる。

デュアルシステムは、その訓練時間のほとんどが企業などの事業所において行われ、週に1~2日12時間程度、自治体が設ける職業学校(Berufsschule)に通学し、職業に関する理論や一般・市民教育を受ける。この職業学校へは18歳まで通学が義務付けられている。通学は、年間必要日数をまとめて1~2週間程度行うブロック形式もある。

さて、中等教育第1段階の学校の後、デュアルシステムでの訓練を希望する生徒は、希望する 職種の訓練生を募集している事業所に応募する。事業所は応募者の中から、訓練生を選び、訓練 契約を結ぶ。これには、訓練期間、訓練手当などが含まれる。訓練期間は職種によって全国的に 一定であり、手当はおおむね、職種、地域によってほぼ決まっている。訓練内容は、連邦の訓練 基準によって決められており、事業所が勝手に行うことはできない。各職種の訓練内容のうち、 職業学校以外の部分の内容は、連邦レベルの機関である職業教育研究所に設置される、政府、労 働組合、使用者団体の三者で構成される委員会で決定される。

訓練期間終了時に所管の会議所による修了試験が行われ、合格すればその職種の熟練資格が与えられる。デュアルシステムの財政は職業学校部分を除き、事業所が負担する。

デュアルシステムに入る上で一般教育学校修了の要件は法律上何もないが、実際にはより高い修了証が求められる。1970年の新規採用の訓練生の学歴は、基幹学校未修了者と修了者の合計が79.0%、実科学校修了者が20.0%、大学入学資格者が1.0%であった⁷⁴のに対し、2010年に新規に採用された訓練生の学歴は、基幹学校未修了3.1%、基幹学校修了32.7%、実科学校修了42.7%、大学入学資格20.9%となっており75、年々高度化進んでいる。

さて、訓練職種は350近くもあるが、それぞれの職種の訓練生は一般教育学校修了資格と相関している。大学入学資格を持つ者は、男子は専門情報技術者(Fachinformatiker)、女子は工業企業事務職(Industrickauffrau)、金融保険事務職など、実科学校修了者は男子で自動車修理工、女子で小売業職員、基幹学校修了者は、男子が自動車修理工、手工業職種、女子は販売員などの職種が多い⁷⁶。

350 近くの訓練職種のうち、訓練生数の多い上位 25 の職種で、全体の 6 割近くを占める。2009年段階で最も多いのは、小売業職員で、以下販売員、事務所職員、自動車整備工、工業企業職員、調理人、理美容師と続く。

次に、わが国の専門学校で養成している職種との比較してみよう。デュアルシステムで養成される該当職種は、情報処理、電気技術、自動車整備、製菓、理美容、調理などの職種である。

これらの職種のうち、わが国の職種と特定でき比較できる職種についている者の職業資格別統計をみると、**図表 -9**のようになっている。

図表 - 9 従業者の持つ職業資格(2010年)

(単位:%)

	デュアルシステム修了	専門学校修了	専門大学修了	総合大学修了	不明その他
自動車整備工	61.6	21.2	0	0	15.9
調理師	56.5	2.7	0	1.4	38.3
パン製造	51.7	5.3	0	0	10.3
理美容師	58.6	27.1	0	0	13.5

(資料) Statistisches Bundesamt:Bevölkerung und Erwerbstätigkeit.Berufliche Ausbildung der Erwerbstätigen in Deutschland 2010.Fachserie 1.Reihe 4.1.2.Wiesbaden 2011.S.31ff より作成。

⁷⁴ Bundesinstitut für Berufsbildung(BIBB):Schaubild zur Berufsbildung.Ausgabe2010.

Klaukien, A.: Die neue Berufsbildungsstatistik. Ergebnisse zur dualen Ausbildung im Berichtjahr 2010 basierend auf Indidualdaten. (in: Statistisches Bundesamt: Wirt-Schaft und Statistik. 2011. Wiesbaden 2011.) S.1004.
Ibid: S.1007.

これを見ると、ほぼ 6 割前後がデュアルシステムで熟練資格を取っていることが分かる。これに不明分を加えると、大多数は後期中等教育段階で資格を得ていると推定される。なお、この表中、専門学校修了となっているのは、これらの職種ではほとんどマイスター資格取得のための継続教育を経てマイスター資格を取った者である。

.2.2.2 学校職業教育

全日制の学校による中等教育第2段階以降の職業教育・訓練には、さまざまな種類の学校がある。2010年の現状は図表 - 10の通りである。

	学校数	生徒数
職業上構学校	23	533
職業専門学校	2,508	478,426
専門上級学校	859	139,808
専門ギムナジウム	811	163,294
職業(技術)上級学校	257	24,666
専門学校	1,363	175,569

図表 - 10 職業教育の学校数と生徒数(2010年)

(資料) Statistisches Bundesamt:Bildung und Kultur. Berufliche Schulen.Schuljahr 2010/11.Fachserie 11. Reihe 2.Wiesbaden 2011,S.20.)

ドイツ連邦教育研究省による各学校の ISCED 分類は、以下のようになっている 77 。

これによれば、後期中等教育段階(ISCED3)の職業教育・訓練に相当するのは、デュアルシステムと専門上級学校の一部、職業専門学校、医療・保健学校の一部である。

ISCED3A (アカデミックな高等教育につながる後期中等教育機関):ギムナジウム、専門上級学校(2年課程)、専門ギムナジウム、職業専門学校(大学入学資格を与える課程)

ISCED3B: (職業教育を主とする高等教育につながる後期中等教育機関):移行システム、職業学校(デュアルシステム)、職業専門学校(職業資格を与える課程)、医療・保健学校(1年課程)

ISCED4A (アカデミックな高等教育につながるポストセカンダリー教育機関): 夜間ギムナジウム、専門上級学校(1年課程)、職業(技術)上級学校

ISCED4B (職業教育を主とする高等教育につながるポストセカンダリー教育機関): 3B の二つ の職業教育プログラムの組み合わせ

ISCED5A:総合大学、教育大学、工科大学、総合制大学、芸術大学、専門大学

ISCED5B:専門学校、医療・保健学校(2-3年課程)

⁷⁷ BMBF:Bildung in Deutschland 2010.S91-92..

そこで、本項では専門ギムナジウム、職業専門学校について述べる。専門上級学校と、医療・ 保健学校については別項でまとめて述べる。

専門ギムナジウム(Fachgymnasium)は、職業と関連したギムナジウムで実科学校修了を入学条件とし、通常3年間(第11~13学年)で大学入学資格を与える。専門分野として、経済、技術、栄養・家政、農業がある。この学校は、職業教育・訓練機関というよりは、実科学校修了者に対して、ギムナジウムと同等の大学進学資格を与える機関という色彩が強い。

学校数、生徒数とも最多であり、最も重要なのは<u>職業専門学校</u>である。この学校はさまざまな種類の教育課程を持つ学校の総称で、中身はきわめて複雑であり州によってかなりのバラエティがある。期間も 1~3.5 年で、教育内容も基幹学校および実科学校修了資格のための補習や職業訓練の準備のための基礎教育から、中級程度の学校職業資格と呼ばれる職業資格取得まで幅広い。2009/10 年度では、18.2%の生徒が実科学校修了を目指す基礎教育課程に、51.3%が職業資格を取る課程に在籍する⁷⁸。旧東ドイツ諸州では、92%が職業資格を目指す。

基本的にデュアルシステムで養成する職種(職業教育法及び手工業法に規定されている職種) と、職業専門学校で養成する職種とは別であるが、デュアルシステムの受け皿が減少し、訓練生 になれない者が増加するにつれて、職業専門学校でも同種の訓練ができるようになっている。職 業専門学校生徒の87%は、職業専門学校独自の職業資格を目指す⁷⁹。

職業専門学校は後に見るように、サービス関係職種の養成が多いので、女子が多い。2009/10 年度で女子は生徒の 58%を占める。また、生徒の学歴は、56%が実科学校修了、37%が基幹学校修了、5.6%が大学入学資格である。

職業専門学校で取得する職業資格で多いものは図表 - 11 のようである。

図表 - 11 職種別職業資格取得者数(2010年)

	取得者数
1社会福祉助手	19,894
2.商業助手	18,141
3保育士	16,198
4.情報技術助手	13,658
5.介助助手	10,417
6.デザイン・グラフィック・造形助手	10,146

(資料) Statistisches Bundesamt:Bildung und Kultur. Berufliche Schulen.Schuljahr 2010/11.Fachserie 11. Reihe 2.Wiesbaden 2011,S.203.

これらの職種は、いわゆる助手資格と呼ばれるもので、多くは州法によって規定されている。 州間では、大綱協定で同種の資格の多くについて共通性が保たれている。 助手資格は実科学校 修了者の2年課程が標準である。

⁷⁸ BIBB: Datenreport zum Berufsbildungsbericht 2011. Bonn 2011, S. 205.

⁷⁹ Ebenda.

これらの職種以外に職業専門学校で養成される職種で比較的生徒数の多い課程は、老人介護、 外国語助手・ヨーロッパ圏秘書、家政援助などである。

教育内容は、普通教育科目と専門科目で構成され、通常2年で実科学校修了証書を、一定の条件を満たせば3年で専門大学入学資格を持って修了する。2年課程では最低2,400時間、週30-32時間の授業時間が求められる。

職業専門学校は、歴史的には、徒弟制度から排除されていた女子に対する職業教育・訓練機関として発達してきた。主として、家政、保育、幼児教育、介護、看護など対人サービス業を守備範囲としてきた。近年のサービス産業の増大とともに注目されるようになり、生徒数も 1992 年の 26.6 万人から 2010 年には 47.8 万人へと伸びている。

以上が、セカンダリー段階での職業教育・訓練の概要である。

.3 ポストセカンダリーでの職業教育・訓練

ポストセカンダリーの職業教育・訓練は、大別して大学教育分野でのそれと、それ以外のものがある。ここで主たる対象とする専門学校と医療・保健学校は、既にみたドイツの分類によれば ISCED5B に含まれているが、後に見る専門大学での職業教育・訓練とは明らかな違いがあることと、わが国の専門学校との比較を視野に入れた場合、実質上 ISCED4 レベルのものと考えここで取り上げることとする。

まず、後者からみていこう。

.3.1 大学以外のポストセカンダリーの職業教育・訓練

図表 - 10 に挙げた、学校による職業教育・訓練でここに属する学校には以下のものがある。 職業上構学校(Berufsaufbauschule)は、基幹学校修了証を持つ職業訓練中か修了者が、全日制で1年~1.5年通い、専門分野(手工業、技術、商業、家政、介護、農業等)に即した職業教育及び一般教育(ドイツ語、英語、数学、宗教、歴史、経済地理、物理、化学)を受ける。修了すれば実科学校修了と同等の資格が得られ、それを必要とする職業訓練に応募でき、あるいは専門学校入学資格が得られる。現在はバーデン・ヴュルテンブルグ州のみにある。

職業(技術)上級学校(Berufsoberschule, Technische Oberschule) は、一般教育と専門理論教育を行う機関で、2年以上のデュアルシステムを修了するか、5年以上の当該分野での就業経験を持ち、実科学校ないし同等の修了資格を持つ者が、2年間(第12、13学年)通う全日制学校である。現在バイエルンなど8州にある。修了すれば専門が指定された大学入学資格が、第2外国語の補足試験に合格すれば、一般大学入学資格が得られる。専門別では、経済・商業が1万人、技術が0.8万人、家政・社会福祉が2.6万人である80。

⁸⁰ Stataitisches Bundesamt:Bildung und Kultur.Beruflichen Schulen.Schuljahr 2010/2011.S.278.

専門上級学校(Fachoberschule) は、実科学校修了者に全日制で最低1年、定時制3年で専門大学入学資格を与える。デュアルシステムなどでの職業訓練修了者は1年間、未修了者は2年間学ぶ。後者の場合、第11学年では授業と専門の実践的訓練をおこなう。第12学年は、普通科目(ドイツ語、外国語、数学、自然科学、経済と社会)と専門理論科目の授業でほとんど占められる。専攻分野別に多い順に、経済・行政(約5万人)、技術(約3万人)、社会福祉(2.4万人)、医療・保健(1.8万人)、グラフィック・デザイン(約1万人)である。修了者は、卒業後それぞれの専門分野の専門大学に進むか就職する。

以上の三つの学校は、ポストセカンダリーの職業教育・訓練機関ではあるが、その目標と内容のかなりの部分が専門大学ないし総合学術大学への入学資格の付与に規定されている。すでに指摘したように、ドイツでは準専門職以上の職種の多くが一般教育修了資格を前提としているので、大学(多くは専門大学)レベルでの教育を必要とする職業資格を得るために、ISCED4レベルの教育は、ISCED4A つまり、大学入学準備と結びつくものに集中することになる。ドイツは、わが国の高等学校のように、いずれの高等学校でも卒業すれば大学受験資格が与えられるシステムではない。

.3.2 専門学校

本来の意味でのポストセカンダリーの職業教育・訓練機関として重要なのは、専門学校である。これは、継続職業教育分野に位置づけられている。ドイツの分類では、専門学校はISCED5Bに位置づけられているが、わが国との比較の観点からすれば、ISCED4(ポストセカンダリー)レベルと考える方が適当だと思われるのでここで扱う。

入学条件として職業訓練と職業経験を有することが求められる。就学期間は、基本的に全日制で半年から3年であるが、基本は2年間2,400時間の全日制である。

2010/2011 年度の在学者の年齢分布は、18~19 歳 6.6%、20~24 歳 48.1%、25~28 歳 21.9%、29 歳以上が 23.1%である81。20 歳代前半が約半数を占めている。

入学者の学歴は、基幹学校未修了 0.4%、基幹学校修了 10.9%、実科学校修了 57.0%、専門大学入学資格 11.4%、一般大学入学資格 9.7%、その他 10.6%である。半数が実科学校修了者で、生徒の多くが、デュアルシステムないし職業専門学校で熟練資格を取っているものと考えられる。

専門学校の教育訓練の領域中、生徒数 1000 人以上の職種は**図表 - 12** のようになっている。 在籍者は総数 17.6 万人(男 8.8 万人、女 8.8 万人)で、職種の分野別の分布は**図表 - 13** のようになっている。サービス職種が 6 割を占め、その中でも社会福祉関係、幼児教育、障害児者教育関係で 8 万人程度が在籍し、全体の半数を占めている。

⁸¹ Statistisches Bundesamt:Bildung und Kultur.Berufliche Schulen.Fachserie 11. Reihe 2.Wiesbaden 2011,S,277.の表より計算。

図表 - 12 専門学校の職業別課程生徒数(1,000人以上の在籍者の職種、2010/2011年)

		男性	女性
農業、畜産、林業、造園職種	6,022	5,212	810
農業一般	3,355	3,058	297
製造職種	4,556	4,021	535
技術職種	56,009	52,558	3,421
機械組立テクニシャン	24,252	23,022	1,230
儀典用馬車・自動車テクニシャン	1,139	1,127	12
エネルギー供給テクニシャン	1,364	1,323	41
電気技術テクニシャン	12,604	12,333	271
建築テクニシャン	2,624	2,432	192
化学技術テクニシャン・助手	1,551	1,065	486
木材・紙テクニシャン	1,105	1,060	45
サービス職種	107,542	25,782	81,760
経営専門士(Betriebswirt)	6,181	3,010	3,171
簿記係	1,239	502	737
工業事務	1,575	617	958
州公認経営専門士	4,594	2,114	2,480
ソーシャルワーカー・社会的教育者	19,876	2,348	17,528
治療教育家	3,090	471	2,619
幼児教育者(Erzieher/in)	36,580	6,324	30,256
老人介護士	3,446	547	2,899
障害児者治療教育士	16,498	4,601	11,897
ホテル・飲食業営業士	1,878	943	935
家政士	2,228	112	2,116

(資料) Statistisches Bundesamt:Bildung und Kultur. Berufliche Schulen.Schuljahr 2010/11. Fachserie 11. Reihe 2.Wiesbaden 2011,S.288 から S.290 より作成。

3% 3% ■農業、畜産、 林業、造園職 種 ■製造職種 32% 62% ■技術職種 ■サービス職種

- 13 専門学校生徒の在籍職種の分野別割合 図表

図表中に出ていない職種で、わが国の専門学校の内容との比較上重要なものは、歯科技工士、 眼鏡士、時計技術、裁縫士、製菓・パン、大工、航空整備、情報処理、音楽、彫刻、工業デザイン、服飾デザイン、グラフィックデザインなどの職種がある。これらの課程を修了して得られる 資格は、連邦レベルのもの、州レベルのものとさまざまであるが、いずれも熟練職種より上のランクに位置づけられる。

専門学校も州の管轄下にあり、州間の調整のため州文相会議が 2002 年に「専門学校の大綱協定」を結んでおり、各州はこの基準に従って各々専門学校を組織している。以下この大綱に従ってその内容を見ていく。なお、この協定の対象となる専門学校は、2,400 時間以上授業時間を持つ、農業、グラフィックデザイン、技術、経済の専門領域の専門学校、2,400 時間以上の授業時間と、1,200 時間以上の実習を行う社会福祉領域の障害幼児教育指導者と社会的教育学領域の専門学校、及び1,800 時間以上の授業時間を持つ社会福祉領域の治療教育学の領域の専門学校である(大綱協定第1部1)。

入学資格は、職業教育法/手工業秩序法ないし州法による熟練資格取得者で、当該職業に1年以上従事した者、及びそれと同等の資格を持つ者が基本であるが、社会福祉分野には実科学校修 了資格が求められる。治療教育学分野では、州認定幼稚園教員資格か、それと同等と認められる、 社会的教育施設での1年以上の従事が必要とされる。

教員は、職業教育学校教員の資格を持つ者及び、2年以上の職業経験を持ち、教育の適性がある総合大学か同等の大学、芸術大学を修了した者である(大綱協定第1部2.2)。多くはディプロムの学位を持っている。

教育内容は、農業、グラフィックデザイン、技術、経済の各領域で大枠が定められている。カリキュラムは必修領域と選択領域に分かれ、後者は各州で決められる。必修領域はさらに、専門共通学習領域と専門関連学習領域に分かれる。社会福祉領域では実習が加わる(大綱協定第 1 部 5.2,7)。各分野の標準時間は下記のとおりである。

農業、グラフィックデザイン、技術、経済(2,400時間以上)

学習領域	基準授業時間
専門共通学習領域	400-600
専門関連学習領域	1,800-2,000
計	2,400

社会的教育学と障害幼児教育(2,400時間以上の授業と1,200時間以上の実習以上)

学習領域	基準授業時間
専門共通学習領域	360以上
専門関連学習領域	1,800 以上
実習	1,200 以上
計	3,600

社会的教育学と障害幼児教育分野のみ、さらに詳しい教育内容が示されている。即ち、社会的教育学分野では、「コミュニケーションと社会」「社会的教育学の理論と実践」「音楽と造形」「エコロジーと健康」「組織、法と行政」「州法による宗教/倫理」が、障害幼児教育分野では、「コミュニケーションと社会」「障害幼児教育の理論と実践」「音楽と造形」「養育」「組織、法と行政」「州法による宗教/倫理」が挙げられている。

治療教育学(1,800時間以上)

学習領域	基準授業時間
専門共通学習領域	300-450
専門関連学習領域	1,350-1,500
計	1,800

修了試験は、州によって行われ記述試験、口頭試問、実技で行われる。記述試験では専門関連 学習領域から3問以上(社会福祉、農業では2問以上)が出題され、全体で9時間以上(社会福祉と農業では6時間以上)かけられる。結果は、合、不合で出され合格者には、州から称号が与えられる。

専門学校修了レベルが比較的多い職種の就業者の職業教育・訓練歴を見ると**図表 - 14** のようになっている。

図表 - 14 専門学校修了者の多い職種の職業教育・訓練歴(2010年)

(単位:%)

	デュアルシステム	専門学校修了	専門大学修了	総合学術大学修了	不明・その他
テクニシャン	49.9	32.9	6.9	4.2	5.7
工場マイスター	39.4	52.6	4.4	0	5.1
医師以外の医療保健職員	60.9	23.1	18.4	27.3	11.2
社会福祉関係職員	52.0	17.1	12.1	7.6	12.9
老人介護士	64.7	13.3	1.7	2.0	17.9

(資料) Statistisches Bundesamt:Bevölerung und Erwerbstätigkeit.Berufliche Ausbildung der Erwerbstätigen in Deutschland 2010.Fachserie 1.Reihe 4.1.2.Wiesbaden 2011.S.31ff より作成。

.3.3 医療・保健学校 (Schulen des Gesundheitswesens)

日本の専門学校で大きな位置を占める、医師以外の看護師、助産師などの医療・保健関係職種については、各州教育省の管轄にある教育制度とは別に、医療保健省の規制によって行われる。これらは、2年ないし3年課程でドイツではISCED5Bに位置づけられている。医療・保健学校という名称の学校は少なく、ヘッセン州やバイエルン州などのように、専門学校や職業専門学校の当該課程で行われる場合も多い。看護師などの養成は病院の付属学校で行われることも多い。

2009/2010 年度では 98,931 人が専門学校や職業専門学校で学んでいる82。

医療・保健学校には 2009/2010 年度で 128,200 人の生徒がいる。そのうち 79%は女子である。 通常入学は 18 歳以上で、職種にもよるが実科学校修了を条件とする 83。2010/2011 年度の入学者の学歴は、基幹学校修了 13.7%、実科学校修了 41.1%、専門大学入学資格 10.2%、一般大学入学資格 19.3%、その他・不明 15.7%となっており 84、大学入学資格保持者が 3 割近くを占めるなど、職業専門学校に比べると高学歴者が多いのが特徴である。

ここで養成する職種で生徒数の多いものは図表 - 15 の通りである。

図表 - 15 医療・保健学校の養成職種毎の学校数・生徒数

	学校数	生徒数
看護師	538	52,680
老人介護師	224	20,942
理学療法士	197	17,510
小児看護師	141	6,038
老人介護援助者	139	4,238
作業療法士	87	5,446
救命救急士	88	3,836
薬剤師助手	33	3,638
医学実験助手	60	3,139
言語療法士	72	3,007
レントゲン技師助手	40	2,118
マッサージ師	62	1,934
助産師	46	1,728
看護助手	81	1,631

(資料) Statistisches Bundesamt:Bildung und Kultur. Berufliche Schulen.Schuljahr 2010/11.Fachserie 11. Reihe 2.Wiesbaden 2011,S.314 と S.316 より作成。

医療・保健学校で養成される職種は、連邦法によって定められており、各州はこれに基づいて その教育内容、修了試験を規定している。その職種は、2007年段階で老人介護士、食餌療法助 手、作業療法士、助産師、小児科看護師、看護師、言語療法士、マッサージ師、機能診断医療技 術助手、医学実験助手、レントゲン技師、整体師、薬剤師助手、理学療法士、フットケア士、救 急救命士、獣医助手である。

たとえば、このうちの薬剤師助手の養成については、①州が認可した薬剤師助手養成所での2年間の課程②薬局での160時間の実習③学校外での8コマの救急処置の訓練④薬局での6か月の実践的訓練——が義務付けられている。また、州の修了試験は二つの部分からなり、一つは学校

⁸² Bundesinstitut für Berufsbildung:Datenreport zum Berufsbildungsbericht 2011.S.209.

⁸³ 実科学校修了時点では、多くの者は 16-17 歳であるので、多くの場合、関連する職業訓練を受けるか、 病院や社会福祉施設に併設される予備学校に通う。

⁸⁴ Statistisches Bundesamt: Bildung und Kultur. Berufliche Schulen. Fachserie 11. Reihe 2. Wiesbaden 2011. S. 319.

の修了時の筆記、口頭、実技試験で、もうひとつは薬局での訓練の後の口頭試問である85。

また生徒数が最大の看護師についてみると、その養成は「看護職種に関する法律」および「看護職種の訓練及び試験規程」によって次のように定められている。養成は全日制で3年間、定時制で最高5年まで。教育は、理論授業、実践的授業(2,100時間)および実習(2,500時間)からなる。

学校での教育内容の内訳は以下の通りである。

1) 看護の知識、小児看護の知識、小児看護学並びに看護学	950 時間
2) 看護に関する自然科学、医学の知識	500 時間
3) 看護に関する精神科学、社会科学	300 時間
4) 看護に関する法律、政治経済の知識	150 時間
上記のいずれか	200 時間
合計	2,100 時間

病院での実習の教育

I 一般領域

- 1. 内科、高齢者医学、神経科、外科、婦人科、小児科、周産期科での治療部門での入院、並びにこれらのうち最低二つの部門でのリハビリと緩和領域でのあらゆる年齢層の患者の看護 800 時間
- 2. 予防、治療、リハビリ、緩和領域での外来処置でのあらゆる年齢層の患者の看護 500 時間

Ⅱ 分化領域

- 1. 内科、外科、神経科での入院看護または
- 2. 小児科、新生児科、小児外科、神経科、小児・思春期神経科での入院看護

700 時間

Ⅲ Iまたは**Ⅱ**のいずれか

500 時間

合計 2,500 時間

授業は、州に認可された病院付属の学校か、病院と提携している州認可の学校で行われる。実習は、病院、介護施設、リハビリ施設で行われる。入学資格は健康で、実科学校修了か、2年以上の職業訓練を修了した基幹学校修了者、または、1年以上の看護助手の訓練を受けた基幹学校修了者である。修了試験は、筆記試験、口頭試験、実技で行われる。

-

⁸⁵ Pahl, J-P. Berufsfachschulen. Bielefeld 2009, S. 107-108.

教員の資格は、州によって定められている。実科学校修了証と当該職種の職業資格を持ち、就業経験のある者が、専門学校等で全日制2年間、定時制3年間で教育を受け、州による試験に合格しなければならない。

.4 専門大学における職業教育・訓練

周知のように、ユネスコによる ISCED5Aは、アカデミックな高等教育機関(大学)、5B は実践的な職業教育を行う機関とされている。既にみたように、ドイツの分類では ISCED5(高等教育)レベルの教育機関として、5A に総合学術大学、教育大学、工科大学、総合制大学、芸術大学そして専門大学を、5B に専門学校、医療・保健学校(2-3 年課程)が挙げられている。

しかし、社会的評価や各種統計分類基準、あるいは法律面で、前者と後者は明らかな差異が認められる。また、後に見るように、同じ ISCED5A に入れられているとはいえ、専門大学とその他の大学の間には大きな溝がある。ヨーロッパ職業訓練開発センター(CEDEFOP)の高等教育での職業教育・訓練に関する報告書でも、「ドイツでは、職業高等教育(vocational higher education)とアカデミックなそれの間には明確な区別がある」と指摘されている⁸⁶。専門大学はその歴史から見ると、多くが現在では ISCED4B に相当する技師学校や社会福祉関係の高等専門学校から発展してきたものであり、高等教育の範囲が相当に広い英米語圏や北欧諸国の基準では、ISCED5Bに分類されても誤りではない。そこで、本報告では本来の調査対象でない ISCED5A に分類されているにもかかわらず専門大学を取り上げることとする。

.4.1 専門大学の位置づけ

専門大学は、英訳では university of applied sciences と訳されるように、応用的、実践的な高等教育機関とされる。

そもそも、その創設は 1960 年代のヨーロッパ共同体の技師の資格統一問題に由来する。それまでドイツでは長い間、工科大学で学位をとった技師(Diplom Ingenieur)とは別に、技師学校(Ingenieurschule)修了の技師が存在していたが、フランスが主導した技師の資格統一基準では、12 年間の学校歴の上に最低 3 年間以上の教育を経たものを技師とすることとされ、従来実科学校修了者が多かった技師学校では、技師の資格が取れなくなった。この問題を回避するために、技師学校は 1968 年に専門大学に昇格され、入学要件を 12 年間の学校歴にした⁸⁷。主に実科学校を修了した者を対象とした現在の専門上級学校は、実科学校までの 10 年間の学習にさらに 2 年を加えるものである。

この時、技師だけではなく、従来、高等専門学校(Höhere Fachschule)と呼ばれてきた教育機

⁸⁶ CEDEFOP: Vocational Education and Training at higher qualification levels. Luxemburg 2011,p.57.

⁸⁷ この経緯については、佐々木英一「ドイツにおける技師の多層性―技師学校の展開と消滅-」(望田幸男・広田照幸編『実業世界の教育社会史』昭和堂、2004年)参照。

関も含めて創設されたのが専門大学であり、法学部・医学部・神学部が養成するような伝統的な 専門職ではなく、現代社会の必要性から生じてきた技師やソーシャルワーカーなど新たな専門職 を養成する高等教育機関として設置されたのである。それ以来、専門大学は 40 年以上の歴史を 重ね今日に至っている。

専門大学は、法律上、総合学術大学とは区別される。例えば、研究の特徴としては、基礎研究を主とする総合学術大学に対して、専門大学は応用研究を特徴とするとされている。しかし、実際にはこの両者の区分は徐々に不明確になってきており、とりわけ工学分野ではさしたる差異がなくなってきている。

また、専門大学が、地域の中小企業と連携して研究開発を進めたり、卒業生を送り込むなどして、地域経済との密接な関係を保つこともその特性とされている。

次に、高等教育全体の中での専門大学の位置をより明確にするために、以下では大学制度全体 を視野に入れてみていこう。

.4.2 大学制度の中の専門大学

現在 (2010/2011 年度冬学期)、ドイツには以下の大学種別がある。それぞれの大学数と学生数は**図表 - 16** の通りである。

	大学数	学生数
総合学術大学	105	1,466,131
教育大学	6	22,381
神学大学	16	2,398
芸術大学	51	32,929
専門大学	211	683,637
行政専門大学	29	29,818
合計	418	2,217,294

図表 - 16 大学種別ごとの大学数と学生数(2010/11 冬学期)

(資料) Statistisches Bundesamt:Bildung und Kultur.Studierende an Hochschuen.Studierende Vorbericht.Fachserie 11Reihe 4.1. 2011、S.5-6.及び Studierende Insgesamt nach Hochschularten より作成。

この図表中の行政専門大学とは、上級公務員養成のための大学で、他の大学とは性格を異にしており通常の高等教育機関の論議では含めない。教育大学はバーデンーヴュルテンベルグ州のみに在る教員養成大学である。

博士号授与権のない私立の専門大学とその他の大学 (Fachhochschule oder Hoch- schulen ohne Promotionsrecht) は、94 校となっている⁸⁸。

-

⁸⁸ この 94 校のうち専門大学がいくつかは不明。

図表から分かるように、専門大学は大学数の上では総合学術大学を上回るが、生徒数ではその 約半分にしかすぎない。つまり、専門大学は総合学術大学に比べて小規模であることが分かる。 州立の専門大学の平均学生数は約5,000人である。最も小規模の専門大学では学生数400人から、 最大のものは 15,500 人の学生がいる。専門大学は、大学数の約半分、学生数の 3 割を占め大き な位置を占めている。

図表 - 17 18-20 歳の大学入学資格保持者の割合

	全 体	一般大学入学資格	専門大学入 学資格
年		(%)	
1990	31.4	22.9	8.6
1991	32.6	23.7	8.9
1992	30.7	23.6	7.1
1993	32.7	25.2	7.6
1994	34.4	25.6	8.9
1995	36.4	27.7	8.6
1996	36.0	27.6	8.4
1997	36.8	28.1	8.7
1998	36.9	27.6	9.3
1999	37.3	27.9	9.4
2000	37.2	27.6	9.6
2001	36.1	25.6	10.6
2002	38.2	26.7	11.4
2003	39.2	27.1	12.1
2004	41.5	28.3	13.2
2005	42.5	28.8	13.7
2006	43.4	29.9	13.6
2007	44.5	31.0	13.5
2008	45.1	31.7	13.4
2009	45.9	32.1	13.8

|出 典:Statistisches Bundesamt, Fachserie 11, Reihe 4.3.1

次に入学者の動向を見てみよう。既にみたように、ドイツの大学入学には入学資格取得が必要 である。この資格は、どの種別の大学にも入学可能な一般大学入学資格と、専門大学への入学が 可能な専門大学入学資格がある⁸⁹。この資格を持つ者は年々増加している。18 歳~20 歳の者の うち大学入学資格を持つ者は図表 - 17 のようになっている。近年では、ほぼ半数の者が大学 入学資格を持つ。このうち、専門大学入学資格はほぼ14%、7人に1人の割合である。もちろん、 入学資格を持つ者のすべてが大学に入学するわけではない。職業資格を取り、実社会に入る者も 多い。

http://www.hochschulkompass.de/hochschulen/statistik-hochschulen-nach/traegerschaft-und-bundesland.html (accessed on 2012.2.25)

⁸⁹ 厳密には、この他に専攻が規定された大学入学資格(fachgebundene Hochschlreife)がある。これは、総 合学術大学の特定の学修課程と専門大学のすべての学修課程に有効である。

また、地域的なばらつきもある。即ち、専門大学はブレーメン、ザクセンアンハルト、シュレスヴィッヒ・ホルシュタインなどでは専門大学の学生数比率が高く、逆にザクセン、ノルトライン・ヴェストファーレン、ベルリンでは少ない。

大学生全体の中での、専門大学の学生数の変化はどのようになっているのであろうか。 1999/2000 年度で専門大学生は大学生全体の 23.6%であったが、2005/06 年度には 27.4%、2009/10 年度には 29.9%へと徐々に増加している 90 。

.4.3 専門大学の入学者の特徴

専門大学への入学の道は大別して三つある。第1は、ギムナジウムを修了(アビトゥアー取得者)し大学入学資格を取るコース。1970年代以降、アビトゥアーを持つ入学者が増加している。この場合、多くの者はすでにデュアルシステムなどの熟練職業資格を持っている⁹¹。第2は、実科学校を修了し(あるいはそれと同等の資格を持ち)、2年間専門上級学校で学び専門大学入学資格を取るコース。そして第3は各州大学法で規定されている、職業資格取得者に開かれたコースである。これは、熟練職業資格を持つ者が、手工業マイスター資格を取ったり、向上職業教育・訓練を修了した場合に、一定の条件のもとで入学を許可する場合である。このコースで入学する者は、まだ2000年で1,220人、2007年で3,030人で全体の0.8%と、未だ少数とはいえ徐々に増加している。その2/3は専門大学が受け入れている⁹²。2006/07年度のデータによると、第1のギムナジウム経由の入学者は、総合学術大学で92.1%、専門大学で48.2%、第2の経路は、総合学術大学で2.5%、専門大学で42.0%、そして第3の経路が、総合学術大学で2.8%、専門大学で7.4%である⁹³。

長期的にみた場合、専門大学の入学前に職業訓練をすでに受けていた者は、1992/93 年には入 学者の 68%を占めていたが、その割合は 2007/08 年には 45%に後退している⁹⁴。

2009/10 年度の第 1 ゼメスター時点でのドイツ人学生で、職業訓練を修了している者の訓練職種をみると以下のようになっている。総合学術大学の学生では、商業関係職種で 27%、次いで行政、事務所などの事務職種で 26%、医療・保健職種 13%、銀行員 12%の順で、ホワイトカラー職種が多いのが特徴である。これに対し、専門大学では製造業関連職種が最も多く 29%、次いで行政、事務所などの事務職種 22%、商業関係職種 15%、技術関係職種 9%となり、ものづくり関係職種の職業資格を持つ者が多いのが特徴である95。

2007/2008 年冬学期のデータでは、総合学術大学の学生は、97%が一般大学入学資格を持つのに対し、専門大学学生のそれは 43%にとどまり、38%の学生は、専門上級学校ないしその他の職業教育学校で専門大学入学資格を取り、16%は専門ギムナジウムないし夜間ギムナジウムで専

⁹⁰ Wissenschaftsrat: Empfehlungen zur Rolle der Fachhochschule im Hochschulsytem. Berlin, 2010. S. 144. Tabelle 5.

⁹¹ BMBF:Die Fachhochschule in Deutschland. Bonn,Berlin,2004.S.11.

⁹² Wissenschaftsrat:Empfehlungen zur Rolle der Fachhochschule im Hochschulsytem. Berlin, 2010.S.112.

⁹³ Statistische Ämter des Bundes und der Länder, Hochschulstatik. Abb. H4-5.

⁹⁴Wissenscahftsrat:S.113. ちなみに総合学術大学のそれは11%である。

⁹⁵ BMBF:Daten-Portal, Tabelle 2.5.16

門大学入学資格を取った者となっている%。

これを経年的にみると、2000年の専門大学入学者の内、一般大学入学資格を持つ者 35%専門大学入学資格を持つ者 63%であったが、2008年ではそれぞれ 58%と 42%と、一般大学入学資格を持つ者が増えている。これは、この間、ギムナジウム進学者が増加したことの反映であろう。ここからは、ギムナジウムを経た一般大学入学資格者が、総合学術大学に進学せず、より実践的な専門大学を志向する傾向が窺える。

また、2006 年に専門大学入学資格を取った者のうち、40%は取得直後には大学に入学していないのに対し、一般大学入学資格を持つ者の79%は取得直後に大学に入学している⁹⁷。

さらに別のデータは、総合学術大学と専門大学の学生の出身階層の違いを指摘している。それによると、総合学術大学の学生の63%の親の学歴は、アビトゥアーあるいは専門アビトゥアー取得であるのに対し、専門大学の学生の場合それは49%にとどまるという。専門大学生の、親の最終学歴は1/3が実科学校修了、15%が基幹学校修了であるのに対し、総合学術大学生の場合、それはおのおの27%と9%であった98。

以上のデータから推測されることは、専門大学の学生は、総合学術大学の学生よりも、非アカデミックな学校経歴と家庭的背景を持っていることである。これについて、学術審議会は、専門大学が「親が大学出身でない家庭の学生にとって、総合学術大学よりも魅力的であり」、「同等の教育機会の提供に貢献している」と評価している⁹⁹。

.4.4 専門大学の教育分野

専門大学が、より実践的で職業に特化した教育を行っていることはすでに述べた。では実際に、 専門大学ではどのような分野の教育が行われているのであろうか。

ドイツ連邦統計局の統計によれば、2010 年冬学期の専攻別学生数は、**図表 - 18** のようになっている。

P		
	学 生 数	比 率
法律、経済、社会科学	285,065	41.7%
工学	241,951	35.4%
数学、自然科学	79,429	11.6%
芸術(学) 農林、食糧科学	22,192	3 .2 %
農林、食糧科学	19,041	2.8%
医療、保健	20,999	3.1%
医療、保健言語、文化	14,620	2 .4 %
その他 合計	110	0.0%
合計	683,637	100%

図表 - 18 専門大学生の専攻別学生数

(資料) Statistisches Bundesamt:Fachserie 11.Reihe4.1.W5 2010/2011.S.147-161.より作成。

⁹⁶Wissenscahftsrat: S.112.

⁹⁷ Statistisches Bundesamt: Hochschulen auf einem Blick. Wiesbaden 2011.S.9.

⁹⁸ Wissenschaftsrat : .S.110-111.

⁹⁹ Ebenda.S.35.

最も多いのは、<u>法律、経済、社会科学</u>分野の 30 万人弱 41.7%であるが、その内訳(章末付表 参照)を見てみると、経営学、マネジメント、ビジネスエンジニアリングなどの実務的実用的な 領域を中心とする経済学領域の学生が約 20.5 万人、ソーシャルワーク等の社会福祉関連領域の 学生が 5 万人で、この 2 つでこの分野のほぼ 9 割を占めている。一方、政治学、法学などアカデミックな専攻学生は少なく、行政学でも労働職業相談、労働行政、内務行政、警察行政など、実践的実務的な専攻学生が多い。

次いで多いのが<u>工学</u>である。この分野は、専門大学の直系のルーツである技師学校の系譜を継ぐものであり、24万人の学生、35.4%でほぼ 1/3 を占める。内訳は、機械工学、プロセスエンジニアリングが約 10万人、電気工学が 4.2万人、土木工学が 2.3万人、建築、インテリア・デザインが 2万人などである。

<u>数学、自然科学</u>分野も、純粋科学専攻者は少なく、約8万人の学生の内、6.6万人、すなわち8割以上は情報学専攻で、技術情報学、医療情報学、経済情報学などを専攻している。数学、物理、化学などの専攻生は多くない。

<u>芸術</u>分野では、デザイン、グラフィック専攻が約半数を占め、演劇、映画、音楽などの領域は 少数である。

医療・保健分野も、3万人程度で少なくこの分野は、未だ先に述べた医療・保健学校制度での養成が主流であることをうかがわせる。ただこの分野では、近年変化の兆しがある。2009 年から理学療法、作業療法、言語療法、助産について専門大学でも養成可能となった。ただ、将来これらの職種が、医療・保健学校制度を含む職業教育セクターから高等教育領域に移されるかどうかは、州に委ねられている100。

<u>言語・文化</u>領域では、図書館学、職業関連外国語、などが専門大学らしい専攻として注目される。

				` '	
	専門大学		総合学術大学		合計
法律·経済·社会科学	286267	41.6%	401098	58.4%	687365
工学	241675	56.8%	183555	43.2%	425230
数学·自然科学	79686	20.8%	303674	79.2%	383360
芸術·芸術学	21575	43.1%	28526	56.9%	50101
医療·保健	21424	17.8%	98867	82.2%	120291
農林、食糧科学	19089	45.0%	23322	55.0%	42411
言語、文化	14730	3.5%	401098	96.5%	415828
スポーツ	224	0.9%	25132	99.1%	25356
その他、不明	186		4583		4769

図表 - 19 専門大学と総合学術大学の専攻分野別学生数(2010/2011 冬学期)

⁽資料) Bildung und Kultur.Studierende an Hochschulen.Vorbericht. Fachserie11.Reihe4.1

Wissenschaftsrat:S.97.

専門大学の学生の専攻と総合学術大学のそれとを比較すると、**図表** -19 のようになる。ここから分かることは、専門大学の学生数が多いあるいはほぼ同数なのは、工学と農林、食糧科学および芸術(学)で、圧倒的に少ない分野は言語、文化分野である。医療・保健分野では、統計に総合学術大学での医師養成が加わるため、専門大学の比率は低くなる。

総じて、専門大学の教育分野は、実際の経済活動を視野に入れた、経済技術 (Wirtschaftsingeniuerwesen)、経済数学、バイオテクノロジーなどの学際的な教育と応用的な教育 が特徴となっている。

.4.5 専門大学の学修課程

入学者の選抜については、ドイツの大学全般について言えるが、「日本のような入学定員という概念は希薄であ」り、「定員を定めてその枠内で学生を選抜するのではなく、基本的に入学を希望する者は受け入れなければならない」。即ち、ドイツの大学大綱法第 27 条は、「全てのドイツ人は、必要とされる大学入学資格を有する限り、本人が希望する大学で学修できる」と定め、第 31 条で、医学、薬学、経営学、心理学、獣医学、歯学など志願者が定員を著しく上回る分野について、定員を一括管理して割り振る措置が規定されている¹⁰¹。 専門大学における入学も同じである。

さて、専門大学の学修課程は、1968 年の発足当時は6ゼメスター(3 年間)であったが、1991年の学術審議会(Wissenscahftsrat)の勧告により8ゼメスター 102 へと延長された 103 。

学修課程は、通常基礎課程(Grundstudium)2~4 ゼメスターの後、中間試験(Zwischen-prüfung)を経て専門課程(Hauptstudium)へと進む¹⁰⁴。専門課程の期間は、専攻領域と修了試験の種類によって異なる。大学大綱法によって、大学の学修課程は、通常、ある職業資格を伴う修了を目的としており、修学年限はその職業資格を取得するための試験規定によって定められている105。例えば、以下の職種の国家試験の受験条件が定める最低学習期間は、小学校教員 6~7 ゼメスター、薬剤師 8~9 ゼメスター、中等教育教員 9 ゼメスター、法曹 9 ゼメスター、歯科医・獣医 11 ゼメスター、医師 13 ゼメスターである¹⁰⁶。

その後、ボローニャ協定に基づく学修課程の改革に伴い、1998 年以来、バチェラー課程とマスター課程への再編が進んでいる。バチェラー課程は、通常 6~8 ゼメスター、マスター課程は2~4 ゼメスターである。バチェラー課程を経てマスター課程を修了するのには通常、10 ゼメスターである。修了までに要した実際の期間は図表 - 20 の通りである。

¹⁰¹ 金口恭久「ドイツにおける私立大学設置の動向」(『大学評価・学位研究』第4号、2006年3月。20-21頁。

¹⁰² 1 ゼメスターは 19 週である。

¹⁰³ 寺澤幸恭「学士課程3年・修士課程2年制の導入—ヨーロッパ高等教育共通化とドイツの対応—」(『岐阜聖徳学院大学紀要』2007年)3頁。

¹⁰⁴ ちなみに総合学術大学では、基礎課程2年-中間試験-専門課程(2.5~6年)である。

¹⁰⁵ 同上

¹⁰⁶ 寺澤:10頁。

図表 - 20 2009 年修了種別ごとに要した期間(ゼメスター)

	バチェラー修了 マスター修了 #		総合学術大学修了	専門大学修了	教職試験	合計
大学学修期間全体	7.7	10.9	12.0	9.4	11.7	11.1
専門ゼメスター期間	6.9	4.7	9.8	8.3	9.2	9.2

(資料) BMBF:Bildung und Forschung im Zahlen 2011. S.61.Bild50 より作成。

すなわち、バチェラー課程修了に平均4年、マスター課程修了に平均5年半要することになる。 その結果、修了者の平均年齢は、2010年の統計でバチェラー25.4歳、マスター29.7歳、総合学術 大学修了27.8歳、専門大学修了28.1歳と、日本と比べるとかなり高い。

2010年の夏学期段階で、専門大学には 2,335 のバチェラー課程と 1,374 のマスター課程がある 107。専門大学のバチェラー課程 2,335 のうち、44% (1,022) は 6 ゼメスター、43% (1,020) は 7 ゼメスター、そして 9% (204) が 8 ゼメスターである。バチェラーの学位は、専門大学でのも のも、総合学術大学のものも同等で、以前の専門大学のディプロムと同等とみなされる。これに よって、専門大学で得た学位に (FH) が付加されることもなくなった。また、マスターも同様 に以前の総合学術大学のディプロム―マギスターと同等である。

専門大学の学生は、バチェラー課程を経てバチェラーの学位を目指す者が多い(図表 - 21 参照)。新入生のほぼ9割が、バチェラーを目指しており、より短期での卒業を目指している。

図表 - 21 大学種別による新入生の希望修了種別(2008年)

	新入生合計		目指す修了							
		バチェラー	%	マスター	%	その他	%			
総合学術大学	238,870	133,211	55.8	8,114	3.4	97,545	40.8			
芸術大学	5,346	1,254	23.5	289	5.4	3,803	71.1			
専門大学	143,458	124,862	87.0	3,121	2.2	15,475	10.8			
その他	8,936	2,577	28.8	24	0.3	6,335	70.9			
計	396,610	261,904	66	11,548	2.9	123,158	31.1			

(資料) Wissenschaftsrat: Abbildung 10. S.104

図表 - 22 取得修了証別実数と割合

	四代 22 软内侧 1 皿加头效C的口										
	全体	総合学術大学修了		博士学位取得		教職試験合格		専門大学修了		パチェラー・マスター修了	
		実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
2010年	361,697	103,413	28.6%	25,629	7.1%	37,577	10.4%	56,248	15.6%	138,830	38.4%
2005年	252,482	101,755	40.3%	25,952	10.3%	24,286	9.6%	81,483	32.3%	19,006	7.5%
2000年	214,473	94,999	44.3%	25,780	12.0%	26,938	12.6%	66,260	30.9%	496	0.2%
1995年	229,920	105,703	46.0%	22,387	9.7%	26,748	11.6%	75,062	32.6%		-
1990年	166,101	81,524	49.1%	18,494	11.1%	10,231	6.2%	55,852	33.6%		
1985年	146,920	61,083	41.6%	14,951	10.2%	22,883	15.6%	48,003	32.7%		
1980年	123,680	46,331	37.5%	12,222	9.9%	30,452	24.6%	34,675	28.0%		
1975年	117,301	33,669	28.7%	11,418	9.7%	40,349	34.4%	31,865	27.2%		

(資料) Statistisches Bundesamt Deutschland.—Studierende.http://www.destatis.de/Jetspeed/portal/cms/ Sites/destatis/Internet/DE/Content/Statistik (accessed 20/01/2012) より作成。

 107 Wissenscahftsrat:S.103. ちなみに、2001/02 年には、それは各々151 と 111 であった。

実際に取得する修了証は、**図表** - 22 のようになっている。これからは、2005 年以降急速に、バチェラー・マスター修了者が増加していること、専門大学の学生にバチェラー・マスター修了者が増加していることが分かる。これは、ドイツの高等教育が、「『専門基礎教育型』のディプロームから『専門的な職業教育完成型』のバチェラーに移行させる流れが強くなっている」ことを示している¹⁰⁸。

.4.6 専門大学における実習

専門大学の学修課程の特徴は、実習ゼメスターである。専門大学の前身である技師学校や工科大学では、入学前のデュアルシステムでの訓練や実習を入学条件に課していたように、工学教育、技師養成では現場経験・実地訓練が不可欠な教育内容として組み込まれる伝統がある¹⁰⁹。さらにいえば、デュアルシステムそのものが実務、実践重視の職業教育・訓練であり、ドイツの職業教育・訓練全体が実習重視であるという背景がある。

こうした伝統と背景のもとで、専門大学では当初より現場実習を重視してきた。専門大学の学修課程には、実習ゼメスター(Praxissemester)が含まれる。これは、6か月単位(最低20週)で、第5ゼメスターに置くのがスタンダードだという¹¹⁰が、専攻や大学ごとでまちまちである。

具体的には、バイエルン州、バーデンーヴュルテンベルグ州、及びブレーメンの専門大学で主流である 7 ゼメスターのバチェラー課程では、10~30 週間の実習が組み込まれている。場合によっては、入学条件にかなり長期の事前実習(Vorpraktikum)が求められることもある¹¹¹。そして、6~8 ゼメスターのバチェラー課程も含め、今後も長期の実習ゼメスターを確保することが、専門大学の学生の就職や進学にとって不可欠だとする。具体的には、学術審議会は、専門大学のバチェラー課程では 12 週間を下回らないこと、2 ないし 3 の実習ゼメスターを、別々の時期にカリキュラム全体と緊密にかみ合わせて設定することを求めている¹¹²。 さらに、学術審議会は、この実習ゼメスターを成功させるためには、専任の教育スタッフを配置して、その組織化と世話、また企業での実習と大学のカリキュラムの内容上のかみ合わせを行う必要があるが、この点では改善の余地があるとする(章末資料としてバイエルン州立専門大学の実習ゼメスターの実施に関する規程の抄訳を掲載した)。

学生は、はじめの実習ゼメスターで問題意識を高め、専門ゼメスターでのより細分化された専攻を定めてゼミナールを決めたり、2回目以降の実習ゼメスターで、卒業研究を企業と共同で作成したりする。

ここで専門大学の実習ゼメスターの実際を、いくつかの例で見てみよう。

¹⁰⁸ 寺澤幸恭「学士課程3年・修士課程2年制の導入—ヨーロッパ高等教育共通化とドイツの対応-」(『岐阜聖徳学院大学紀要』2007年)11頁。

¹⁰⁹ 田中洋子「ドイツにおける企業内教育と「職」の形成」(『大原社会問題研究所雑誌』No.620/2010.6、13 百

¹¹⁰ 寺澤幸恭「ドイツにおける「実務型高等教育に関する考察(1)—専門大学の実習セメスター(インターンシップ)-」(『岐阜聖徳学院大学紀要』200年)96頁。

¹¹¹ Wissenschaftsrat:S.58.

Wissenschaftsrat: S.59.

.4.6.1 社会福祉関係のバチェラー課程の実習

ここで取り上げるのは、ハノーファー専門大学社会奉仕、保健、社会福祉学部の社会福祉の実習である。ハノーファー専門大学のあるニーダーザクセン州は、ソーシャルワーカー(Sozialarbeiter)と、児童・青少年の福祉活動や学校外教育に従事する社会的教育者(Sozialpädagoge)の資格取得についての通達¹¹³を出しており、ハノーファー専門大学はこれに基づいて社会福祉専門家を養成している。

2011/12年度のカリキュラム¹¹⁴によると、学修課程は6ゼメスター、14モジュールで構成され、 実習は第2ゼメスターないし、第3ゼメスターで行われる。

実習の目的は、「学生が社会福祉活動を経験し、理論と実践の関係を作り上げる」ことである。 実習は、講義のない時期に8週間(週30時間)行われる。この期間には準備や報告書作成に時間も含まれる。実習の場所は、社会福祉関係の資格を持ち且つ経験ある指導者がいる社会福祉機関である。実習場所を探し、実習契約を結ぶ責任は学生自身に在るが、大学の実習担当部署が認可する¹¹⁵。実習の単位は、報告書をもとに口頭試問で判定される。

ニーダーザクセン州では、社会福祉関係の職業資格を得るには、これらの学修課程を修了しただけでは不十分で、バチェラー課程を修了した後さらに職業実習(Berufspraktische Tätigkeit)と呼ばれる実習と最終試験に合格しなければならない。

これは、大学卒業後5年以内に、6~12か月の範囲で行われる。実習期間は在学中の実習の成績等を勘案して大学が決める。実習の場所は、大学の実習と同じく、当該資格を持ち、2年以上の経験を持つ指導者がいる所で、訓練契約を結んで行われる。この契約は大学の認可が必要である。実習期間中に、毎月8~10時間の大学での学修機会が設けられる。実習期間中には、途中と最後に実習生の評価が行われる。実習生は実習中に実習報告書を作成し、大学はその合否を判定する。合とされた者は、コロキアム(Kolloquium)と呼ばれる最終試問に臨み、最終的な合否が判定される。こうした、2段階の実習を経てはじめて、国家(州)資格としての社会福祉職資格が与えられる。

.4.6.2 経営学、工学のバチェラー課程の実習

次に、社会福祉関係のような国家資格に規定された実習ではない経営学と工学の実習を、キール専門大学¹¹⁶を例に見てみよう。

まず、経営学の学修課程では 20 週の実習が必修となっている。実習は、第 5 ゼメスター以降 に行われる。実習は事前に実習担当部局に申告しなければならない。申告は、実習先の企業名、 予想される実習の内容、指導者を含むものでなければならない。申告が認められたら、実習先企

¹¹³ Verordnung uber die staatiliche Anerkennung von Sozialarbeiterinnen, Sozialarbeitern, Sozialpädaginnen und Sozialädaogen. (vom 23. November 2011)

¹¹⁴ Modulhandbuch des bachelorstudiengangs Soziale Arbeit(neu).Wintersemester 2011/12,Sommersemester 2012.(www.hf-hannover.de/f5 のハノーファー専門大学 HP より検索.2012.1.20.アクセス)
115 Ibid..S.64.

¹¹⁶ http://www.fh-kiel.de のキール大学 HP より。(2012.2.20 アクセス)

業と契約が結ばれる。この契約は大学の実習担当部局の承認がいる。実習終了時には、使用者の 証明が必要である。実習後4週間以内に、学生は報告書を作成するが、その内容は単なる活動報 告ではなく、大学で学んだ内容と実習の内容を関連付けて論述しなければならない。その作成に は専任教員が援助する。

次に、機械工学の内容を見てみよう。これは、これまで述べてきた実習とはやや性格を異にしており、卒業論文(Bachelor-Thesis)の作成にかかわる内容である。「企業でのプロジェクト/バチェラー論文」という科目がそれである。この科目の性格について次のように述べられている。

「専門大学の最も重要な目標の一つは、応用的な方向性をもった知識の伝達である。こうした背景のもとで、いわゆる「企業でのプロジェクト」は学生に、それまで得てきた知識を現実の問題状況の中で応用する可能性を開く。「企業でのプロジェクト」は、大学の教師の専門的な指導とともに、企業でできるだけ実践的に問題設定を行うのに役立つ」¹¹⁷。

この科目は第5ゼメスター以降、4週間以上、企業ないしキール専門大学内のプロジェクトに 携わり、成績は論文か口頭でのプレゼンテーションで行う。

第6ゼメスターの卒業論文作成には4カ月が当てられるが、そのテーマは、「企業でのプロジェクト」での学習と密接に関係する。そのためには、企業ないし大学内のプロジェクトに16週間以上関わらなければならない。

このような企業実習と卒業論文作成の関連付けは、実習の教育とのもう一つの関係として専門大学において一般的である。

なお、実習の実施については、各専門大学や、州レベルで規程¹¹⁸を定めている。そこでは、実習中の学生の身分や、実習中の疾病―事故保障、企業に対する損害賠償、実習生の守秘義務、実習先と結ぶ契約書の内容などについて詳細に定められている。

.4.7 中退者

ドイツの大学生の中退率は、学生が在学中に大学を変わることが常態であるので、その計算方式が複雑で、おおよその傾向しか分からない。そのことを踏まえて、中退率のデータを見ると、全体でほぼ 1/4 が中退している (図表 - 23)。

総合学術大学と専門大学の間に、それほど大きな差はないが、あえていうならば専門大学がや や低い。それは、在学期間が専門大学の方が短いことと関係しているかもしれない。

専門大学の専攻別の中退率は**図表 - 24** のようになっている。これによれば、工学、数学・自然科学が多く、農林・食糧科学が少ない。いずれにせよ、2割から3割の学生が中退することは、かなり大きな問題であると思われる。

http://www.fh-kiel.de/index.php?id=876(accessed 21.02.2012)

¹¹⁸ 例えばバイエルン州では規程を定めている。Bestimmungen zum Vollzug der praktischen Studiensemester an den staatlichen Fachhochschulen in Bayern.巻末資料参照。

図表 - 23 大学種別ごとの中退率

(単位:%)

入学年度/卒業年度	全体	総合学術大学	専門大学
1992-94/1999	23	24	20
1995-97/2002	25	26	22
1997-99/2004	22	24	17
1999-2001/2006	21	20	22
2001-03/2008	24		

(資料) BMBF:Bildung und Forschung in Zahlen 2011.S.60.Bild48.より作成。

図表 - 24 専門大学の基礎課程における専攻別中退率

		全体		男			女					
	1999	2002	2004	2006	1999	2002	2004	2006	1999	2002	2004	2006
専門領域	%											
法律、経済、社会科学、社会福祉	16	25	16	19	21	29	20	28	12	21	11	13
社会福祉	6	20	16	13	m	m	m	m	m	m	m	m
経済学	25	27	17	24	m	m	m	m	m	m	m	m
数学、自然科学	34	40	31	26	34	38	31	25	34	49	33	32
情報学	36	39	29	25	m	m	m	m	m	m	m	m
農林、食糧	25	18	2	12	26	13	1	16	24	23	2	9
工学	21	20	21	26	23	21	24	28	14	11	9	19
機械工学、プロセスエンジニアリング	25	21	25	32	m	m	m	m	m	m	m	m
電気電子工学	20	32	31	36	m	m	m	m	m	m	m	m
建築学	24	20	23	14	m	m	m	m	m	m	m	m
出典: Hochschul-Informations-System GmbH (HIS), Studienabbruchberechnungen												
m = 不明												

.4.8 就職状況119

ドイツの学卒者の就職は、わが国のような新規学卒一括採用のような形ではないので、卒業時点(この時期も、すでに述べたように修了証種別や学位によってまちまちであるのど、そもそも卒業という概念も正確ではない)での就職を基準に考えることはできない。以下ではこのことを念頭において進める。

1980 年代以来、専門大学の卒業生は総合学術大学卒業者よりも失業率が低い。2005 年度のデータでは、各々3.8%と 4.3%である。また同年度の専門大学卒業者の就業率は 87%で、総合学術大学卒業者の 85%をやや上回る。また、2005 年度が修了年度の専門大学卒業者の、約 3/4 は 1年後に正規雇用(reguläre Erwerbstätigkeit)で働き、6%が失業している。

ただ、労働市場への移行の様相は専攻によって異なる。特に就職状況がいいのは、経済技術(経済学の訓練を受けた技術者養成)専攻で、卒業者の80%が就職している。機械製造、電子技術、情報の専攻学生も状況はいい。逆に、農業・食糧科学、土木工学、測量、社会福祉はよくない。

¹¹⁹ 以下の記述は、Wissenschaftsrat:S.117-120.による。

大学情報システム (HIS) の調査によれば、2001 年修了者の 5 年後の追跡調査で、3%のみが 失業で、失業が最も多い分野は建築 (10%) と農業・食糧科学 (5%) であった。専門大学の卒 業生が最も多く働いている経済領域は、サービスセクターで(51%)、次いで製造業・建設業(30%) である。教育/研究/文化 (7%) は少ない。

また、民間企業で働く専門大学卒業者は、比較的大きな企業で働いている。34%は、従業員 1,000 人以上の企業で働いている。多国籍企業で働く卒業生は40%で、経済技術専攻者は66%に 達する。

2001 年卒業 5 年後には、卒業者の 9%は独立している。そのうち最も多いのは建築 (27%) で、 次いで農業・食糧科学 (15%)、情報 (12%) である。

卒業5年後の年収は、2001年に専門大学卒業者は平均43,000ユーロで、総合学術大学卒業者の42,300ユーロを上回る。ただ、各分野を見ると関係は逆転する。経済学分野では総合学術大学卒業者53,700ユーロ、専門大学卒業者47,400ユーロ、経済技術では、52,300ユーロと50,400ユーロとなる。

就職活動の期間は、早く始めたほど短くなり、専門大学卒業生は平均 2.9 ヶ月であり、3.1 か月の総合学術大学卒業者よりわずかに短い。専門大学のバチェラー取得者はさらに短く 2.7 カ月であった。

専門大学卒業生の 76%は民間企業が支配的な領域に、17%は公的部門に就職している。逆に総合学術大学卒業者のそれは 45%で、50%は公的部門に就職している。その背景には、長年にわたる上級公務員登用における専門大学卒業者への差別があった。漸く 2000 年の各州文化相会議で、大学の種別にかかわらず、マスター課程修了者に上級公務員への道を開くよう決議し、2002年に各州内相会議と文相会議で最終的な決定を行い格差を解消した120。

また、在学中に大学を変わる学生は専門大学で、2006/07 年度で 11%で、総合学術大学の 15% に比べると少ないこととも相まって、専門大学卒業生は、総合学術大学卒業生に比べて、その専門大学の所在地の近くで就職する者が多い。バイエルン州の調査では、経営学専攻学生の 73.4% (総合学術大学生 62%)、情報専攻学生の 94% (総合学術大学生 90.2%) は大学の地元で就職している。

以上のデータから全体として、専門大学の卒業生は、総合学術大学卒業生に比べて、社会福祉 関係専攻者を除き、公務員など公的セクターよりは民間企業への就職者が多いこと、専門大学の 地元企業への就職が多いことが特徴であるといえる。

専門大学出身者が多い職種の就業者の職業教育・訓練歴は**図表 - 25** のようになっており、 技師とソーシャルワーカーでは半数を超えており、この分野での専門大学の強さを示している。

¹²⁰ Wissenschaftsrat:S.120.

図表 - 25 専門大学出身者が多い職種の就業者の職業教育・訓練歴(2010年)

(単位:%)

	デュアルシステム	専門学校修了	専門大学修了	総合学術大学修了	不明・その他
技師	5.9	8.3	50.3	34	1.2
建築家	4.9	0	45.5	46.3	0
税理士	22.1	12.6	25.3	37.9	0
ソーシャルワーカー	14.6	8.2	50.0	20.1	6.3

(資料) Statistisches Bundesamt:Bevölkerung und Erwerbstätigkeit.Berufliche Ausbildung der Erwerbstätigen in Deutschland 2010.Fachserie 1.Reihe 4.1.2.Wiesbaden 2011.S.31ff より作成。

.4.9 専門大学の研究と教員

専門大学と総合学術大学の最大の違いは、専門大学には博士学位授与(Promotion)権がないということにある。これは、専門大学が本来、教育機関として構想されたからである。したがって、各州の大学法では、研究に対する教育の優位が強調されている。例えば、「教育課題の枠の中での研究」(ヘッセン州)とか、「現存設備枠内での研究」(バイエルン州)などのように、研究機能を制限的に規定している。また、専門大学の研究の性格として「応用的」「実践的」という用語が用いられている。

しかし近年、ベルリンの大学法のように、専門大学の研究を奨励する傾向もみられる。専門大学の研究が強い分野は、自動化技術、バイオテクノロジー、エネルギー技術、自動車工学、産業情報技術、医療情報学、ミクローナノ技術、ロボット工学、ソフトウェア技術、環境技術、材料科学など応用技術分野である。

財政面では、2008年度で州立の専門大学は、いわゆる外部資金として 2億 4600 万ユーロを得ている。その最大の提供者は製造業企業で、1億 100 万ユーロを提供している。

次に、専門大学の教員について見ていこう。その条件について、連邦の「大学大綱法」 (Hochschulrahmengesetz) では、教授採用条件として、大学修了、教育の適性そして博士号取得に示される学術的能力に加え、専門大学教授として「複数年の職業実践における学術的認識と方法の応用ないし開発の際の特別な業績」(第44条)が要求されている。

これを受けた各州大学法は以下のように規定している。バイエルン州の「大学における教師ならびにその他の学術と芸術スタッフの法関係に関する法律」(2006 年 5 月)の第 7 章の(3)は専門大学教授への採用の条件を以下のように規定している。

「専門大学の教授の採用の前提は、一般的な雇用法の前提の他に最低限

- 1.・専門大学、あるいは専門大学での正式な手続きにおいてキャリア法的に同等の価値があると認められた大学での学修以外での大学の修了
 - ・教育を行う適性
- 2. ポストの必要に応じて

- a) 通常博士号取得によって証明される学術的な仕事に対する特別な能力か
- b) 芸術的な活動に対する特別な能力。そして
- 3. 最低 5 年間の職業実践での、学術的認識と方法の応用ないし開発に際しての特別の業績。この職業実践は、大学での学修修了後でなければならず、大学の領域以外での最低3年以上行われたものでなければならない。試補あるいは学術的ないし芸術的大学スタッフの時期は全体として2年まで参入できる。」

このように、バイエルン州では、専門大学教授は、原則として総合学術大学を修了した者で、 大学以外での職業経験を持つ者である。但し、特別な場合は専門大学修了者で博士号を持つ者は 認められることもある。

また、ノルトライン一ヴェストファーレン州の大学法(2006年10月)では、大学教員の採用条件として、全体として大学を修了していること、教育的な適性があること、博士号によって証明される学術的な能力を挙げている。さらに、専門大学の教授資格として、「専門に応じた領域で5年間の職業実践活動(その内、最低3年は大学の領域外で行われたもの)での、学術的認識と方法の応用と開発に際しての特別な業績」を求めている。

この二つの州は、連邦の大学大綱法が定めている条件より、職業実践の期間と場所をより厳密に定義している。実は、2004年に大学大綱法が改正される前には、両州と同じ規定であったが、その後条件を緩和している¹²¹。

専門大学は、研究よりも教育を優先するという基本的な前提から、そこでは研究者養成を行わないので、将来の研究者であるジュニア・プロフェッサーを置かない。また、教授以外に学術的スタッフがいるほか、教育委託者 (Lehrbeauftragte) と呼ばれる非常勤の教育スタッフもいる¹²²。

専門大学の人員構成(図表 - 26 参照)の特徴は、総合学術大学に比べ専任の比率が低く、 兼任が多いことである。さらに、専任のうち教授の比率が高いことも特徴である。これは、総合 学術大学が研究機能を重視して、教授以外に学術的なスタッフを置いているのに対し、専門大学 ではこの層が少ないことに由来する。

図表 - 26 総合学術大学と専門大学の人員構成(2010年)

	総数	専任合計	専任の教授(専任に対する%)	兼任合計
総合学術大学	499,211	430,253(86.2%)	24,934(5.8%)	68958 (13.8%)
専門大学	102,471	53,901(52.6%)	16,428(30.7%)	48,570 (47.4%)

(資料) BMBF:Daten-portal.Tabelle2.5.55.より作成。

専門大学の教授は、1 ゼメスター週 18 時間の授業を行わなければならない。いくつかの州で

_

¹²¹ 寺澤幸恭「ドイツにおける「実務型」高等教育に関する考察(2) - 専門大学の教育スタッフ―」(『岐阜聖徳学園大学紀要』 2005 年 9 月、75 頁。

¹²² これらについては寺澤の上記論文に詳しい。

は、16 時間や 19 時間にしている。近年、ブランデンブルグ州では研究を重点に置く教授採用も 行われ始めており、この場合授業は9 時間に抑えられている¹²³。

.4.10 専門大学の今後

専門大学の今後の方向と課題について、学術審議会は 2010 年に「大学システムにおける専門大学の役割についての勧告」を出した。ここでは、専門大学が発足以来、その機能を多様化させてきていること、一定の分野での総合学術大学と専門大学の「収斂運動」がみられることを指摘している。審議会は、今後も専門大学と総合学術大学の役割の違いを存続させつつ、両者の協力協同を勧告している。その上で、専門大学の今後の発展についていくつかの具体的な提案を行っている。

その一つは、今後専門大学が充実させるべき分野として、教員養成と医療・保健専門職の養成を挙げている。教員養成については、幼児教育、初等教育及び職業教育の教員養成を、総合学術大学や教育大学と共同で行うことを勧めている。教員養成は、2008年に全国で初等教育を中心とする 54 の学修課程があるが、その内 13 課程は総合学術大学に、5 課程は教育大学に、そして 36 は専門大学にある 124。また、職業教育の教員養成では、職業分野の専門教育は専門大学で行い、教育学や一般教育科目は総合学術大学や教育大学で行うことを提案している。

また、医療・保健分野では各種セラピー部門での訓練を、国際的基準に合わせて大学教育水準に引き上げる必要があり、専門大学がこの役割を担うことを勧告している。これによって、従来の ISCED5B の専門学校や医療・保健学校、あるいはデュアルシステムでの訓練を補完するとしている。

こうした勧告は、専門大学が今後「さまざまな職業分野の大学教育化 (Akademisierung)」の要求、「職業分野に関連した大学での訓練への社会の要求」に正当に応えていくべきだという観点からなされている。

このように、今後この傾向が進めば、伝統的な専門職ではない現代的な専門職、準専門職での職業教育・訓練は、全体として高等教育レベルへと上方移動する中で、総合学術大学、専門大学および専門学校や医療保健学校、さらには一部のデュアルシステムでのそれが重なり合う複雑な構造が生じることが予想される。ちなみに、現在の各分野での ISCED5A と ISCED5B の分布は図表 - 27 のようである。また、ISCED5A と ISCED5B の学生数の推移は図表 - 28 の通りである。

これをみると、現在のところ 5A と 5B の割合は、ここ 10 年ほどほぼ 7:3 で推移している。 また、大学以外の教育機関 (5B) での養成が多いのは、保安・警備、医療・保健と社会福祉で ある。この統計では専門大学は、5 A に含まれているので、より実務的な教育を行う部分を 5B にカウントすると、5B の比率は全体として増加することが予想される。

いずれにせよ、5A内部での総合学術大学と専門大学の機能の重なり、専門大学と5Bの教育機

¹²³ Wissenschaftsrat:S.125-126.

¹²⁴ Wissenschaftsrat:S.97 注 120.

関の機能の重なりの拡大が見られるのが、現在の大きな特徴である。

図表 - 27 ISCED5 レベルの学修課程別学生数(2009年)

	ISCED5	ISCE	ISCED5A		D5B
	学生数全体	学生数	割合	学生数	割合
学修課程					
教員養成と教育学	181365	143169	78.9%	38196	21.1%
芸術	80624	78697	97.6%	1927	2.4%
精神科学	260945	259423	99.4%	1522	0.6%
社会 行動科学	128490	128490	100.0%	0	0.0%
ジャーナリズムと情報制度	18106	17937	99.1%	169	0.9%
経済と行政	392107	357158	91.1%	34949	8.9%
法律	101446	99265	97.9%	2181	2.1%
パイオサイエンス	61739	61674	99.9%	65	0.1%
精密自然科学	100592	100537	99.9%	55	0.1%
数学と統計	57979	57979	100.0%	0	0.0%
情報学	128014	125769	98.2%	2245	1.8%
エンジニアリングと技術職	270637	225552	83.3%	45085	16.7%
製造職種と鉱業	20610	16590	80.5%	4020	19.5%
建築と土木	83302	78893	94.7%	4409	5.3%
農林漁業	26344	20845	79.1%	5499	20.9%
獣医学	8137	8021	98.6%	116	1.4%
医療·保健	315704	111680	35.4%	204024	64.6%
社会福祉	129792	57093	44.0%	72699	56.0%
対人サービス	39218	31111	79.3%	8107	20.7%
交通サービス	5825	5204	89.3%	621	10.7%
環境保護	11760	11054	94.0%	706	6.0%
保安・警備サービス	10575	0	0.0%	10575	100.0%
不明	5290	1919	36.3%	3371	63.7%
総計	2438600	1998060	81.9%	440540	18.1%

(資料) BMBF:Datenportal. Tab.2.5.95

図表 - 28 ISCED5 の教育機関の学生数の推移

	総数	5A		5	В
年		実数	割合	実数	割合
2000	409263	284658	69.6%	124605	30.4%
2001	443309	309642	69.8%	133667	30.2%
2002	480422	339998	70.8%	140424	29.2%
2003	495596	346972	70.0%	148624	30.0%
2004	508655	363213	71.4%	145442	28.6%
2005	481439	348586	72.4%	132853	27.6%
2006	470824	341639	72.6%	129185	27.4%
2007	462570	334808	72.4%	127762	27.6%
2008	489399	356143	72.8%	133256	27.2%
2009	575350	391677	68.1%	183673	31.9%

(資料) BMBF:Datenportal.Tab.2.5.93 より作成。

以上の検討から得られるドイツにおけるポストセカンダリーレベルの職業教育・訓練に関する 知見は以下のとおりである。

第1に、わが国と比べて、後期中等教育段階でのデュアルシステムおよび職業専門学校で熟練職業資格を取得する割合が高い。わが国の専門学校で行っている、理・美容師、自動車整備、調理師、パン・菓子製造では6割前後がデュアルシステムで、情報技術、介護、デザイン・グラフィック、商業事務などでは助手職として職業専門学校で養成されている。

第2に、医療・保健関連職種は、後期中等教育段階での養成も行われているが、全体的傾向と してはポストセカンダリーレベルに移行している。即ち、医療・保健学校や専門大学での養成が 増加しつつある。とりわけ理学療法士、作業療法士、助産師などは、専門大学での養成が期待さ れている。

第3に、ドイツでは、ポストセカンダリーの職業教育・訓練には、わが国の専門学校に対応すべき、高等教育機関への入学を想定しない ISCED4C の機関が特定されていない。これは上に述べた、後期中等教育での職業教育・訓練が充実していることと関連していると思われる。また、ISCED5 レベルの分類も、従来の研究で 5B と位置づけられることの多い専門大学も、ドイツでは 5A とされており、ポストセカンダリーの職業教育・訓練と、高等教育での職業教育・訓練の関係は、必ずしも明確ではない。

第4に、実践的応用的な教育を主眼とされる専門大学も、近年研究機能を拡大させてきているのと同時に、他方、総合学術大学の実務的教育の進行が相まって両者の機能分担は以前ほど鮮明ではなくなってきている。特に、情報科学、ビジネス・マネジメント、工学分野ではこの傾向が顕著である。「高等教育レベルでの専門職教育(higher professional education)が、アカデミック化され、ますます伝統的なアカデミックな総合学術大学の教育と重なりあい、統合されている」¹²⁵という CEDEFOP の指摘はここでも妥当する。この傾向は、ボローニャプロセスによる、バチェラー、マスター課程への移行によって促進された。その教育研究内容や教員の資格などから見て、専門大学は 2011 年 1 月の中教審答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在りかた」で示された、「職業実践的な教育に特化した枠組み(新たな枠組み)」よりは相当程度高度な教育機関であるといえる。

第5に、業務内容の高度化と国際的な資格統一の動きを背景として、準専門職の養成のアカデミック化の傾向が指摘できる。即ち、看護師などの医療・保健職、幼児教育関連職、ソーシャルワーカーなどの社会福祉関連職などの養成は、ISCED5Bの専門学校、医療・保健学校から専門大学へと移行することが予測される。

一方、情報・コミュニケーション関連職、ビジネス・マネジメント関連職の養成については、 専門大学と総合学術大学の相互浸透の傾向がみられる。

¹²⁵ CEDEFOP:p.27

第6に、これと関連して、ヨーロッパ資格枠組み(European Qualification Framework)などの、職業資格制度のヨーロッパあるいは国際レベルでの統一化の流れが、従来のドイツの職業資格水準に影響を及ぼしている。全体として、英米モデルを中心とする資格枠組みでは、ドイツの職業資格は低く見積もられる傾向にあるので、今後ドイツでは全般的に養成を上方に移動してくと予想される。

第7に、すべての段階の職業教育・訓練において、現場での実習が充実していることがドイツの職業教育・訓練の大きな特徴である。デュアルシステムは、企業等での実習が基本であり、補足的に職業学校での教育があるのみである。専門学校等の職業教育・訓練も、多くは実務経験を前提とした実際的なものである。専門大学でも、実習ゼメスターなど、企業等での実習は非常に重視され長期間にわたる。こうした現場での実習の充実が、ドイツにおいて後期中等教育段階での職業教育・訓練の完成度の高さの背景にあると思われる。

また、こうした長い伝統が、現場での実習受け入れ態勢の整備や、教育機関と企業・事業所の スムーズな協力体制の基盤にあることを認識する必要がある。

第8に、専門大学が、従来の職業教育・訓練とアカデミックな教育との間にあった高い障壁を 低め、職業教育・訓練ルートを辿った者にも、高等教育への道を広げていることが重要である。 専門大学には、熟練職業資格を持った者や、実務経験のある者などが多く学ぶ。

最後に、これらの教育機関の教育内容に実業界や現場がどのように関与するかであるが、デュアルシステムに典型的にみられるように、各レベルの職業資格の修了試験の内容の決定に際し、政労使の3者で協議することが通常であり、ここで現場の意見が反映される仕組みになっている。以上9点が、本調査報告によって得られた知見である。

章末付表 専門大学(行政専門大学を除く)の専攻別学生数(2010年冬学期)

	全体	ドイツ人学生	外国人学生
全体	683,637	615,886	67,751
言語、文化	14,620	13,406	1,214
言語、文化一般	1431	264	167
学際的研究(言語、文化諸学重点)	969	836	95
メディア学	462	428	34
福音派神学、宗教学	907	889	18
救済事業学	139	137	2
福音派宗教教育学、教会教育活動	557	554	3
福音派神学、宗教学	211	198	13
カトリック神学、宗教学	205	197	8
カトリック宗教教育学、教会教育活動	205	197	8
哲学	40	38	
倫理学	40	38	2 2
歴史学	24	21	3
考古学	9	7	2
<u> </u>	15	14	1
図書館学	1,965	1,836	129
図書館学	1,650	1,529	91
資料·文献整理収集	345	307	38
一般·比較文学、言語学	3047	2489	558
文学全般	12	11	1
言語学全般/印欧語学	166	135	31
応用言語学	1,240	903	337
職業関連外国語	1,629	1,440	189
ドイツ語学	23	0	23
外国人向けドイツ語	23	0	23
米英語学	8	8	0
ロマンス語学	4	2	2
フランス語		0	1
イタリア語	1	0	1
スペイン語	2	2	0
スラブ、バルト、フィンランド、ハンガリー	52	40	12
ポーランド語	117	83	34
ロシア語	12	10	2
チェコ語	77	56	21
非ヨーロッパ言語・文化諸学	36	30	6
中国語・朝鮮語	36	30	6
心理学	3,491	3,401	91
教育科学	3,149	3,002	147
職業教育学	15	15	0
成人教育学、学校外青少年教育	18	18	0
教育科学(教育学)	3,034	2,890	144
学校教育学	82	79	3
特殊教育学	84	80	4
· 付外教育子 · 費教育	75	71	4
言語障害教育	9	9	0
三品厚舌教育 スポーツ	230	221	9
	56	52	4
スポーツ教育学/スポーツ心理学	174		5
スポーツ学	1/4	169	5

(次頁に続く)

法律、経済、社会科学	285,065	259,153	6,513
法律、経済、社会科学全般	7,920	7,436	484
学際的研究(法学、社会科学中心)	3,768	3,518	250
コミュニケーション科学、ジャーナリズ	4,152	3,918	234
地域科学	17	15	2
政治学	186	169	17
社会科学	290	286	4
社会福祉	51,900	49,314	2,586
ソーシャルワーク	26,652	25,224	1,428
社会的教育	3,833	3,726	107
社会福祉	21,415	20,364	1,051
法学	12,234	11,327	907
法学	861	801	60
経済法	11,373	10,526	847
行政学	7,380	7,015	365
労働職業相談	223	212	11
労働行政	771	738	33
文書保管	312	306	6
外交	39	39	0
銀行制度	53	51	2
財政	54	51	3
内務行政	1,060	1,023	37
警察・憲法擁護	1,063	1,055	8
司法	240	240	0
社会保障	489	487	2 250
行政学、行政制度	3,015	2,756	259
税務 経済学	61 175,714	157 510	4,754
経済学	119,173	157,519 108,386	10,787
日本日子 コーロッパ経済	4,121	3,899	222
メディア経済学、メディアマネジメント	3,993	3,729	264
国際経営学/マネジメント	23,570	19,116	4,454
スポーツマネジメント/スポーツ経済学	1,308	1,264	4,434
観光経済	7,110	6,381	729
交通経済	913	835	78
国民経済学	767	638	129
経済教育学	106	104	2
経済諸科学	14,653	13,167	1,486
ビジネス・エンジニアリング	29,424	26,072	3,352
ファシリティ・マネジメント	2,085	1,936	149
経済学中心のビジネスエンジニアリン	27,339	24,136	3,203

(次頁に続く)

数学、自然科学	79,429	70,796	8,633
数学、自然科学全般	745	594	151
学際的研究(自然科学中心)	745	594	151
数学	3,559	3,027	532
数学	2,064	1,755	309
数学的統計/確率計算	104	86	18
技術数学	586	554	32
経済数学	805	632	173
情報学	65,925	58,879	7,046
バイオ情報学	205	191	14
コンピュータ·コミュニケ ン技術	2,850	2,491	359
情報学	24,305	21,383	2,922
技術情報学	4,679	4,265	414
医療情報学	1,332	1,132	200
経済情報学	23,653	21,158	2,495
物理学	3	0	3
化学	2,536	2,290	246
生化学	251	233	18
化学	2,285	2,057	228
薬学	1	1	0
生物学	6,470	5,848	622
生物学	697	629	68
バイオ医学	482	308	174
バイオテクノロジー	5,291	4,911	380
地球諸科学(地理学を除く)	60	56	4
地理学	130	101	29
医療、保健	20,999	20,100	899
健康教育学	1,041	1,022	19
健康科学、健康マネジメント	13,295	12,698	597
治療職種(医師を除く)、セラピスト	3,558	3,443	115
介助学、介護マネジメント	3,105	2,937	168
農林科学、食品科学合計	19,041	18,127	531
土地管理、環境形成	3,747	3,642	914
土地管理、景観形成	3,215	3,136	79
自然保護	532	506	26
農学、食糧/飲料技術	9,571	9,040	531
農業経済	1,060	937	123
農学·農業	3,763	3,614	149
造園	1,058	1,025	33
食糧品技術	2,595	2,454	140
酪農	122	104	18
植物生産	178	165	13
ブドウ栽培・ワイン醸造	796	741	55
林学、木材経済	2,050	1,985	65
栄養 家政学	3,673	3,460	213

(次頁に続く)

工学	241,951	213,907	28,044
工学全般	20,383	2,355	1,749
応用システム科学	897	738	159
学際的研究(工学中心)	6,929	5,995	934
Lembereich 技術	118	108	10
メカトロニクス	10,331	9,030	1,301
製作(技術)/テクノロジー	84	84	0
報道技術	2,024	1,895	129
鉱業、冶金工学	268	259	57
機械工学、プロセスエンジニアリング	97,886	88,096	9,790
廃棄物処理	120	104	16
眼鏡製作	785	755	30
化学工学·技術	4,457	3,953	504
印刷·再生產技術	3,032	2,837	195
エネルギー技術(電気技術を除く)	3,565	3,260	305
精密製作技術	1,314	1,100	214
製作技術	5,258	4,587	671
保健技術	5,993	4,935	1,058
硝子技術・セラミック	146	142	4
木材・ファイバー技術	884	872	120
プラスティック技術	1,494	1,365	129
機械製作	48,178	43,756	4,422
金属技術	65	64	1
物理技術	2,311	2,059	252
テキスタイル・衣料技術	2,775	2,357	418
輸送・運搬技術	286	262	24
環境技術(リサイクルを含む)	4,780	4,417	363
プロセスエンジニアリング	6,783	6,025	758
水道・ガス技術	3,806	3,551	255
材料科学	1,854	1,695	159
電気工学 電気・エネルギー技術	42,313 1,955	35,472	6,841 245
電気技術/電子工学		1,710	_
マイクロエレクトロニック	31,916 161	26,971 135	4,945 26
マイクロシステム技術	1,022	912	110
情報技術	6,511	5,154	1,366
光電子工学	748	599	149
交通・航空工学	14,399	13,085	1,314
輸送乗り物(Fahrzeug)技術	8,814	7,902	912
航空·宇宙船技術	1,900	1,658	242
航海	1,745	1,690	55
造船·船舶技術	634	602	32
交通技術	1,306	1,233	73
建築、インテリアデザイン	19,326	16,641	2,685
建築学	16,122	13,730	2,392
<u> </u>	3,204	2,911	293
土地利用計画(Raumplanung)	972	927	45
土地利用計画	268	235	33
環境保護	704	692	12
土木工学	23,034	20,308	2,726
土木工学	21,908	19,218	2,690
	514	499	15
鉄骨建築	76	75	1
河川工事	127	127	0
治水·水利	409	389	20
測量	3,285	2,979	306
地図作成	716	659	57
測量·測地学	2,569	2,320	249
工学中心の経済技術	20,085	18,290	1,795

芸術、芸術学	22,192	20,174	2,018
芸術·芸術学全般	1,484	1,388	96
学際的研究(芸術·芸術学中心)	296	260	36
芸術教育	413	387	26
修復学	775	741	34
造形芸術	1,204	1,138	66
造形芸術・グラフィック	36	35	1
彫刻	11	11	0
ニューメディア	1,157	1,092	65
デザイン、グラフィック	18,139	16,404	1,735
応用芸術	2,940	2,607	333
宝石・装飾デザイン	113	82	31
グラフィックデザイン・コミュニケーション	11,563	10,528	1,035
工業デザイン・生産デザイン	1,517	1,364	153
テキスタイルデザイン	2,006	1,826	183
演劇、映画、TV、演劇学	684	645	39
映画。テレビ	502	472	30
演劇学	182	173	9
音楽、音楽学	681	599	82
音楽教育	637	558	79
音楽学·音楽史	11	11	0
録音技師	33	30	3
その他	110	2	108

(資料) Statistisches Bundesamt :Fachserie 11,Reihe 4.1,W5 2010/2011.S.147-161.より作成

章末資料 バイエルン州立専門大学の実習ゼメスターの実施に関する規程(抄訳)

バイエルン州科学、研究、芸術省布告

2007年8月20日 Nr.XI/2—H3432.4.2-11/210620

2006年5月23日のバイエルン大学法第106条第1項第3段に基づき、バイエルン州科学、研究、 芸術省は、以下の規程を公布する。

1. 概念

バチェラーとディプロム並びに場合によってはマスターの修了を伴う専門大学学修課程は、2007年7月20日の命令によって変更された、2001年10月17日の専門大学試験規定第2条第2段の基準に従って、実習ゼメスターを含む。最初の実習ゼメスター(praktische Studiensemester)に代えて予定される基礎実習(Grundpraktika)に対しては、以下の規程が妥当する。

2. 実習ゼメスターの間の学生の地位

- 2.1. 学生は、すべての権利と義務を持つ専門大学のメンバーの身分を保持する。実習ゼメスターは、職業訓練法の意味での実習ではない。実習ゼメスター中の学生は引き続き学生と同様に扱われる。
- 2.2. 学生は、連邦訓練促進法の基準に従って、訓練に対する補助を求める権利を有する。訓練の場の何らかの補償ないし補助金は、この法の規程に従って、連邦訓練促進法による実績によって評価する。
- 2.3. 学生の疾病—介護保障に関する規定は、実習ゼメスター継続期間中、実習ゼメスター中の学生にも適用される。しかし学生は、社会法典の規程に従って、疾病、介護、年金、失業保険における被用者の保険義務を負わない。
- 2.4. 企業で実習ゼメスターを行う学生は、企業に所属する事故補償の担い手に関する法律によって、労働災害に対して保障される。

(外国での外実習ゼメスターに関する規定)略

2.5. 訓練の場がそのような補償を求めないとしても、あるいは訓練の場が結んだ保険によって 賄われるにせよ、学生による損害賠償保険への加入が勧められる。専門大学は、グループ保 険の加入を働きかけるべきである。

3. 訓練の場、訓練契約

- 3.1. 学生は、専門大学に適切な訓練の場を提案する権利と義務を負う。特別な理由で自分で提案できなかったり、提案が認められなかった場合、専門大学は、学生が希望する場合、適切な訓練の場を探す援助を行う。
- 3.2. 学生は、専門大学に認められた訓練の場と、文書で訓練契約を結ぶ。訓練契約は、できれば付録に示されたモデルに従ってなされるべきである。訓練契約は、専門大学の認可を必要

とする。

4. 実習生委員会、実習ゼメスター委員

- 4.1. 専門大学は、実習ゼメスターに関するあらゆる事項のために実習生委員会を作るべきである。
- 4.2. 専門大学の学部は、大学教員を実習ゼメスターの委員として任命すべきである。委員の課題には、特に以下の課題がある。
 - 実習生委員会の専門的援助、特に訓練の場の適性の判断と訓練契約の審査
 - -訓練の場とのコンタクトの確保と援助
 - -実習と並行して行われる講義の組織と、実習ゼメスターの最後にある試験、並びに訓練の場での学生に対する専門的な世話のための大学教員の派遣に際する寄与

(実習生委員会委員に対する教育義務の軽減)略

- 5. バイエルン州立専門大学の実習ゼメスターのための調整センター
- 5.1. 実習ゼメスターの一般的な問題のため、コーブルグ専門大学に調整センターを置く。
- 5.2 その課題 (略)
- 6. 発効(略)